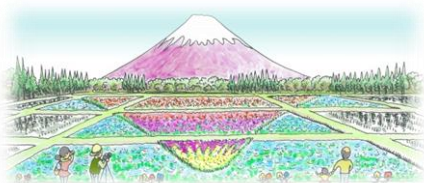


小山町環境基本計画

平成 26・27 年度 年次報告書

＜北郷地区の重点的な取り組み＞



休耕田を利用した四季折々の花作り

＜小山地区の重点的な取り組み＞



各家庭における窓辺花いっぱい運動の展開

須走地域

＜須走地区の重点的な取り組み＞



水路を活用した小水力発電によるエネルギーの地産地消

北郷地域

小山地域

足柄地域

＜足柄地区の重点的な取り組み＞



宿場町をイメージできる街路樹の植栽によるまちづくり

静岡県
小山町

目 次

第1章	計画の基本事項	…	2
	1. 年次報告書について		
	2. 計画の推進		
第2章	環境行政の概要	…	3
	1. 環境行政の機構	…	3
	2. 総務課くらし安全班の主な仕事		
	3. 環境行政系統図	…	4
第3章	環境の現状	…	5
	1. 小山町の環境の現状	…	5
	2. 地球環境に関する世界・日本の状況	…	32
第4章	基本理念がめざす環境のすがた	…	37
	1. めざす環境像を実現するための取り組み体系	…	37
	2. めざす環境像を実現するための取り組み	…	38
第5章	環境施策の実施状況	…	39
	1. 豊かな自然と快適な生活空間	…	39
	2. きれいな水と空気、安全な生活環境	…	54
	3. 循環型の社会	…	60
	4. 自ら学び・考え・行動する町民	…	66
付録	環境用語解説	…	69

第1章 計画の基本事項

1. 年次報告書について

環境基本計画は、小山町環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、同条例第8条で定める「町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない。」の規定に基づき策定しました。

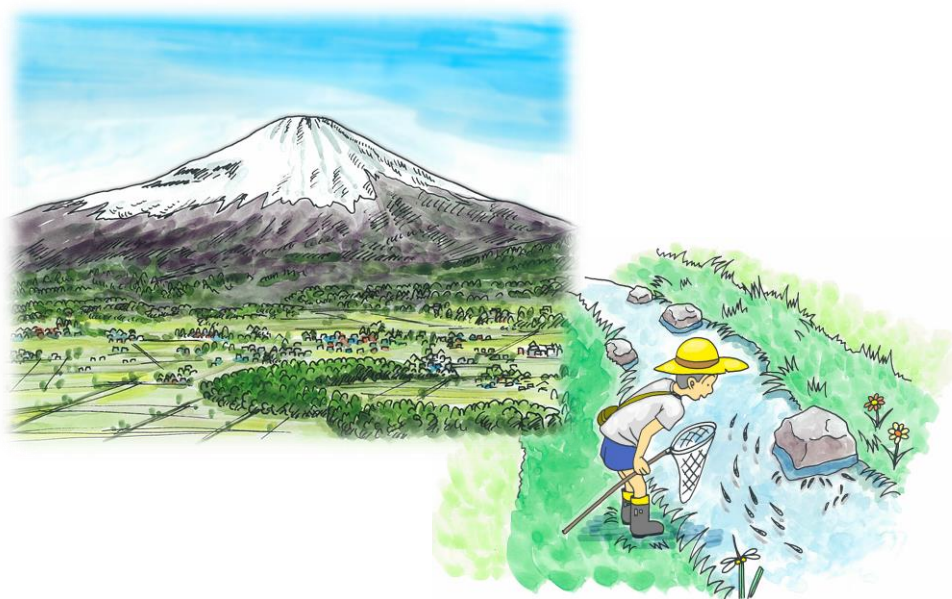
この基本計画は、【豊かな自然と快適な生活空間】【きれいな水と空気、安全な生活環境】【循環型の社会】【自ら学び・考え・行動する町民】の4つの柱を「めざす環境像」とし平成35年度までに実現しようとするものです。進捗状況については毎年度確認するとともに、新たな環境の変化を踏まえ、5年を目途に中間見直しを行うこととしています。

さらに、環境の保全と創造への取り組みが、町、町民、事業者及び滞在者等が一体となって計画的に推進されるよう各主体の役割を体系化し、各主体が相互に連携を図りながら「めざす環境像」の実現に向けて取り組まれることを期待しています。

この年次報告書は基本計画策定後の環境に関わる状況と、これまでの取り組み状況をまとめたものです。

2. 計画の推進

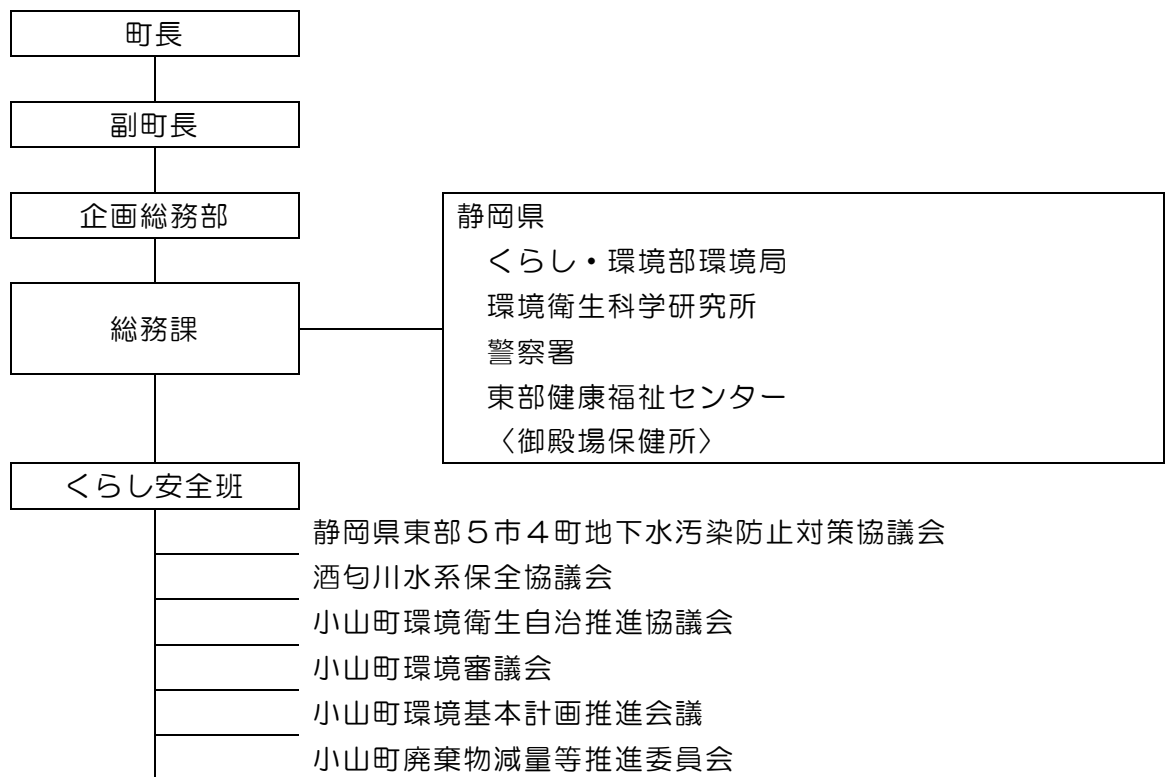
基本計画で掲げる各種施策については、町の他の計画や施策との整合性を図りながら具体的な取り組みとその取り組み時期について4つに区分けして推進することとしています。



第2章 環境行政の概要

1. 環境行政の機構

平成28年4月1日現在における環境・公害行政機構の概要

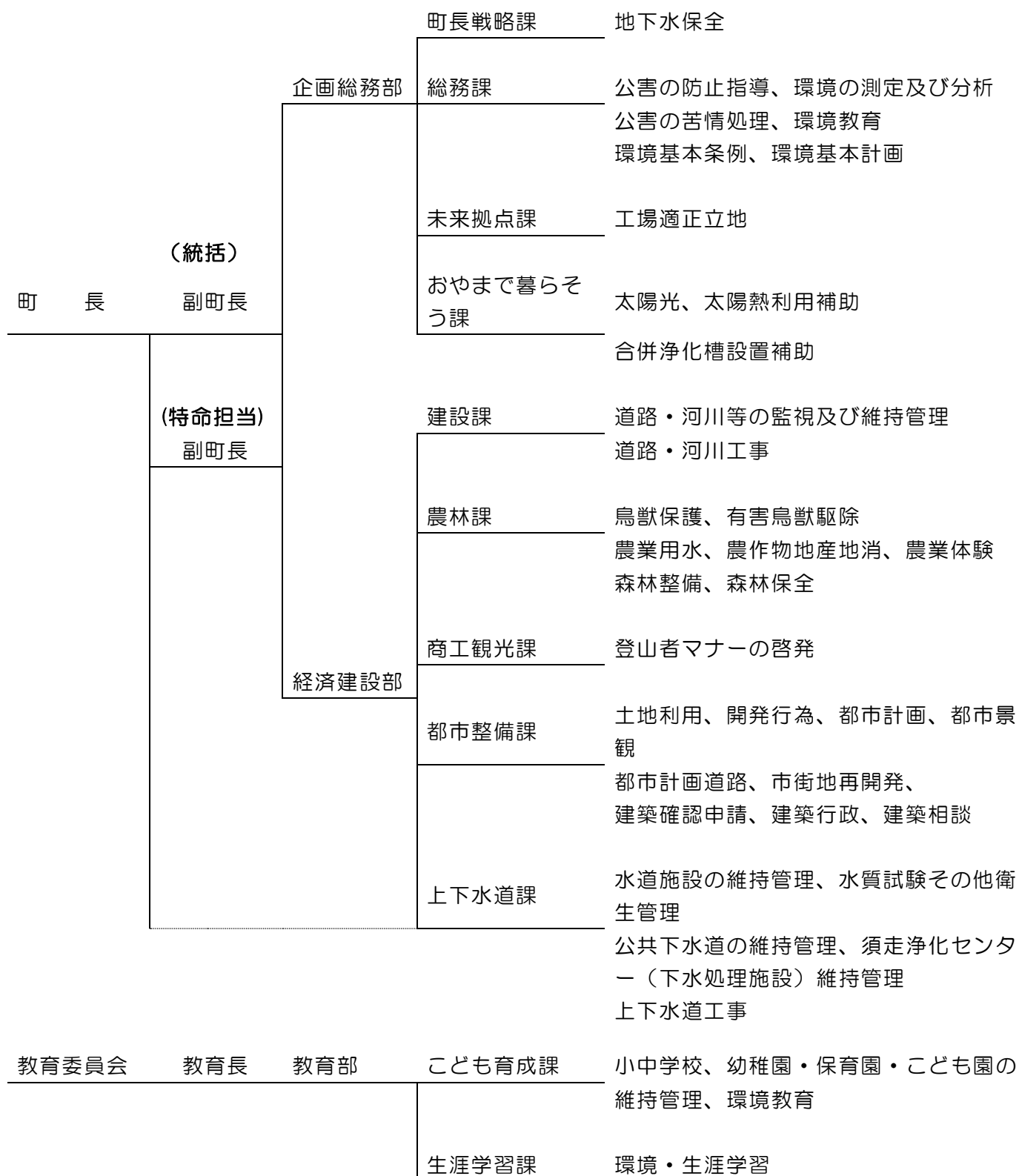


2. 総務課暮らし安全班の主な仕事

- 1) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染に係る行政指導及び相談・苦情への対応に関する事
- 2) 環境測定に関する事
- 3) 一般廃棄物最終処分場の管理等に関する事
- 4) 環境保全の普及及び啓発に関する事
- 5) 環境保全団体との連絡調整に関する事
- 6) 環境保全に関する施策の企画・立案に関する事
- 7) 環境基本条例、環境基本計画の推進に関する事
- 8) 環境審議会・環境基本計画推進会議に関する事
- 9) 環境教育の推進に関する事
- 10) 一般廃棄物処理等に関する事
- 11) 飼犬猫適正飼育に関する事
- 12) 自然保護に関する事

3 環境行政系統図

平成 28 年 4 月 1 日現在における環境保全及び公害対策等分掌の系統



第3章 環境の現状

1. 小山町の環境の現状

1-1 立地環境

(1) 位置

小山町は静岡県の北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接している県境の町です。行政区域は、東西 26.04km、南北 13.33km にわたり、全体の面積は 135.74 k² であり、県内では 14 番目に広い町です。(平成 28 年 3 月現在)



位置・面積・標高

項目	具体的な内容	備考
位置	東経 138° 59' 北緯 35° 21'	役場本庁舎の位置
面積	135.74 平方キロメートル	
標高	266.0 メートル	役場本庁舎の位置
面積	全 体 135.74k m ² 小山地区 28.02k m ² 足柄地区 20.14k m ² 北郷地区 45.34k m ² 須走地区 42.24k m ²	標高 266m (本庁) 標高 331m (支所) 標高 442m (支所) 標高 786m (支所)

出典：「小山町の統計 平成 27 年度版」

※面積については、一部境界未定等があり確定値ではない。

(2) 人口・世帯数

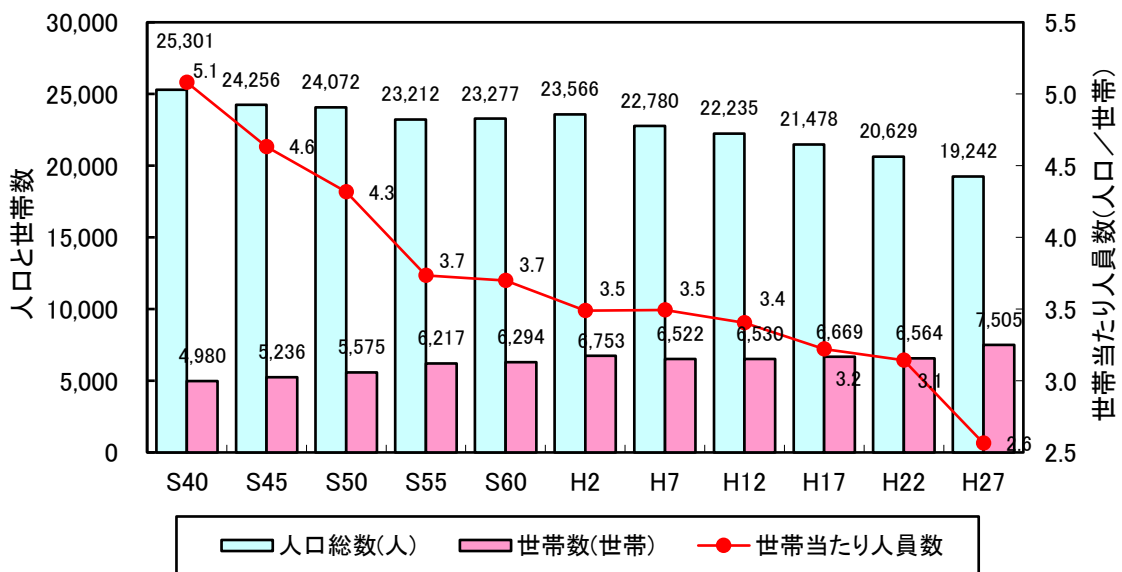
小山町の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在で 19,242 人、世帯数は 7,505 世帯です。(平成 27 年の人口は暫定値)

町の人口と世帯数の推移は、人口、世帯数とも昭和 40 年から減少傾向にあります。

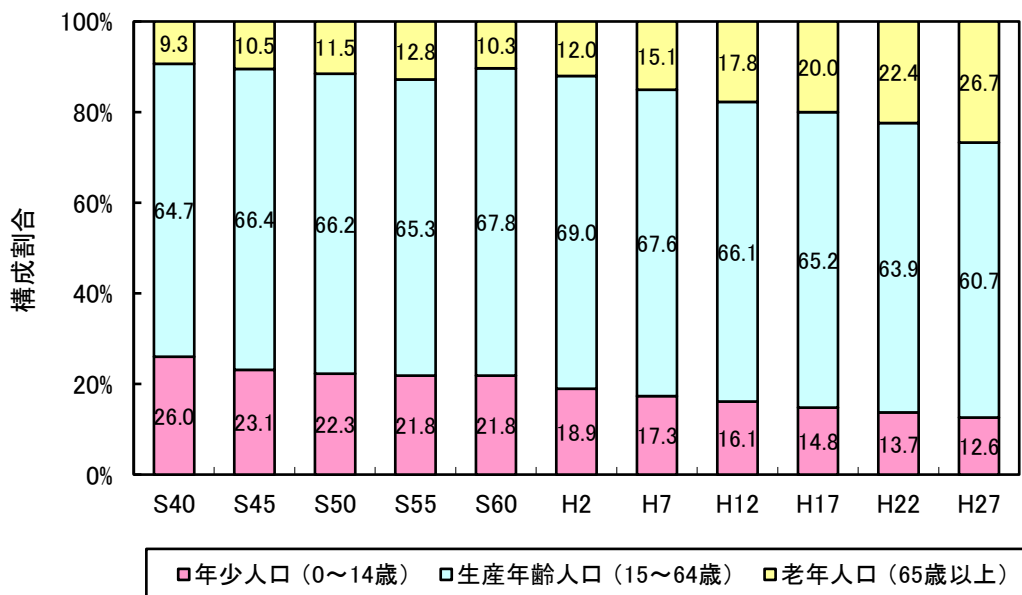
1 世帯あたりの人員数は、昭和 40 年の 5.1 人から平成 27 年の 2.6 人と減少傾向にあり、小家族化・核家族化の傾向がみられます。

年齢 3 区別の人口構成割合は、昭和 40 年は年少人口(0～14 歳)26.0%、生産年齢人口(15～64 歳)64.7%、高齢者人口(65 歳以上)9.3%でしたが、平成 27 年は年少人口(0～14 歳)12.6%、生産年齢人口(15～64 歳)60.7%、高齢者人口(65 歳以上)26.7%と、少子高齢化の進行が顕著です。

小山町の人口と世帯数の推移



年齢区別人口構成割合の推移



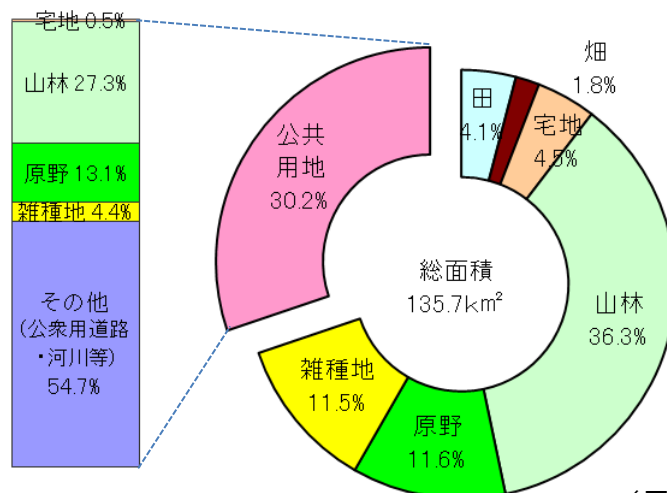
出典：「小山町の統計（平成 27 年度版）」

(3) 土地利用

小山町の総面積 135.7km² (13,570ha) のうち、土地利用の内訳(地目別面積)は、水田 550ha(4.1%)、畑 250ha(1.8%)、宅地 620ha(4.5%)、山林 4,920ha(36.3%)、原野 1,580ha(11.6%)、雑種地 1,560ha(11.5%)、公共用地(国、県、町有地) 4,100ha(30.2%)となっています。(平成 27 年 1 月 1 日現在)

山地部は主に山林として利用されており、スギ・ヒノキなどの植林地が広がっています。

地目別土地利用の割合

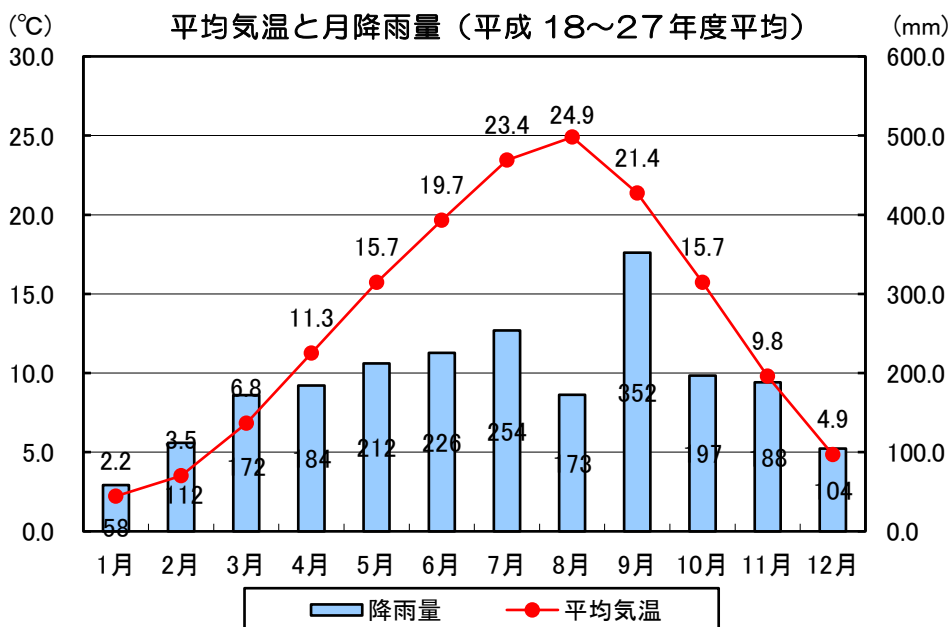


(平成 27 年 1 月 1 日現在)

(4) 気象

小山町は標高が高いため過去 10 年間の平均気温は 13.3℃、8 月の月平均最高気温と 1 月の月平均最低気温との年較差は 23℃程度となっています。

また、過去 10 年間の小山消防署での平均年間降雨量は、富士山による影響もあり、2,232mm 程度となっています。山間部では年間降水量が 2,500mm 以上、最深積雪は 10cm 以上となっています。また、霧の発生が多い地域でもあることから年平均日照時間数は 1,800 時間以下となっています。



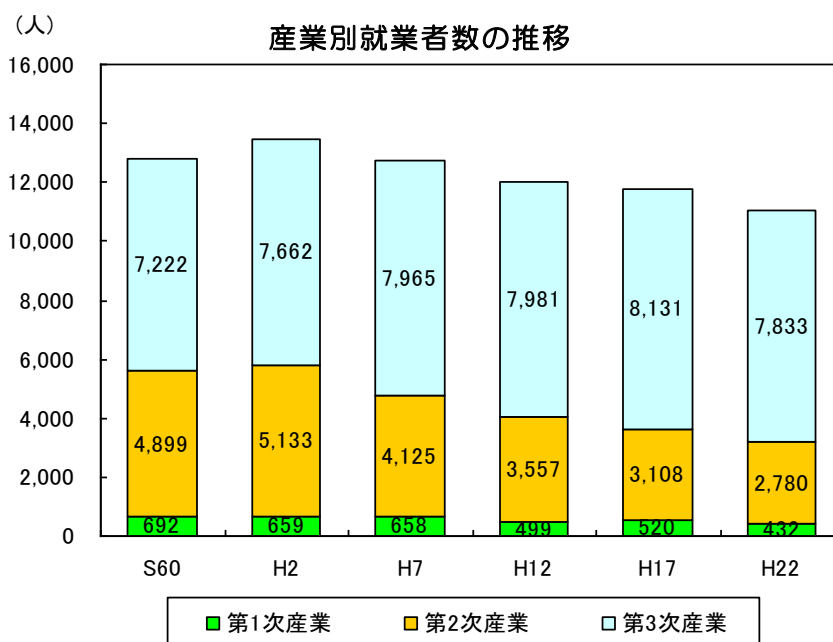
出典：「小山町の統計」(小山消防署)

年 次	平均気温 (℃)	8月平均気温 (℃)	1月平均気温 (℃)	平均年間降水量 (mm)
平成 18～27 年度	13.3	24.9	2.2	2232.2

(5) 産業

就業者総数 11,073 人(平成 22 年国勢調査)のうち、第 1 次産業(農林水産業)就業者が 432 人、第 2 次産業(鉱工業・建設業)が 2,780 人、第 3 次産業(商業・サービス業など)が 7,833 人となっています。(分類不能は 28 人)

平成 7 年から平成 22 年までの過去 15 年間では、第 1 次産業、第 2 次産業とも減少傾向にあります。第 3 次産業は微増であり、平成 22 年では就業者総数の約 7 割を占めています。

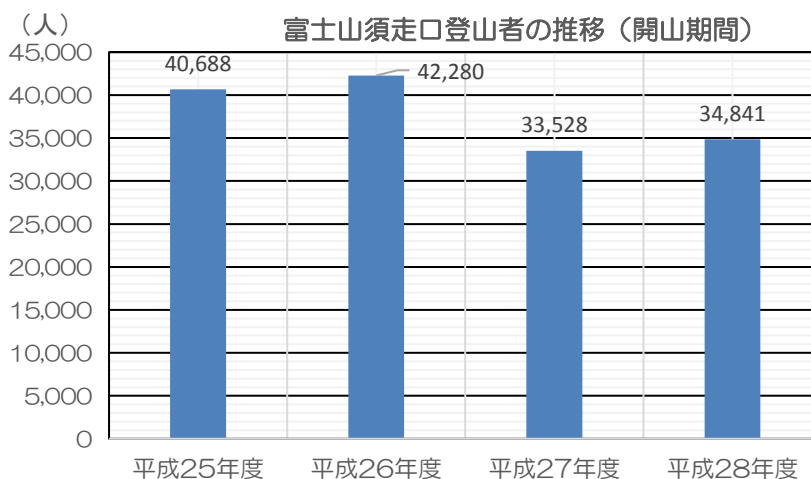


出典：「小山町の統計（平成 24 年度版）」

(6) 観光

小山町は豊かな自然環境を多くの人々に体験して頂くため、観光施策を進めています。現在、富士山、金時山、金太郎や富士箱根トレイルなど観光資源を活かした受け入れ体制の整備や、町の魅力を伝える人材の育成に取り組んでいます。

また、小山町を訪れる人々は、首都圏から 100 km 圏内ということもあり、通過型の観光が主体となっていますが、小山町の豊かな自然環境を存分に知っていただくための滞在型の集客にも力を入れています。



1-2 自然環境

(1) 地形・地質

1) 地形

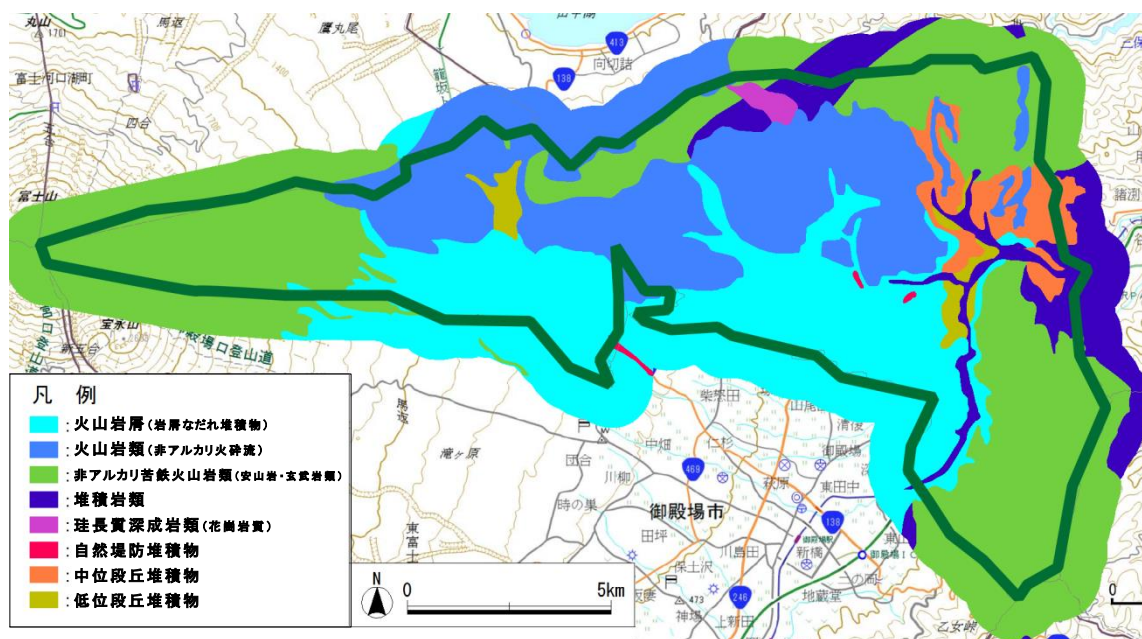
小山町は、富士山の山麓に開けた町です。北西端は富士山頂まで達しており、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山地と北東は丹沢山地、東南は箱根火山・足柄山嶺に取り囲まれた東西に長く伸びた町です。

標高の最高は富士山の 3,776m ですが、市街地・農耕地はおよそ 300m から 800m の間にわたる緩傾斜地帯にあります。小山・須走地区の標高差は 500m あり、河川の源を富士山東南域・丹沢西域・箱根北東域に降った雨を集めて流れる鮎沢川は、馬伏川、須川、野沢川を合わせて東に流れ、酒匂川となって相模湾に注いでいます。



2) 地質

小山町の東部は金時山の玄武岩質溶岩が主に斜面を構成し、北部の丹沢山地は御坂層群の玄武岩・安山岩質溶岩等からなっています。また、西部は玄武岩質溶岩の覆う富士山本体で、中腹から裾野には火山砕屑物^{さいせつぶつ}で厚く覆われています。鮎沢川等川沿いには堆積岩類もみられます。



参考：産業技術総合研究所地質調査総合センター（編）（2012）
20 万分の 1 日本シームレス地質図データベース(12.7.3 版)

(2) 森林

1) 森林区分

小山町の森林面積は 9,176.6ha で、町の総面積に占める割合は 67.5%となっています。所有別では、国有林が 3,109.0ha、民有林が 6,067.6ha です。民有林のうち、人工林は 3,230.7ha です。人工林では杉、ヒノキなどの針葉樹が多く、天然林は広葉樹が多く生育しています。

現在、林業経営者および林業従事者の減少により、ほとんどの民有林で林業経営が行われておらず、林家戸数は 412 戸となっています。(平成 27 年度静岡県森林・林業統計要覧)

(3) 植物と動物

1) 植生帯と主な動物

小山町の植生は、富士山、丹沢山地、金時山の大きく 3 つに分けられます。

富士山の 500m 以下の丘陵地帯には、カシ、シイなどの林があります。500m から 1,000m までの山地帯には広大なススキ草原があります。1,500m から 2,500m の亜高山帯には、カラマツ、ダケカンバなどの林が多くあります。根を深く広く張って安定させ、少ない水分を吸収して生きるフジアザミ、オンタデ、メイゲツソウ、ムラサキモメンツルなどは、荒地でも生育できる植物であり、麓から分布域を広げたものが始まりと考えられます。これら先駆植物が生えると地中に栄養物がたまり、砂も根の力で砕かれ他の植物も生えやすい条件となります。この結果、日当たりを好むカラマツやダケカンバなどの木が生え出し、先駆植物は追われ更に上にあがります。また、日当たりを好む木もその下から生え出し高木となるシラビソ、コメツガなどに日当たりを奪われ更に上に上がります。このようにして、富士山の植物は開拓と乗っ取りを繰り返し上へと発達してきました。

富士山の須走登山道では、亜高山の鳥であるミソサザイやルリビタキ、クイタダキなどの声を聞くことができます。東富士演習場ではノビタキ、コヨシキリ、セッカなどの草原の鳥がみられます。

明神峠から三国山にかけての三国山稜は、尾根沿いや南斜面にブナ、ミズナラの森が見られ、日本を代表する自然林です。ブナ林にはカエデ類が多く出現することが特徴で、オオモミジ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデなどが見られます。最近ではブナの自然林は大変少なくなり、大切な自然の財産として残していくことが重要です。

箱根外輪山の最高峰であり、箱根山の寄生火山である金時山には、ブナを主とした夏緑林がよく発達しています。ブナをはじめ、ヤマボウシ、ミズナラ、ヒメシャラ、オオイタヤメイゲツなどが見られ、林床にはウラハグサが多く生育し、ヒメシャガも見られます。

哺乳類は集落周辺の低地ではアカネズミやジネズミ、山地ではニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンノウサギ、キツネなどが生息しています。

静岡県東部地域の気候帯と植生帯の区分

気候帯	垂直分布帯	相観による植生帯	優占種による植生帯	主な植物
寒帯	高山帯 2800m～山頂	高山荒原帯	イワツメクサ～ フジハタザオ帯	オンタデ、イワツメグサ、 フジハタザオ
亜寒帯	亜高山帯 1600～2800 m	針葉樹林帯	コケモモ～ シラビソ帯	シラビソ、コメツガ、トウ ヒ、カラマツ、ミヤマハン ノキ
温帯	山地帯 800～1600m	夏緑広葉樹林 帯	ブナ～ ミズナラ帯	ミズナラ、ブナ、カエデ
暖帯	低地帯 0～800m	照葉樹林帯	シイ～ カシ帯	スタジイ、アラカシ、クス ノキ

資料：静岡県環境学習データバンク 自然観察コース100選ガイド「ふるさと自然東部編
その1」（発行日：昭和62年3月31日）



<オンタデ>

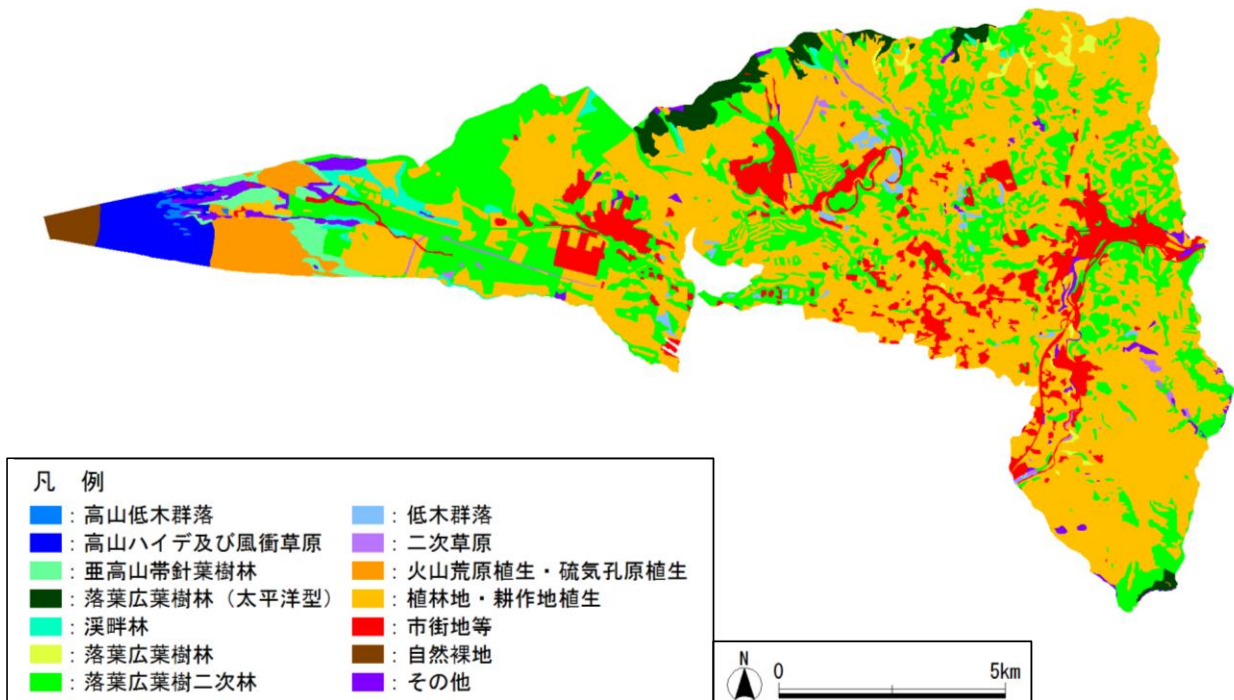


<フジハタザオ>



<イワツメクサ>

現存植生図



出典：自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局 生物多様性センター
1/25,000 植生図より作成

1) 動植物との関わり

平成 18 年度から山麓部の集落を中心にニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンによる農作物への被害が増加しています。

このため、小山町では、平成 24 年 7 月に野生鳥獣による農林産物に対する総合的な被害防止対策を適正・円滑に実施するため、協力体制を強固にし、関係団体等の連絡調整を行うことを目的とした「小山町鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、被害状況の把握と被害防止対策に努めています。

(4) 法規制による保護

小山町では富士山と金時山が自然公園法に基づく「富士箱根伊豆国立公園」に指定されており、富士山は標高 2,500m から山頂までは特別保護地区、標高 2,000m から 2,500m までは特別地区に指定されています。金時山も山頂は特別保護地区に、周辺が特別地域に指定されています。

立山から湯船山にかけての三国山系は、自然環境保全法に基づき静岡県により「明神峠自然環境保全地域」に指定されており、特別地区と普通地区に指定されています。

また、鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区として「富士山南」「須走」地区が、特別保護地区として富士山南地区が指定されています。



出典：静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図

※背景地図は国土地理院地図を使用

1-3 景観・まちづくり

(1) 景観

1) 景観の特徴

小山町は、北西にそびえる富士山や、水田や集落からなる伝統的な田園景観などを有しており、景観資源に恵まれています。特に富士山、金時山、不老山などの山岳は町内の各所から望むことができ、田園景観と併せて優れた眺望景観を形成しています。

一方で、屋外広告物や電線・電柱などへの景観対策も必要となっています。

2) 景観育成

富士山の世界文化遺産登録がされた小山町では、景観行政団体となるよう準備を進め、平成 27 年度には町の良い景観の形成を促進するため、小山町景観計画の策定と小山町景観条例の施行を実施しました。

(2) まちづくり

1) 都市計画

小山町は、富士山の一部を除いた 10,423ha が都市計画区域に指定されています。これは、町域の約 76.6%に該当します。用途地域として指定されているのは、そのうちの 536.5ha(都市計画区域の約 5.0%)で、そのうちの約 77.8%が住居系地域となっています。

土地利用については、富士山の一部を除く町域において都市計画法第 7 条に基づく市街化区域と市街化調整区域の「区域区分(線引き)」による規制が行われています。

2) 歴史・文化遺産

小山町の文化財としては、国指定の特別名称および史跡として富士山が指定されています。富士山は平成 25 年 6 月に世界文化遺産としても登録され、小山町では「須走口登山道」「富士浅間神社」が構成遺産になっています。このほか、国の登録文化財の建造物として豊門公園内の建造物、森村橋および村松家住宅主屋が指定されています。

また、静岡県指定の有形文化財として宝鏡寺木造地藏菩薩坐像が、天然記念物として上野トチノキなど 5 件が指定されています。町指定としては、天然記念物・史跡・建造物・無形民俗文化財など計 18 件が指定されています。(平成 28 年 3 月 31 日現在)

3) 公園・緑地

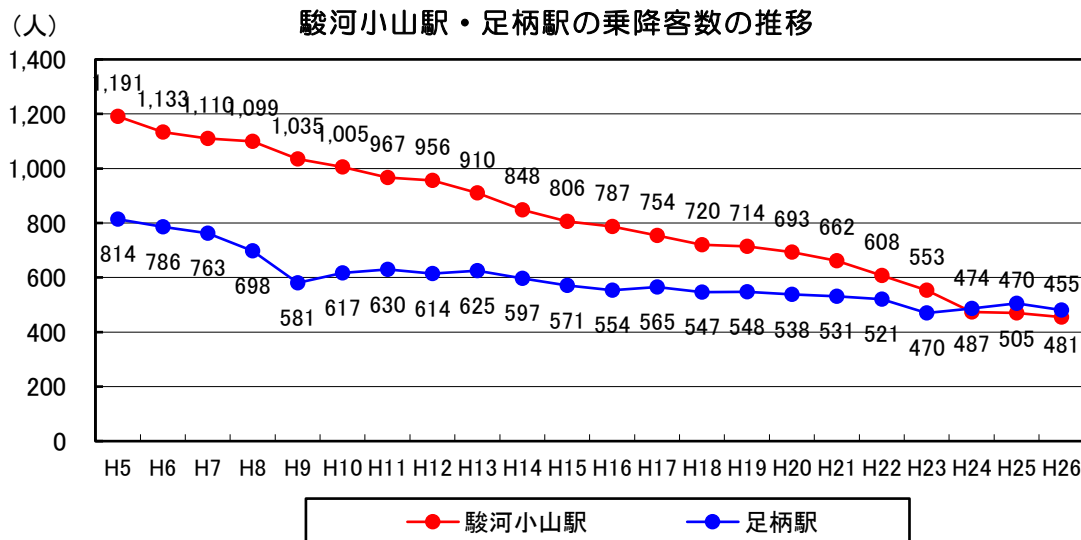
現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。

平成 27 年現在、小山町での一人当たりの都市公園面積は 5.7 m² ですが、平成 26 年度末の全国都市公園等整備水準は 10.2 m²/人であり、静岡県においては 9.3 m²/人となっています。また、東京 23 区では 3.0 m²/人となっています。

4) 交通環境

鉄道は、沼津と国府津を結ぶ JR 御殿場線が町の中心市街地を東南に走っています。

町内の駅は駿河小山駅と足柄駅の 2 駅で、一日当たりの乗車人員は駿河小山駅では 455 人、足柄駅では 481 人で、2 駅の利用者の合計は 936 人(平成 26 年度)です。現在ではマイカーの普及と利便性から、利用者の減少により両駅とも無人駅となっています。

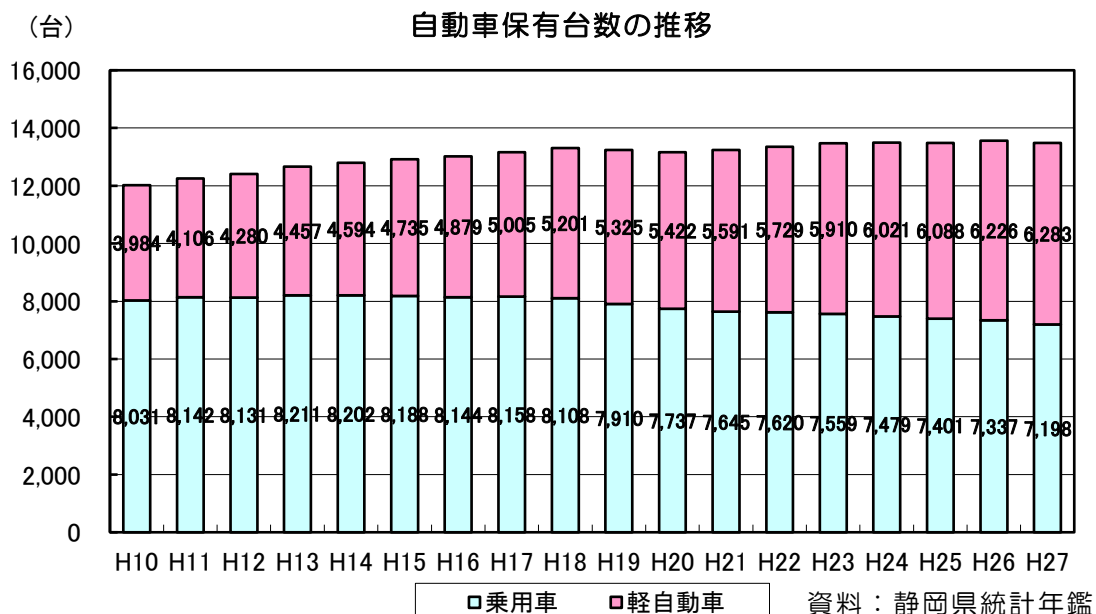


出典：東海道旅客鉄道株式会社静岡支社 提供データ

道路は、町の中心部を東南に国道 246 号が通り、須走地区を北東に国道 138 号と東富士五湖道路が通っています。また県道沼津小山線が町の中心部を通っています。それらを主軸として、県道(主要地方道および一般県道)8 路線、町道 1,486 路線が、町内を縦横に走っています。なお、平成 32 年には新東名高速道路の開通が予定されています。

町道の延長は約 456km、改良率は 42.1%、舗装率は 47.5%です。また、歩道等設置道路延長は約 21.6km です。(いずれも平成 28 年 4 月 1 日現在)

自動車保有台数は、13,481 台(軽自動車含む、平成 27 年度)で横ばいにあり、1 世帯当たりの平均保有台数は約 2 台です。



1-4 農業

(1) 農業

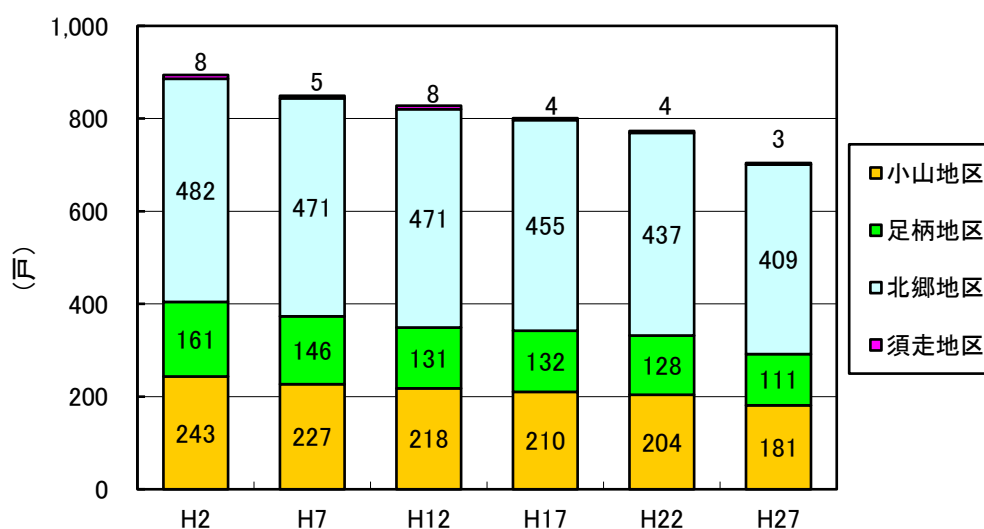
1) 農家数および人口

総農家数は 704 戸で、うち販売農家数が 435 戸、自給的農家数が 269 戸となっています。

また、全経営耕地面積 405ha のうち、1 ha 未満の農家が 8 割以上を占めており、典型的な中山間地域となっています。

農家数、農業就業人口とも減少傾向にあり、65 歳以上の占める割合が 70% を超え、農業従事者の高齢化と後継者の育成が課題となっています。(平成 27 年現在)

地区別農家数の推移



出典：農業センサス（各年 2 月 1 日現在）

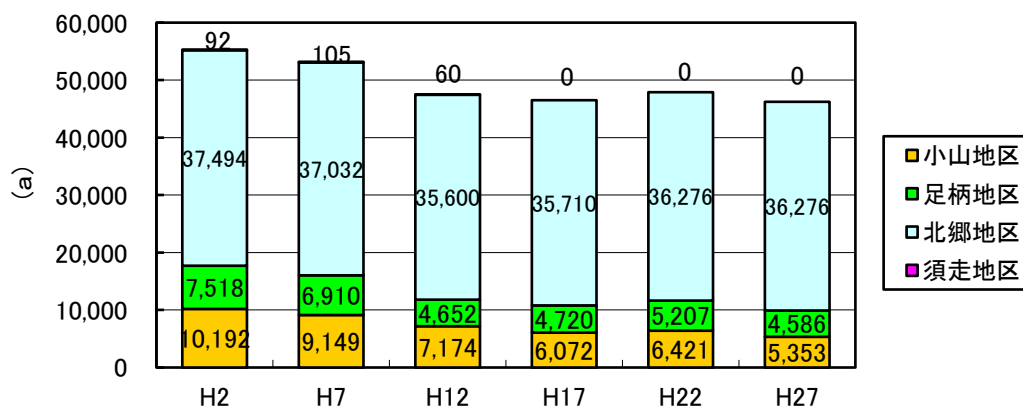
2) 農地

現在の農業基盤である農業振興地域は 4,885.0ha で、そのうち 414.9 ha が農用地区域として指定されています。(平成 27 年 4 月 1 日現在)

経営耕地の推移を見ると、近年農地は減少傾向にあります。

現在、後継者不足や高齢化に伴って農業従事者不足が深刻な問題となっています。農業経営を縮小したい、または農業経営ができない農家より農地を買い(借り)受け、規模拡大を図る農家へ斡旋することで、遊休化・荒廃化の防止を図っています。

地区別経営耕地の推移

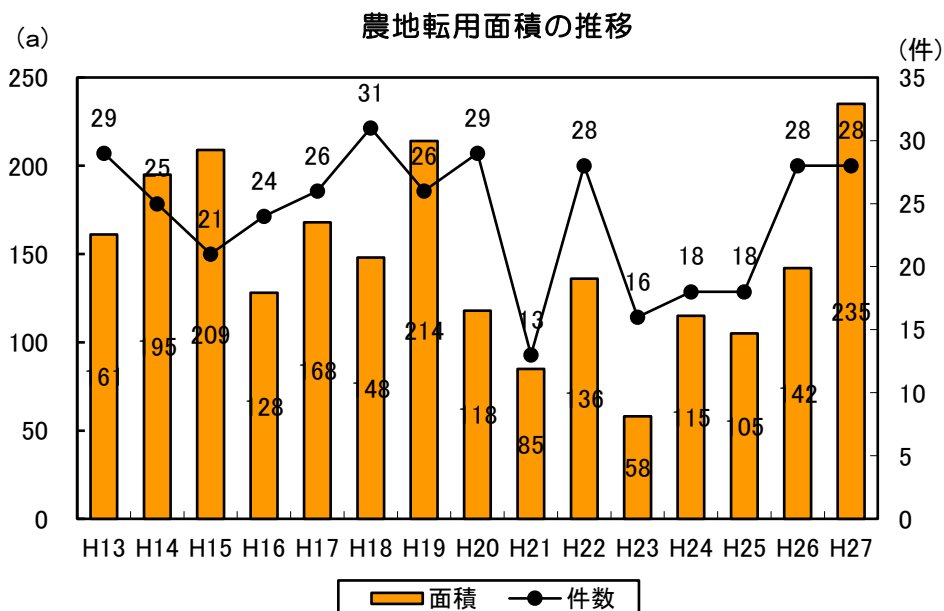


出典：農業センサス（各年 2 月 1 日現在）

3) 農地転用

本町では、宅地化や商工業施設の進出はほとんど進まず、市街化区域内での農地が共同住宅用地等に転用される例があります。

平成 18 年から平成 27 年の間に、件数は合計 235 件、面積では約 13.6ha の農地が転用され、このほとんどが、市街化区域内において宅地に転用されました。



出典：小山町農業委員会

4) 環境面での取り組み

農業における環境面での取り組みとして、農業用廃プラスチック資材および不要農薬の回収がJAを通じて行われています。

また、平成 16 年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設され、水稻専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。

5) グリーンツーリズム

近年、農村と都市住民との交流を地域活性化の有効な手段として位置づけ、これを積極的に推進していこうという動きが盛んになってきており、グリーンツーリズムなどの事業が活発化しています。

小山町においても東京都港区赤羽小学校の5年生が、所領区の圃場で「田植え・稲刈り体験」を毎年実施しています。

1-5 水

(1) 水

1) 河川水

小山町の河川は、3つの主要な支流が、御殿場市中心部を源流とする鮎沢川に合流し神奈川県に入ると酒匂川と呼ばれるようになり相模湾に注いでいます。小山町に源流を持つ、須川、馬伏川、佐野川は、清澄な河川で、ヤマメ、アマゴやカジカが生息しています。小山町では、須川「養魚場取水口」1か所、馬伏川「下古城」1か所、佐野川「佐野川橋上」と「上柴怒田」の2か所で年4回の水質調査を実施しています。

また、地図に示す30地点においては、年1回の調査を実施しています。

調査項目は、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）、SS（浮遊物質）、BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数です。おおむね、環境基準値を達成した良好な水質ですが、BOD・大腸菌群数については、環境基準の超過が見られます。小山町の河川は清らかであり、主要3河川の須川、馬伏川、佐野川は鮎沢川に合流し町内の河川には、ヤマメ、アマゴやカジカが生息しています。

測定地点と地点名を以下に、水系ごと最新の測定結果を次のページに示します。

河川水質測定地点図及び採水地点名



水系	河川	採水地点	地点番号
須川	須川	養魚場取水口	I
馬伏川	馬伏川	下古城	II
佐野川	佐野川	佐野川橋上	III
佐野川	佐野川	上柴怒田	IV
鮎沢川	鮎沢川	もみじ橋	1
	鮎沢川	坪入橋	2
	鮎沢川	県境	3
	金時川	向平橋	4
	地藏堂川	矢台橋	5
	山沢川	落合河原橋	6
	ワマ沢川	ワマ沢橋	7
	頓沢川	頓沢橋	8
	西沢川	中西沢橋	9
	滝沢川	滝沢橋	10
	大沢川	大沢橋	11
馬伏川	馬伏川	思橋	28
	馬伏川	清水橋	29
	立沢川	下古城	30

水系	河川	採水地点	地点番号	
野沢川	野沢川	向井田橋	12	
	野沢川	東電取水口	13	
	湯船川	尾崎橋	14	
	中島川	合流点前	15	
佐野川	佐野川	上柴怒田	16	
	佐野川	相野橋	17	
	佐野川	合流点前	18	
	精進川	須走道の駅横	19	
	精進川	下原	20	
	須走排水路	東原下	21	
	海苔川	ツバハ橋	22	
	菖蒲沢川	合流点前	23	
	須川	須川	須川本流ダム	24
		須川	東電取水口	25
上野川		合流点	26	
南沢川		国道246号下	27	

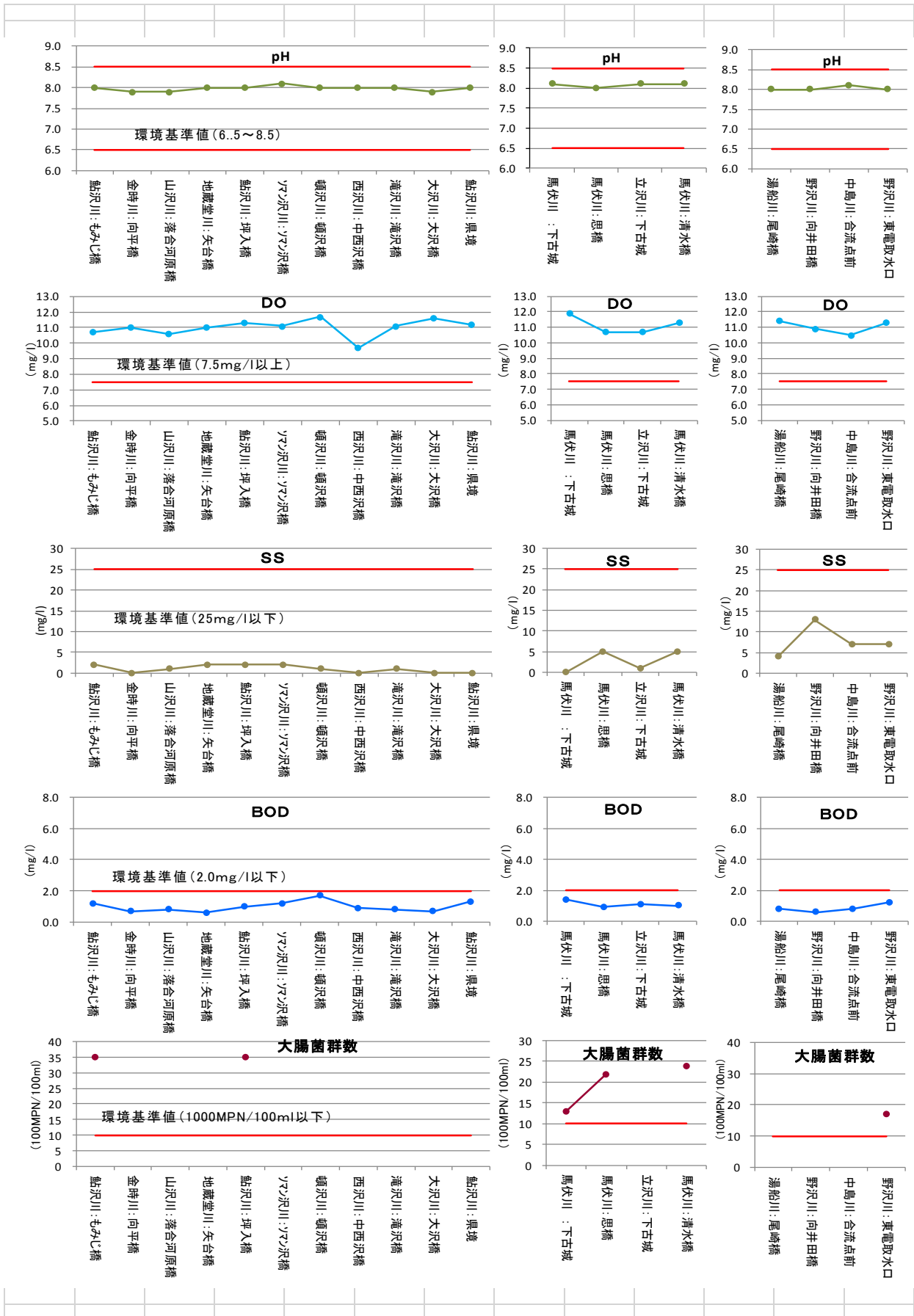
注) I～IVは、主要3河川の4箇所の調査地点、1～30は支流河川等の調査地点を示す。

平成27年度小山町水質測定結果（水系別流程毎）

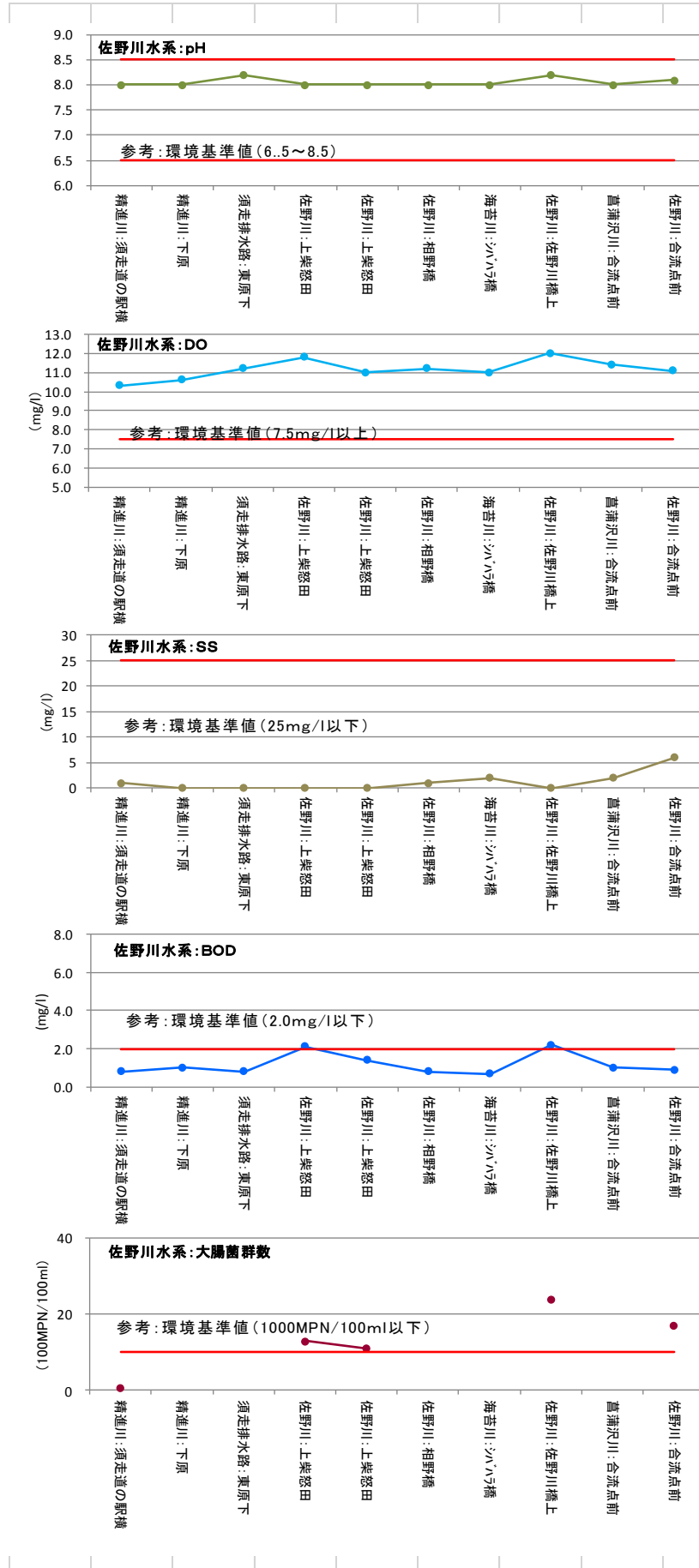
【鮎沢川水系】

【馬伏川水系】

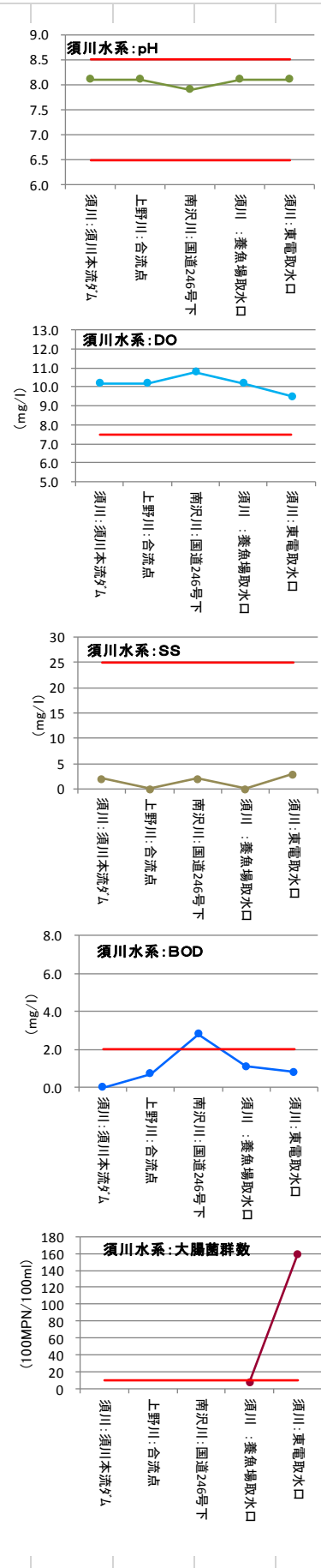
【野沢川水系】



【佐野川水系】

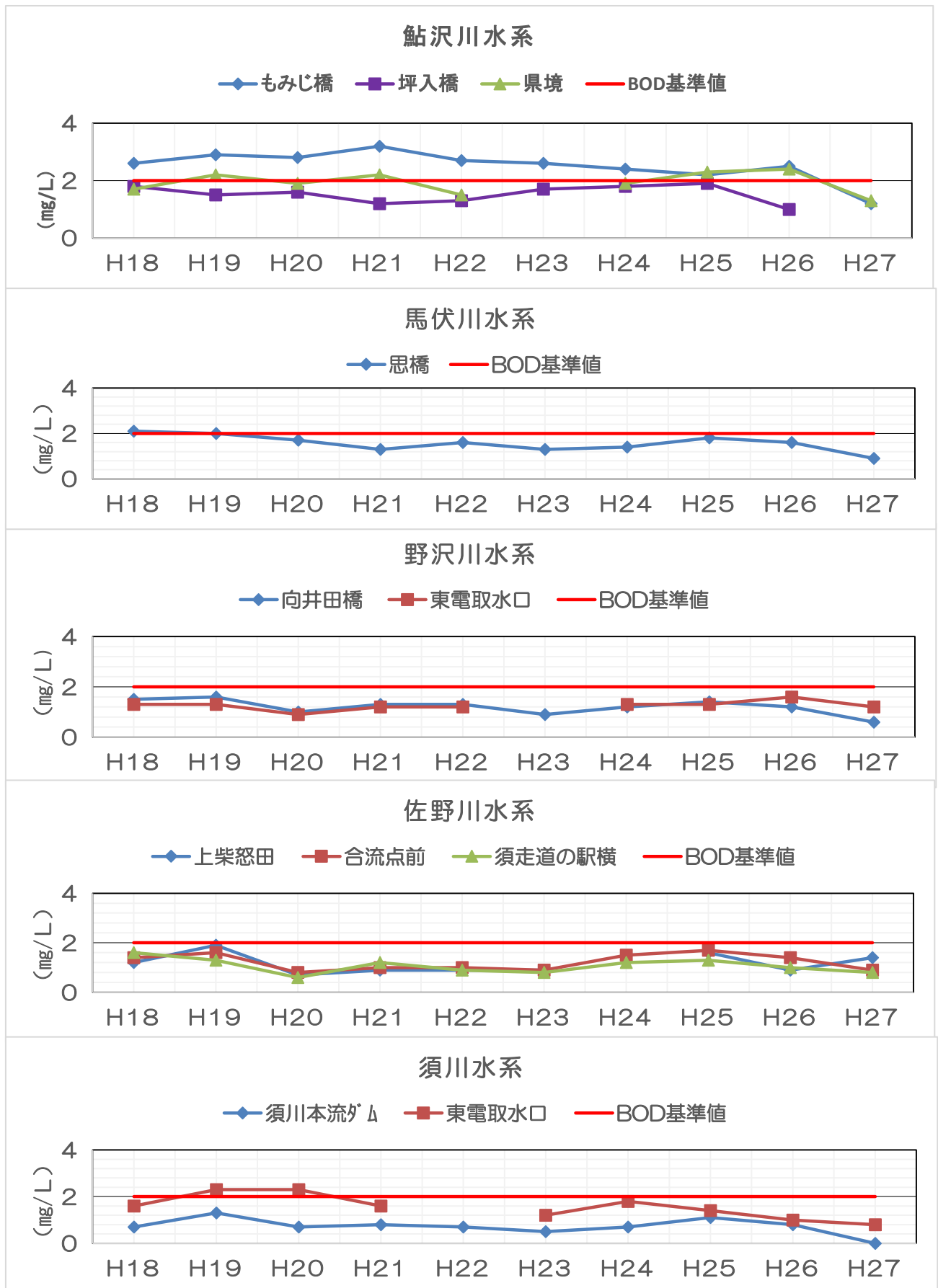


【須川水系】



pH:水素イオン濃度、DO:溶存酸素量、SS:浮遊物質、BOD:生物化学的酸素要求量
 ※水質の環境基準は鮎沢川のみ「類型A」に指定されている。その他の河川は指定なし。

【平成 18～27 年度水系別主要地点の BOD 経年変化】（年 1 回同日調査）



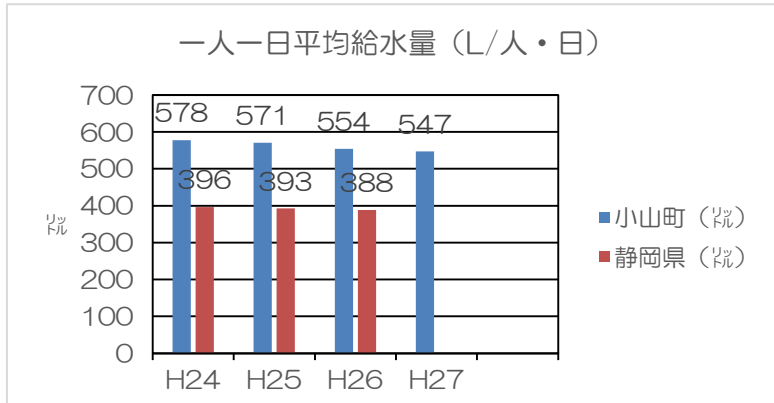
BOD 環境基準値 (2.0 mg / l 以下)

1) 上水道・地下水

① 上水道

小山町の上水道事業の、平成 27 年度末時点での概要は、給水戸数 7,084 戸、給水人口 18,824 人、普及率は 98.0%、年間給水量は 3,821,639m³となっています。

水質検査は、水道法に定められた項目を実施しており、毎年策定している小山町水道水質検査計画に基づき実施しています。検査は、原水 24 箇所、給水栓（浄水）14 箇所を対象に実施していますが、水道水質基準を超過する汚染状況は見られません。また、一部の浄水については、ダイオキシン類の測定も実施していますが、これまで基準を超える値が測定されたことはありません。



※平成 27 年の静岡県データは公表されていません



② 地下水

小山町には、豊富な湧出量と良好な水質、安定した水温の湧水が多数みられます。これらの湧水は、水かけ菜、わさびの栽培やニジマスの養殖などに利用されています。

地下水位については、町内 2 箇所において継続的に観測を実施しています。観測箇所は、シモンズ(株)内と東富士リサーチパーク内で行っています。シモンズ(株)内では、毎月 1 回手動観測により観測を実施し、東富士リサーチパーク内では年間を通して自記水位計により観測を実施しています。観測結果については、大きい変動は見られていません。

湧水量については、毎年 2 回（夏と冬）、県および近隣 2 市と合同で定点調査を実施しています。町内の調査箇所は 6 箇所で行っています。継続した調査結果では、降水量との高い相関関係が認められています。

・地下水汚染について

新屋菅沼水道組合第 1 水源では平成 2 年の調査で、水道水の水質基準 (0.01 mg/l) を超える「テトラクロロエチレン」が検出されました。

新屋菅沼水道組合第 1 水源を使用していた菅沼・坂下地区では、水道水を町営水道に切り替えました。その原因は、三菱マテリアル(株)で使用された有機塩素系溶剤系地下水汚染と推定され、三菱マテリアル(株)では、設備の改修及び敷地土壌の風乾処理等を行いました。

現在、水道組合水源は排水の水質基準 (0.1 mg/l) を超えていない為、雑用水として使用しています。新屋菅沼水道組合第 1 水源については、継続して 3 ヶ月毎に水質検査を続けています。

1) 下水処理

小山町では、公共下水道および戸別浄化槽等による処理を行っており、公共下水道の普及率は町域全体では 22.7%であり、須走地区に限っては、95.4%となっています。(平成 27 年度末)

また、戸別浄化槽については、須走地区を除き合併浄化槽設置奨励補助金制度を設け、単独し尿処理浄化槽に比べ川などに放流される汚れが 8 分の 1 になる合併浄化槽設置の推進を図っています。

なお、合併浄化槽普及率は 37.0%、単独浄化槽普及率は 36.3%、汲取り処理は 4.0%となっています。(平成 27 年度末)

このような中で、小山町の特産品の水菜の産地である阿多野地区では、湧水の利用が水菜の栽培の必須条件とされることから、地区住民が一致協力して阿多野用水の管理、水質の保全に努めて来ました。

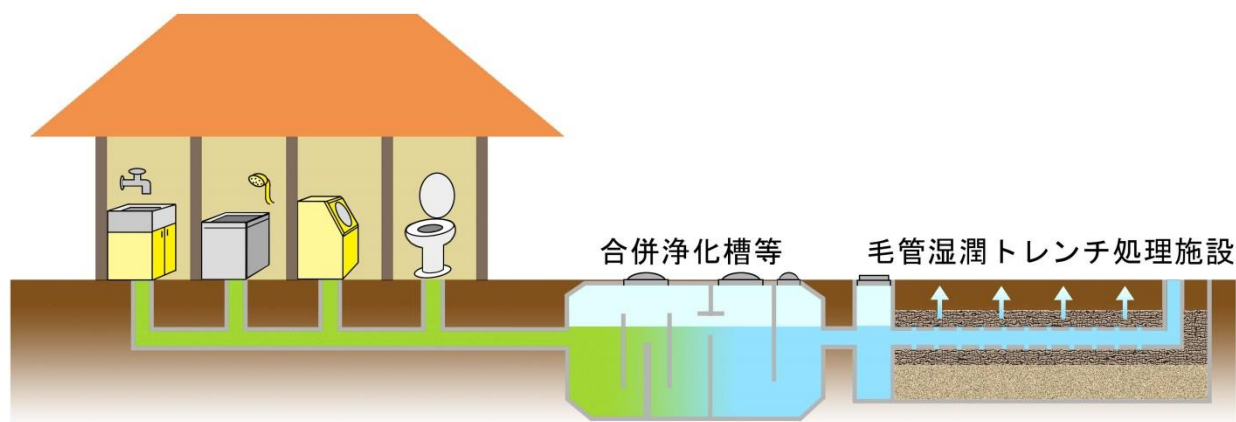
昭和 58 年度には、同地区内の 24 施設(住宅 21 施設、公民館 1 施設、事業所 2 施設)に簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設を組み合わせた生活排水処理施設を設置しました。この処理システムは、阿多野用水に生活雑排水の処理水を流入させないことを前提条件としており、他にあまり例を見ないものです。簡易雑排水処理施設(現在では合併浄化槽を使用)では、ろ過沈殿処理と接触ばっ気処理を行い、次の毛管浸潤トレンチ処理では陶管(現在では塩ビ多孔管を使用)に送られた処理水が陶管から染み出て地中に生息している微生物や小動物などによって浄化されほとんど真水に近い状態で地下に浸透していく仕組みです。

平成 27 年度末

区 分	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	コミプラ	汲み取り等	計
人口(人)	4,348	7,095	6,978	0	776	19,197
%	22.7	37.0	36.3	0.0	4.0	100.0

※普及率は暫定値です。

阿多野地区簡易雑排水処理施設と毛管浸潤トレンチ処理施設図



1-6 ごみ・リサイクル

(1) ごみ・リサイクル

1) ごみ収集・処理

家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、平成 27 年度は 6,863 t でした。そのうち家庭ごみの収集量は 3,323 t (可燃ごみ：3,187 t、不燃ごみ：136 t など) でした。

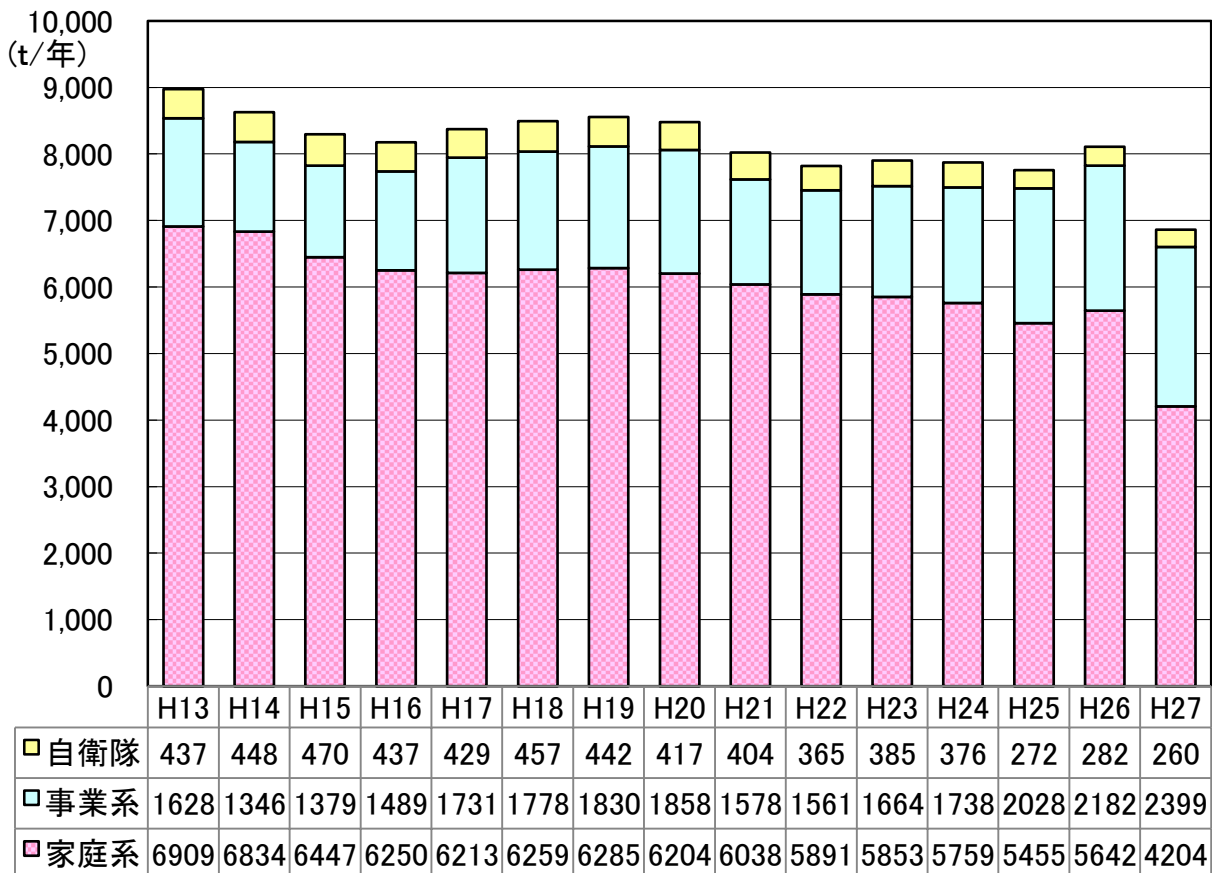
資源分別収集量は、平成 27 年度は 863 t でした。そのうちの大半は紙類(容器包装を含む)で 525 t でした。

小山町における資源化率 ((資源ごみ+集団資源回収) / ごみの収集量) は、平成 27 年度は 12.6% でした。

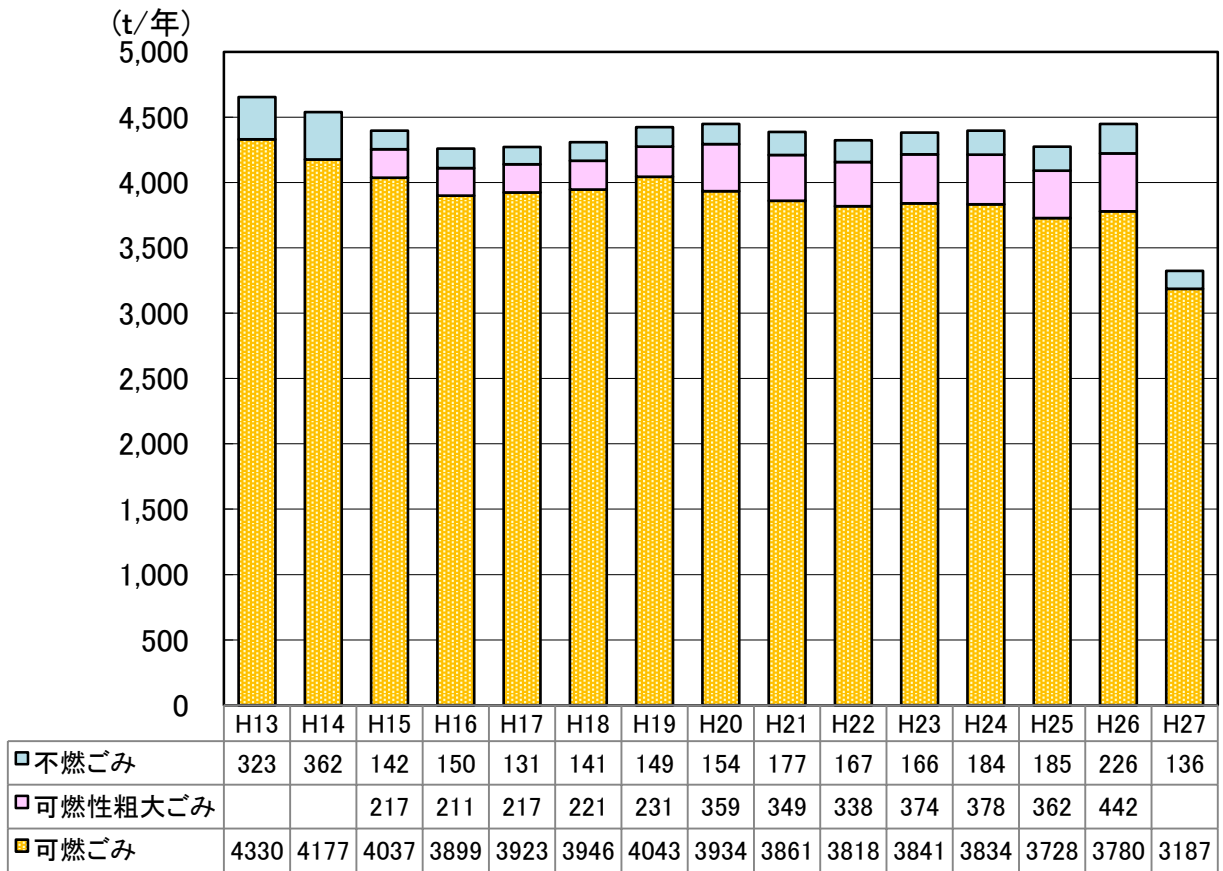
家庭ごみは委託業者(4 業者)、事業系ごみは民間許可業者(17 業者)が収集し、小山町および御殿場市で構成する御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設(富士山エコパーク焼却センター)で処理を行っています。施設は平成 27 年に稼働し、一日当たり 147 t の処理能力を有します。

なお小山町の 1 人当たりのごみ排出量は、平成 27 年度は 971 g/人・日(暫定値)となっており、平成 27 年 4 月からの指定ごみ袋制度導入により、ごみ排出量が減少したためと思われます。国は 1 人当たりのごみ排出量を平成 32 年度までに 890 g/人・日とするという目標を掲げており、小山町でもさらに努力していく必要があります。

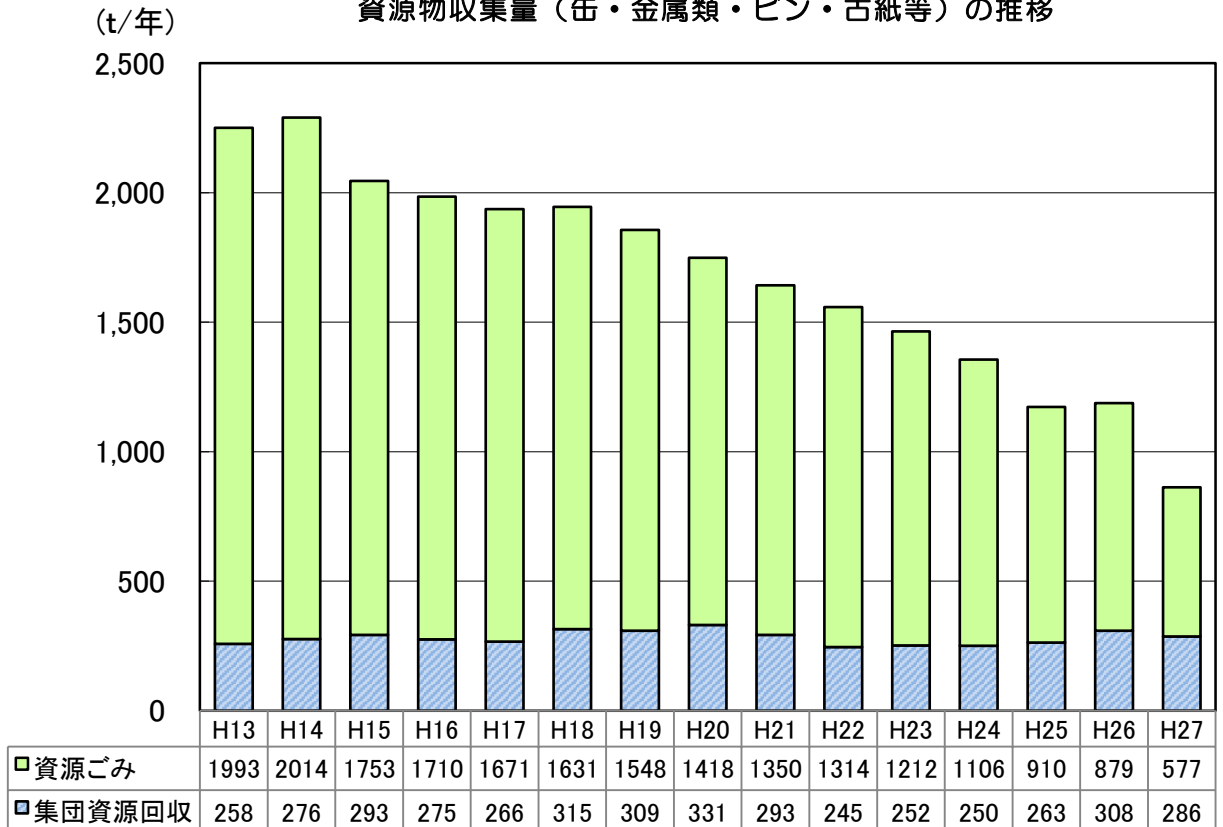
一般廃棄物排出量の推移



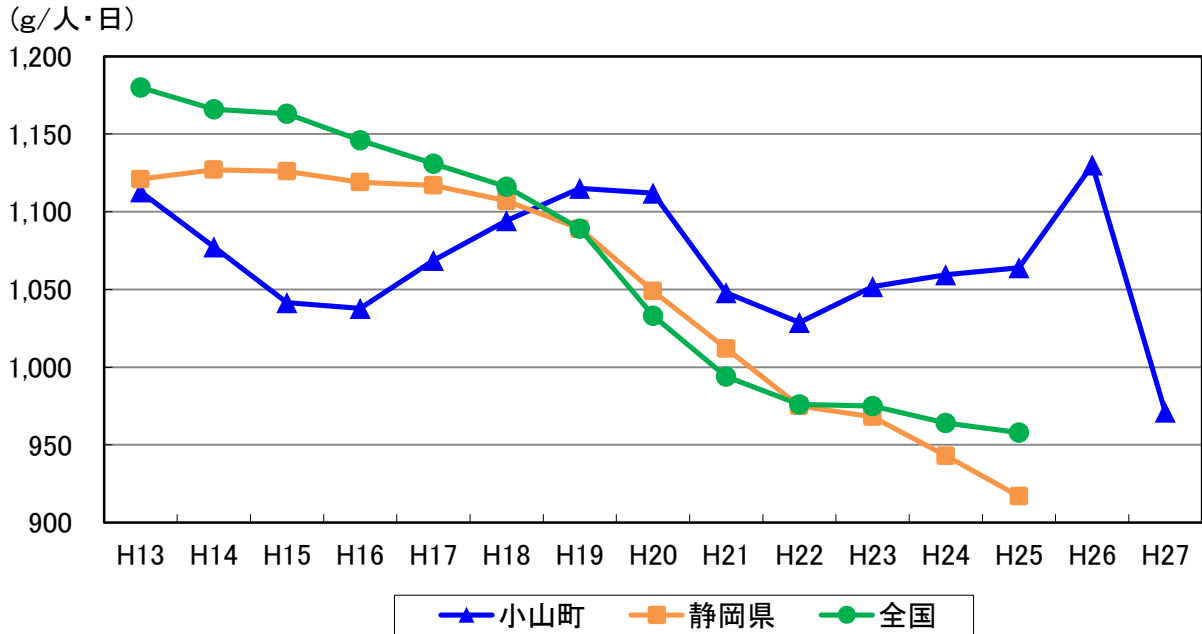
家庭ごみ収集量（資源物を除く）の推移



資源物収集量（缶・金属類・ビン・古紙等）の推移



家庭系ごみ排出量（1日1人あたり）の推移



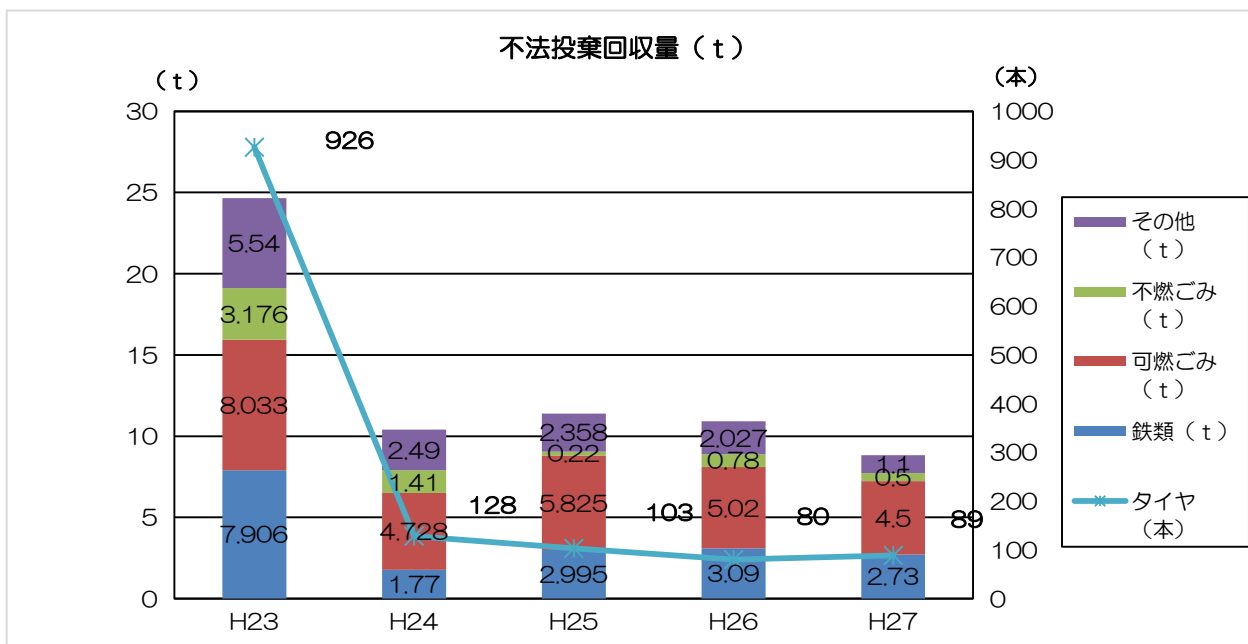
※平成26・27年度の小山町家庭ごみ排出量は暫定値です。

※国の取組目標値：890g/人・日（平成32年度までの目標値）

（国の目標値は平成25年閣議決定された第3次循環型社会形成推進基本計画に記載）

1) 不法投棄

家電製品や生活ごみタイヤなどの不法投棄量はここ数年10t前後で推移しています。不法投棄物件の区分としては、鉄類、可燃ごみ、不燃ごみ、廃タイヤなどが多くなっています。



1-7 公害

(1) 大気汚染

小山町では、ダイオキシン類の量を毎年測定しています。その他の大気汚染物質(NO₂、SO₂、光化学オキシダント、CO、SPMなど)の調査は実施していません。

県では、県下の一般環境大気測定局 59 局で大気汚染物質濃度調査を行っており、小山町の近くでは、御殿場市役所測定局で調査を行っています。近年では、二酸化窒素(NO₂)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)および浮遊粒子状物質(SPM)の測定値は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していません。

市町名	測定局	年度	二酸化硫黄(SO ₂)			二酸化窒素(NO ₂)		
			(1日平均値 0.04ppm 以下)			(1日平均値 0.04~0.06ppm 以下)		
			年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	長期的評価による環境基準の適○否×	年平均値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	長期的評価による環境基準の適○否×
御殿場市	市役所	H23	0.002	0.004	○	0.015	0.029	○
		H24	0.003	0.005	○	0.014	0.029	○
		H25	0.002	0.004	○	0.014	0.032	○
		H26	0.002	0.004	○	0.013	0.027	○
		H27	0.003	0.005	○	0.011	0.028	○

市町名	測定局	年度	浮遊粒子物質(SPM)			光化学オキシダント		
			(1日平均値 0.10mg/m ³ 以下)			(1時間値 0.06ppm以下)		
			年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	長期的評価による環境基準の適○否×	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppmを以上の日数	短期的評価による環境基準の適○否×
御殿場市	市役所	H23	0.018	0.042	○	54	0	×
		H24	0.019	0.038	○	20	0	×
		H25	(0.017)	(0.030)	—	89	0	×
		H26	測定値なし	測定値なし		65	0	×
		H27	測定値なし	測定値なし		69	0	×

(注) 有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

(2) 有害化学物質

1) ダイオキシン類

平成11年7月16日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中の環境基準について、新たに基準が設けられました。

小山町では、平成12年度から一般環境における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査箇所を2年ごとに変えながら大気調査を実施しています。

大気調査は、年間4回、24時間連続測定を1週間実施していますが、これまで環境基準を上回ったことはありません。

2) 農薬類

小山町は、県下でも有数のゴルフ場が多く所在する自治体で11か所あります。県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」および「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書および農薬使用実績報告書の提出、年2回（6月、9月）の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について報告義務を求めるとともに、排水について県で立入検査を実施しています。

県が実施した立入検査では、農薬の管理およびゴルフ場の調整池や排水口から採取した水の分析結果からは、異常はなく、適正に管理運営されていました。

これからもゴルフ場の企業者側と行政が一層の調査、研究を進め、万が一にも農薬が場外に排出されることのないよう取り組んでいきます。

(3) 騒音・振動

小山町における騒音・振動の苦情は、東名高速道路をはじめとする主要幹線道路の自動車騒音によるものが大半を占めていました。近年では、道路管理者等による防音壁、路面改良や住宅の二重窓の設置などによる騒音防止対策が行われ、騒音・振動の低減化が図られましたが、改善されていない箇所もあります。なお、町では自動車交通騒音測定調査を実施していません。

また、最近ではアパートなどからの生活騒音に対する苦情などがあり、騒音源が多様化する傾向が見られます。

(4) 臭気

臭気に関する規制は、「臭気濃度規制」と「臭気指数規制」がありますが、小山町では、「臭気指数規制」を導入しています。臭気指数とは、人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指数化したもので、全ての臭いが規制の対象となり、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいといわれています。

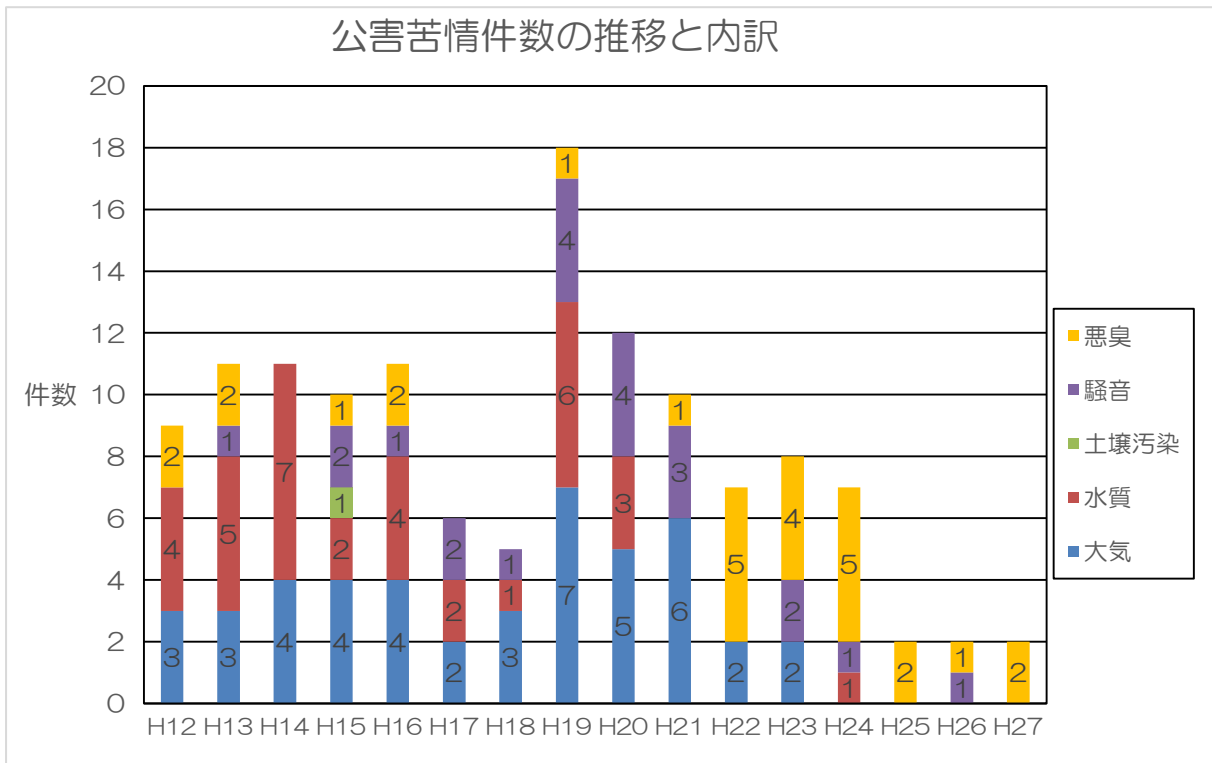
小山町の臭気指数

区 域	臭気指数
市街化区域	15
街化区域を除く町全域	18

(5) 公害の苦情

小山町では公害などの苦情として、毎年2件から20件程度が寄せられています。水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物投棄などのうち、悪臭によるものが多く寄せられています。土壌汚染、振動および地盤沈下に関する苦情はあまり寄せられていません。

悪臭の主なものは、堆肥の臭いによるものです。また、不法投棄は、人目につきにくい河川や山間部などに多くみられます。



1-8 エネルギー

小山町では、平成 22 年度から自己の居住する住宅に対し「太陽光発電システム」又は「太陽熱利用システム」を設置した場合、設置に対する助成を行い、新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全および省エネルギーの推進を図っています。平成 27 年度までに太陽光発電には 160 件、太陽熱利用には 45 件、計 205 件の助成を行っています。

また、平成 27 年度は間伐材を利用しバイオマス燃料の木質ペレットを 3,401m³ 生産しました。今後は小水力発電や風力発電についても検討して参ります。



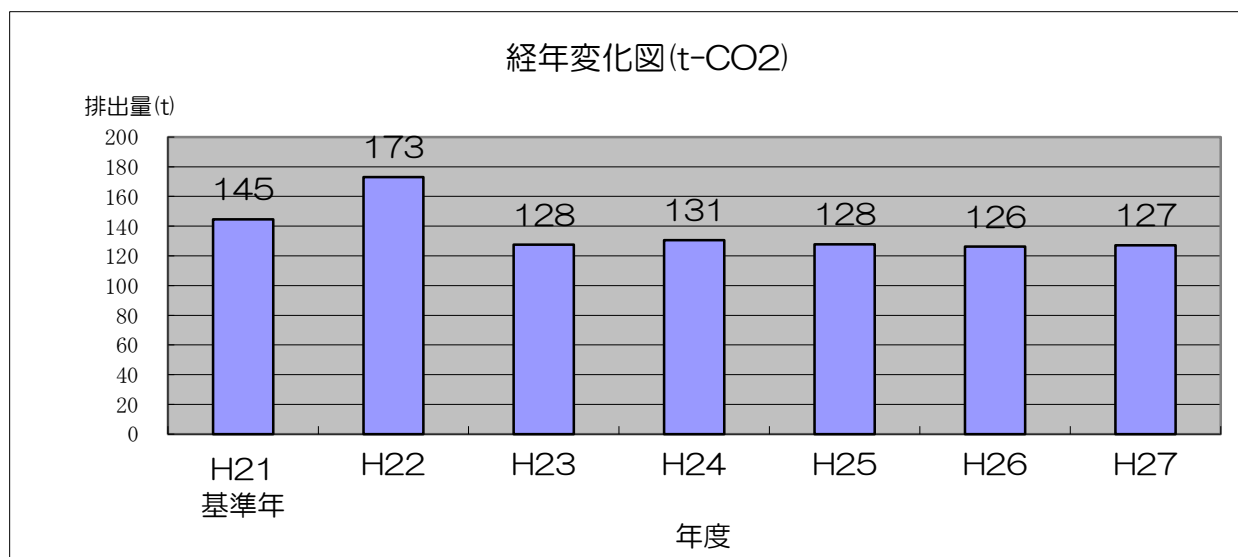
1-9 地球温暖化対策

小山町では、「小山町地球温暖化対策実行計画」を平成 13 年から継続的に策定しており、町行政に関わる事務・事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組み、地球温暖化対策推進法に基づき平成 23 年 3 月、第三次地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素の排出量を平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に 6%の削減を目指しました。

この計画期間の中で、道の駅「ふじおやま」「すばしり」及び生涯学習課が管理していた生涯学習施設（運動施設＋文化会館、図書館）が指定管理者制度の導入により町の管理施設から外れたため当初計画の排出量との比較ができませんが、役場本庁舎についてみますと、環境省が推奨している『クールビズ』の実施や空調設備の適切な温度設定及び事務室の照明器具を蛍光灯から LED に交換した結果、電気使用量の削減による平成 27 年度の CO₂ 排出量は 127 t で基準年（H21）からの削減量は 17 t、削減率は 12.0%となりました。

1 本庁舎温室効果ガスの増減状況

年 度		CO ₂ 排 出量 (t)	前年対比		基準年対比	
1	基準年 2009	145	増減量	増減比率	増減量	増減比率
2	H22 2010	173	28	19.656%	28	19.656%
3	H23 2011	128	▲ 45	-26.271%	▲ 17	-11.778%
4	H24 2012	131	3	2.415%	▲ 14	-9.648%
5	H25 2013	128	▲ 3	-2.135%	▲ 17	-11.576%
6	H26 2014	126	▲ 2	-1.341%	▲ 18	-12.762%
7	H27 2015	127	1	0.837%	▲ 17	-12.032%



1-10 環境教育・コミュニティ活動

(1) 教育

小山町内には現在、保育園 3 園、幼稚園 3 園、こども園 1 園、小学校 5 校、中学校 3 校、高校 1 校があります。

近年の少子化傾向と同様、児童生徒数は減少傾向となっています。平成 28 年 9 月時点では、保育園の園児数 213 人、幼稚園の園児数 161 人、こども園児数 193 人、小学校の児童数 935 人、中学校の生徒数 455 人、高校の生徒数 521 人（平成 27 年 5 月）となっています。

平成 14 年度からの完全週 5 日制、「総合的な学習の時間」の創設により、環境教育や学習、地域の環境保全などのための活動などを推進する機会が拡大しています。

【学校での環境教育の取り組み(主要なもの)】

学 校	取り組みの内容
小学校	緑の少年団、花壇づくり、ごみ拾い、資源物回収、宿泊体験学習、登山、野菜・米などの農作業実習、施設見学、生き物の飼育
中学校	農園での作物栽培、花壇づくり、資源物回収、河川・公共施設などの清掃 宿泊体験学習

(2) 活動

地域における環境への取り組みとして、年 2 回から 3 回（地域によって異なる）住民等による一斉清掃が実施されています。富士山一斉清掃等についても、町民や町内外の事業所が参加し毎年実施されています。

また、各地区の花の会、小中学校、幼稚園、保育園、企業（約 50 団体）による花壇の整備やプランター等の設置が行われています。特に吉久保地区では日吉会が休耕田（約 450 m²）を活用してハス田を作り田園景観整備に寄与しており、バスでの観光客も立ち寄っています。

【各地域における環境に関する活動等】

地 域	活動の内容
町内各地区	町内各区による道路および河川等の清掃（春と秋の 2 回） 花の会による花壇整備や休耕田を活用した田園景観整備
富士山	町民および町内外事業所による一斉清掃等



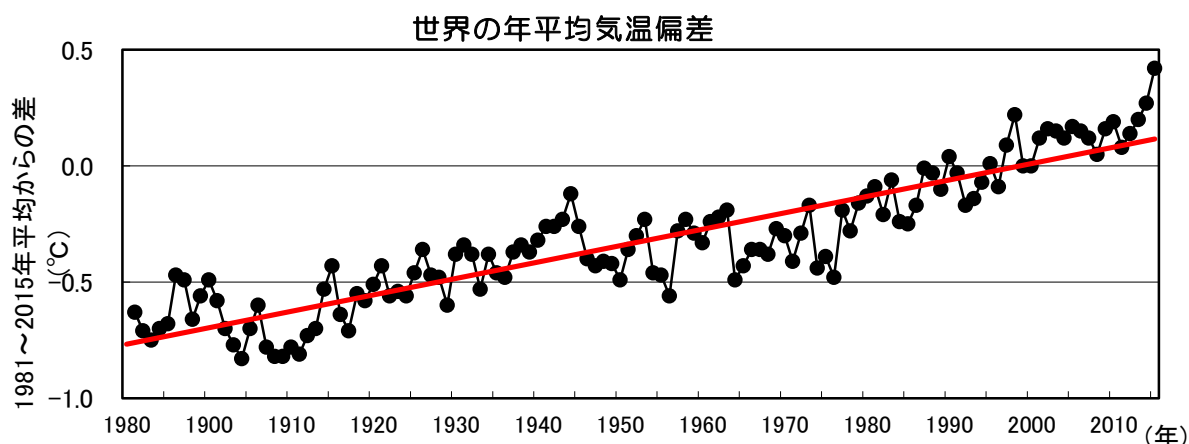
2. 地球環境に関する世界・日本の状況

2-1 地球温暖化

地球温暖化は、予想されている影響の大きさ・深刻さから見て、人間の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つです。現在の地球は過去1300年で最も暖かくなっていると言われています。

世界の平均気温は、過去約130年（1880年～2012年）で0.85℃上昇しており、特に1990年代半ば以降、高い気温となる年が多くなっています。静岡県でも、年平均気温は長期的に上昇傾向を示しており、50年あたり1.1℃上昇しています。（静岡地方気象台：静岡市）

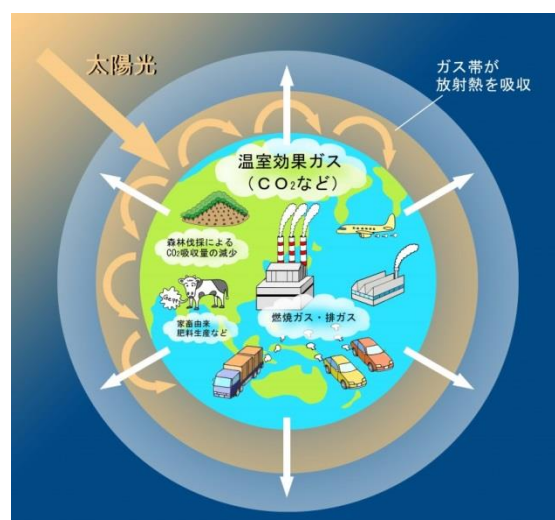
地球規模の気温の上昇（地球温暖化）は、気温の上昇だけでなく、夏の異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加、海面の上昇、海洋の酸性化、台風・ハリケーンの大型化など、さまざまな環境の変化を引き起こします。また、熱中症患者の増加やマラリアなど感染症の拡大も心配されています。



地球温暖化の原因は、人間の経済活動の活発化に伴い、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加したためです。温室効果ガスは、太陽の光で暖められた地面の熱を吸収し、大気を暖める毛布の役割をはたしています。この大気の毛布により、地球の気温は生物に快適な気温となっています。しかし、大気中の温室効果ガス濃度は18世紀半ばから上昇を始め、特にここ数十年で急激に増加しています。これは石炭や石油等化石燃料の大量消費、燃焼が原因です。

これ以上温暖化を進めないためには、世界各国で協力し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出量を削減、森林等の吸収源を増加させるなど、気候に対する人為的影響を抑制する対策を進めていく必要があります。ただし、最も厳しい努力をもってしても、今後数十年にわたる気候変動の影響は回避できないとの報告もあります。（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告書）

地球温暖化が起こるしくみ



参考：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

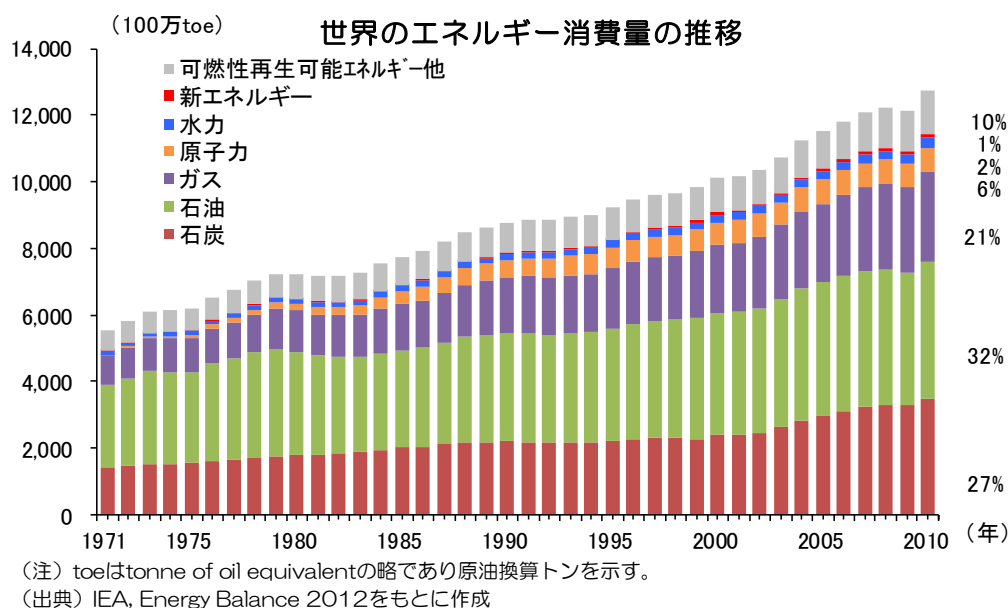
日本は平成21年11月に発表した気候変動交渉に関する日米共同メッセージにおいて、

自らの温室効果ガス排出量を 80%削減することをめざすとしています。私たちはこれまでの生活を見直し、温室効果ガス排出量の削減に真剣に取り組んでいく必要があります。

2-2 エネルギー、鉱物資源の枯渇

私たちの普段の生活は、エネルギー源である石油・石炭・天然ガスのほか、鉄製品の原料である鉄鉱石など、さまざまな資源を大量に消費することによって成り立っています。

また、世界のエネルギー消費量は経済成長とともに増加を続けており、そのエネルギー源の 8 割が石油・石炭・天然ガスなどの化石資源です。



これらの資源は、地球の営みによって何億年も時間をかけて産み出されたものであり、地中から掘り出すことによってその量は徐々に減っています。産業革命以降、私たちの鉱物資源消費量はどんどん増え続けており、いずれ枯渇することが予測されています。

資源別の可採年数

資源		可採年数	備考
化石燃料	石油（原油）	54.2 年	原油確認埋蔵量/原油生産量
	天然ガス	64 年	可採埋蔵量/年生産量
	石炭	112 年	可採埋蔵量/年生産量
鉱物資源	鉄鉱	66 年	可採埋蔵量/年生産量
	銅鉱	40 年	可採埋蔵量/年生産量
	鉛鉱	21 年	可採埋蔵量/年生産量
	亜鉛鉱	21 年	可採埋蔵量/年生産量

出典：（化石燃料）平成 24 年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書 2013）資源エネルギー庁
 （鉱物資源）平成 24 年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 環境省

2-3 森林の減少

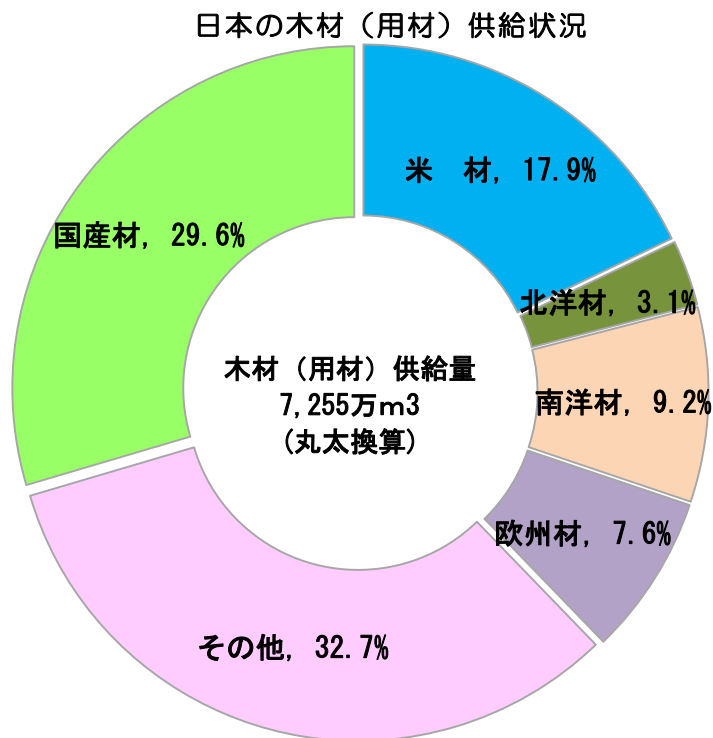
森林は水源かん養、洪水の緩和、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止の機能に加え、食料や木材のほか、レクリエーションの場や観光資源を提供するなど我々の生活をより豊かにしてくれます。また、世界の陸地面積の約 3 割を占めており、陸上の生物種の約 8 割が生息・生育していると考えられているなど生物多様性の保全の面からも重要な役割をはたしています。

しかし、世界全体の森林面積は南アメリカ、アフリカなどの熱帯雨林を中心として、大きく減少しており、その広さは毎年 520 万ヘクタールになります。(2000 年～2010 年までの平均)

この原因は、農地や牧場などの土地利用の転換、燃料用木材の過剰な採取、森林火災のほか、違法な伐採があります。違法伐採の目的は、木材の輸出にあります。

私たちは日常生活の中で、住宅、紙、家具など様々な形で木材を利用していますが、日本の木材供給量の約 70.4% (平成 26 年度) は輸入の木材となっています。私たちは、世界の森林に対し、木材の消費者として責任があるといえます。

なお、日本政府は、平成 13 年 4 月より、国等の公的機関が率先して、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することを定めたグリーン購入法を施行しています。



出典：平成 27 年度 森林・林業白書 林野庁

2-4 生物種の減少と生物多様性の低下

現在、地球上には 500～3,000 万種の生物が存在すると言われています。これらの生物たちは森、川、草原、湿地、海など多様な場所で、互いに複雑に関わりあって生きています。

これらを生物多様性とよんでおり、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービスといいます）によって支えられています。

現在、私たち人間の活動により、1 年間に 4 万種程度の生物が絶滅しており、そのスピードは速まっているといわれています。このままのペースでいくと、25～30 年後には、地球上の全生物の 4 分の 1 が失われるという推計もあります。

世界の野生生物の絶滅のおそれの現状を把握するため、IUCN（国際自然保護連合）ではレッドリストを作成しています。（レッドリスト：絶滅の危険度を評価して、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）を選定しまとめたもの）IUCN のレッドリストでは、既知の約 175 万種のうち、65,518 種について評価されており、そのうちの約 3 割が絶滅危惧種として選定されています。

哺乳類・鳥類・両生類の絶滅危惧種の割合

区分	分類群	評価種数（既知種数）	絶滅危惧種	評価種に対する割合
IUCN	哺乳類	5,501 (5,501)	1139	21%
	鳥類	10,064 (10,064)	1313	13%
	両生類	6,374 (67,71)	1933	19%
日本	哺乳類	160	34	21%
	鳥類	約 700	97	14%
	両生類	66	22	33%

出典：IUCNレッドリスト 2012.2 ，平成 25 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

地球上のすべての生物は、生態系というシステムの中で、それぞれが重要な役割を担っています。種の絶滅は、単にその生物がいなくなるというだけではなく、相互に関連し合う生態系に大きな影響を及ぼします。

絶滅の主な原因としては、「森林(特に熱帯雨林)の破壊」「開発による生育地・生息地の消失」「生息地の汚染(農薬や化学物質)」「地球温暖化とそれに伴う気候変動」のほか、「外来生物による影響」があります。

こうした状況に対する危機感是世界で共有されており、2010 年には愛知県名古屋市で生物多様性条約 COP 10 が開催され、生物多様性にたいする世界目標である「愛知目標」が採択されました。

なお、日本政府は愛知目標の達成に向け「生物多様性国家戦略」を策定しており、日本の生物多様性の危機の原因を以下の 4 つとしています。私たちは、このような生物多様性の現状を理解し、保全のための取り組みを進める必要があります。

- 第 1 の危機

（開発など人間活動による危機：沿岸域の埋立、干潟や湿地の開発、森林の減少などの土地利用の変化、鑑賞・商業的利用による個体の乱獲などによる危機）

- 第 2 の危機

（自然に対する働きかけの縮小による危機：里地里山の薪炭林や採草地などの二次草

原など、人が利用することにより保たれていた里地里山の生態系が、管理されなくなり多様性を失う危機)

- 第3の危機

(人間により持ち込まれたものによる危機：外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機)

- 第4の危機

(地球環境の変化による危機：地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少および酸性化などの地球環境の変化による危機)

2-5 オゾン層破壊

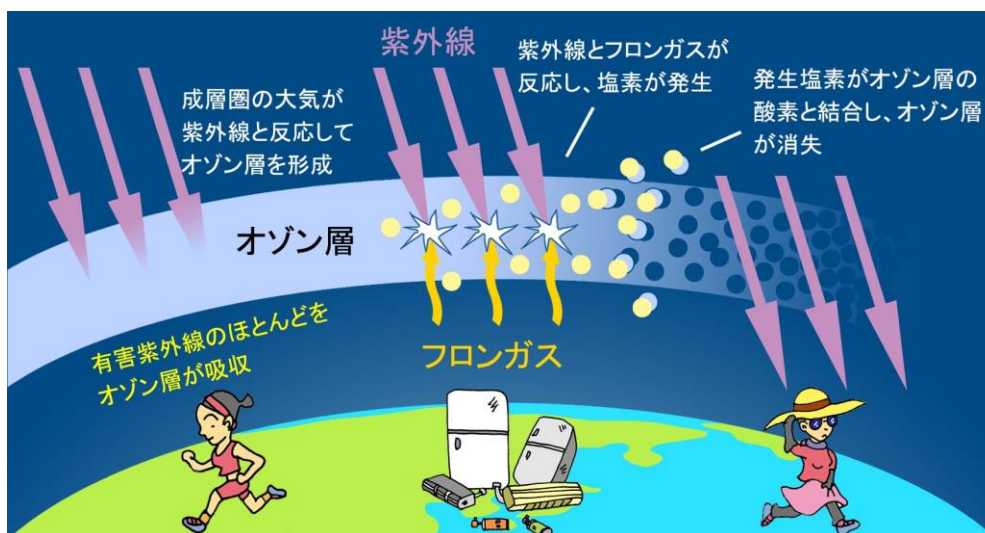
オゾン層とは地球を取りまく大気圏内の一部で、オゾン(O₃)の濃度が高い部分を呼びます。オゾン層は太陽から届く有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を紫外線の害から守ってくれます。そのオゾン層が薄くなり穴のようになるオゾンホールという現象が問題となりました。

オゾン層破壊の原因は、人工的な化合物であるフロンです。代表的なフロンであるCFC(クロロフルオロカーボン)は冷媒、洗浄剤、発泡剤などに広く利用されてきました。

しかし、従来のフロンは平成7年に生産と使用が全廃され、オゾン層を破壊する度合いが低い代替フロンが開発されて使用されるようになりました。ただし、これらの代替フロンは温室効果があり、地球温暖化を促進するという別の問題をもっていることがわかったため、2019年までに製造が禁止されることになっています。また、日本では禁止前に製造され、フロン類が使用されているエアコン、冷蔵庫等について積極的に回収・破壊する取り組みが行われています。

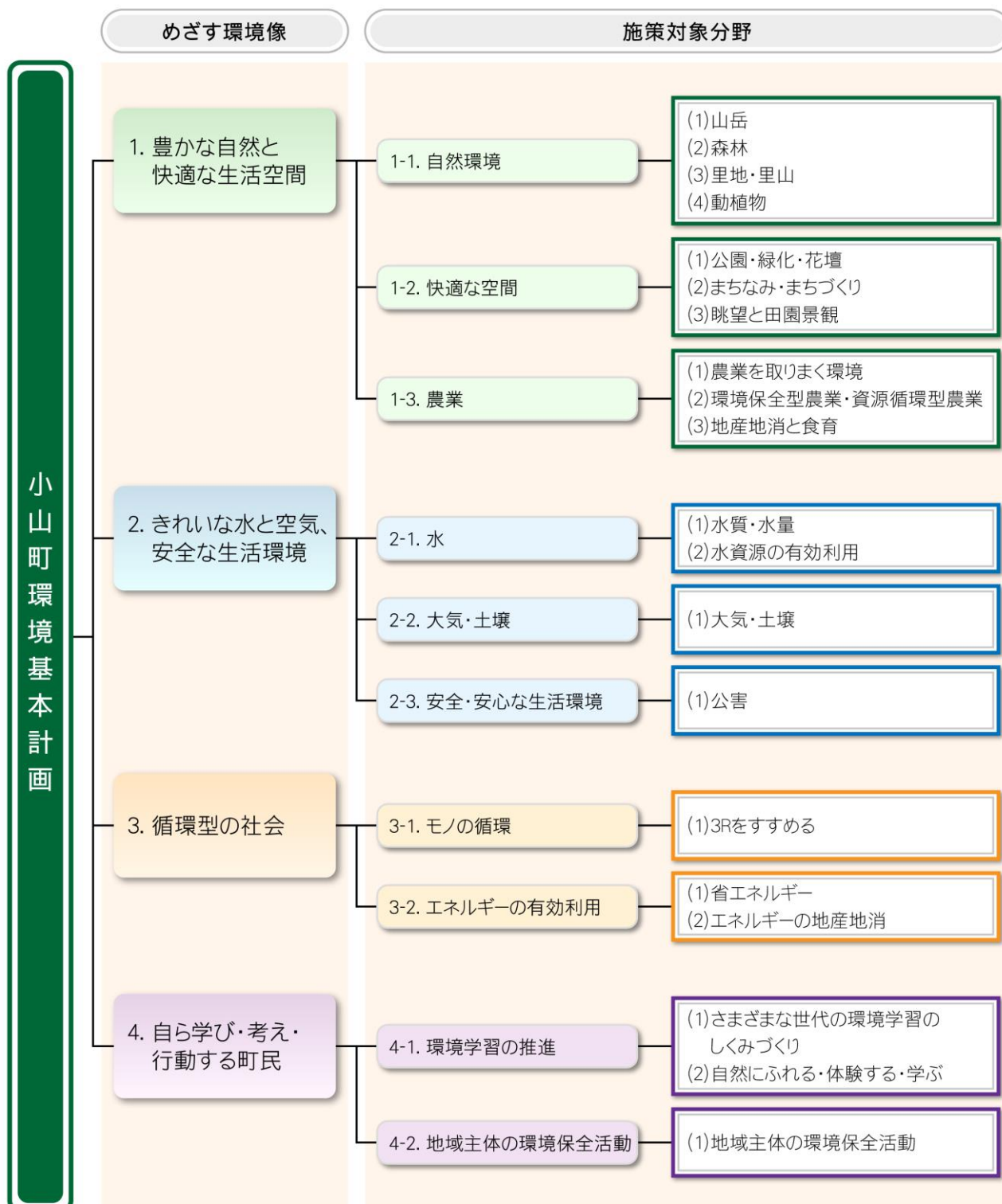
これらのフロン等の規制の結果、成層圏のオゾン層破壊物質の総量は、1990年代後半のピーク時の値から減少傾向を示しています。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)がとりまとめた「オゾン層破壊の科学アセスメント2010」では、今後オゾン層破壊物質は徐々に減少し、世界全体のオゾン層は今世紀半ばより前には、オゾン層破壊が明瞭になる1980年以前のレベルにまで回復するとしています。ただし、北極・南極のオゾン破壊は、今後十数年にわたり現状程度の深刻な状態が続くとされています。

フロンによってオゾンが破壊されるしくみ



第4章 基本理念がめざす環境のすがた

1. めざす環境像を実現するための取り組み体系



2. めざす環境像を実現するための取り組み

小山町環境基本計画では、4つのめざす環境像を基本目標とし、小山町環境基本条例で定める基本理念の実現に向けて環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、具体的な取り組みとその取組時期をA～Dの4つの区分に分け、中間見直し年度である平成30年度に向けて進捗管理を行っていきます。また、年度ごとに取り組みの達成度を検証し、その効果を明確にしながら進めていくものです。

取組時期Aについて、重点的に推進します。

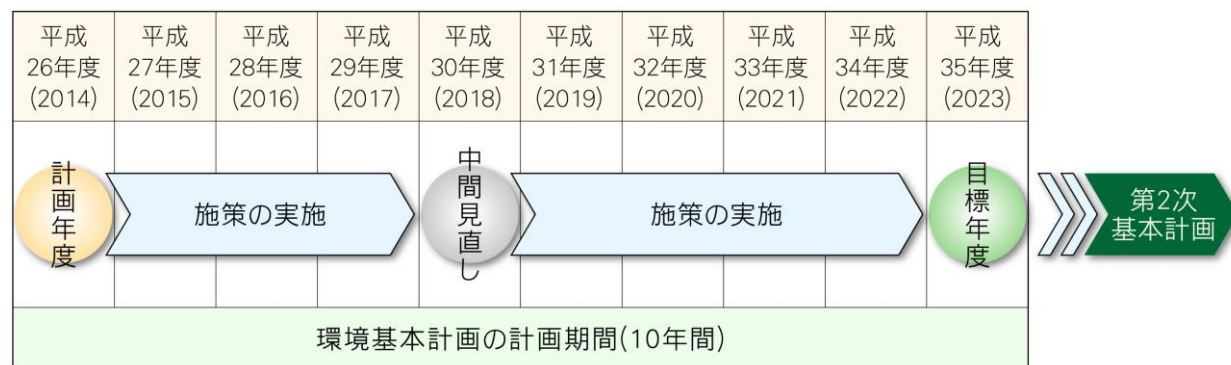
◆取組時期

取組時期	取組時期A	取組時期B	取組時期C	取組時期D	目標年度 H35
	H26～	～H28	～H30 【中間見直し】	H30以降	
A	→				
B	→				
C	→	→			
D	→	→	→	→	

※取組時期凡例

A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

◆環境基本計画 計画の期間・目標年次



◆取組時期別事業数

取組時期別事業数				
全体	A	B	C	D
288件	163件	95件	13件	17件
構成割合	56.6%	33.0%	4.5%	5.9%

第5章 環境施策の実施状況

1. 豊かな自然と快適な生活空間

1-1 自然環境

(1) 施策対象分野	1-1-(1) 山岳
(2) 現状	
<ul style="list-style-type: none"> ● 登山者のマナーとルールの啓発不足 <p>小山町における山岳地域は比較的 safely 登れる山が多く、富士山を初めて訪れる初心者が多いという特徴があります。そのため登山者の高山の環境に対する知識が十分でなく、登山道以外の場所には立ち入らない、山に持ち込んだすべてのものは自宅まで持ち帰るなどのマナーとルールが守られていません。これらのルールの啓発が必要です。特に、登山に合わせて山野草の盗掘などが行われ、これが雨の浸食を生じさせ、崩壊するなどの地形の変化が各所で起こっています。</p>	

◇ 課題	◇ 取り組み
(i) 登山者のマナー不足による山岳環境の荒廃	<p>① 登山者のルールの徹底とモラル向上</p> <p>(ア) 自然のものは自然のままに。 (イ) 持ち込んだものは自宅まで持ち帰る。 (ウ) 野生動物にエサを与えない。</p> <p>上記の基本的なルールを登山ガイドや山小屋経営者、行政などが協力して、登山マナーの普及啓発を行い、モラル向上に取り組みます。</p> <p>② 行政指導・補助</p> <p>登山マナーの啓発活動、登山道の環境整備などの指導や補助に行政が積極的に関わります。</p>

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 登山者のルールの徹底とモラル向上	A	富士山ナビゲーターの配置	4人	0人 累計:4人	5人	H28	80%	商工観光課
	①開山期間中の富士山須走口五合目において、富士山ナビゲーターを4名配置し、県観光協会が派遣するナビゲーター（外国人対象）と協働して登山者へのガイドやモラル指導をすることで登山者のルールの徹底とモラル向上に努めました。平成28年度はナビゲーターを1人増員し指導の強化を図ります。							
② 行政指導・補助	A	パンフレットへ違法採集禁止記事の掲載	0種類	1種類	3種類	H28	33%	商工観光課
	②1種類(富士箱根トイパッ)に違法採集禁止記事を掲載しました。平成28年度は富士登山・富士山自然休養林パンフレットに掲載し、パンフレットを3種類に増し違法採集禁止の普及啓発に努めます。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-1-(2) 森林
(2) 現状	
<ul style="list-style-type: none"> ● 林業経営の不振と林業従事者の高齢化 外国産木材の流通による国産材の価格低迷により、木材の自給率は20%前後にまで落ち込み、国内の林業経営は不振が続いています。そのため林業は後継者不足の問題に直面しており、結果として林業従事者の高齢化が進んでいます。 ● 放置された人工林の増加 国産材の価格低迷のため、間伐や下刈りなどの森林管理を行い木材として搬出すると、赤字となることがほとんどです。このため、管理が必要であるにもかかわらず、放置されたままの人工林が増加しています。 ● 森林機能の低下 適切な管理をされず放置された林は、木々が密生しているため十分に生育できず貧弱な状態となっています。このような森林は水源かん養や土砂を安定化する力が乏しいうえ、大雪などが降ると倒れる木々が多くなります。 	

◇課題	◇取り組み
(i) 森林機能の向上	① 森林の公益機能を維持・増進する森林管理 森林の公益機能を維持、あるいは増進できるよう適正な間伐などの管理や、針広混交林のような公益機能に優れた森林への転換を進めます。
(ii) 地元産木材利用の活性化	② 森林資源の活用、地元産木材利用の促進 木質バイオマスエネルギーの利用促進や、公共施設などにおける地元産木材の建材や加工品の導入など、森林資源を積極的に活用していきます。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 森林の公益機能を維持・増進する森林管理	A	森林整備・保全事業 間伐面積(ha/年)	22ha	80ha	50ha	H35	100%	農林課
	① 毎年50haを目標に補助金を利用し間伐を実施しています。平成27年度は平成26年度に実施予定の間伐事業が繰り越しになったことにより、79,86haの間伐を実施しました。							
② 森林資源の活用、地元産木材利用の促進	C	木質バイオマスエネルギーの利用促進 木質ペレットの生産量(m ³ /年)	3,127 m ³	3,401 m ³	5,184 m ³	H35	66%	農林課
	② 平成27年度は平成26年度の実績から274m ³ 増の3,401m ³ の木質ペレットが生産されましたが、ペレット需要先が限られていることから目標に届きませんでした。平成28年度は新たに㈱サンファーム富士小山(アメラトメト)で木質ペレットを使用することから生産量が増えると考えています。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-1-(3) 里地・里山
(2) 現状	
<p>● 変わりゆく里地・里山</p> <p>里地・里山とは、自然と人の住む地域の間際にあり、集落とそれを取り巻く雑木林、農地、ため池、草原などで構成される場所をいいます。</p> <p>平野部から山麓にかけての集落と、その周辺の農地や用水路を含めた里地は、小山町を代表する景観でした。しかしながら、農業を取りまく環境が厳しさを増す中、農家の後継者不足や高齢化により、農作業を行わずにそのまま放置された耕作放棄地も増加する傾向にあります。また、このような耕作放棄地のなかには外来植物が生育している場所もあります。</p> <p>農業そのものも変化しており、農薬や化学肥料の普及や圃場整備による効率化が進みました。その結果、特に水田に依存して生活している生物は大きく減少するなど、景観だけでなく、生態系にも変化が起きています。</p> <p>集落周辺の雑木林である里山は、かつては人々の生活に密着しており、木は薪や炭などの燃料に、草は田畑の肥料などに利用され、適度の伐採や刈り取りによって管理されていました。</p> <p>しかしながら、家庭の燃料が石油やガスなどの化石燃料にかわり、化学肥料が普及するようになると、雑木林は利用されなくなりました。また、山麓の集落の人口が減ったことも環境の変化に拍車をかけ、人の手が入らなくなったため、里山は密生した林となりつつあります。</p> <p>適度に日があたる雑木林が密生した暗い林に変化したため、そこに住む生物も影響を受けています。明るい森林や草地を好む生物のなかには減少したものもいます。</p> <p>一方、かつては集落周辺ではあまり見られなかったシカやイノシシなどの大型の哺乳類が、集落にまで出没するようになりました。農作物へ大きな被害を与えており、住人たちとの軋轢が問題となっています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) 里地・里山の環境変化	<p>① 里地・里山の現状の理解</p> <p>里地・里山の現状について把握し、重要性について普及啓発します。</p>
	<p>② 地産地消・環境保全型農業の推進</p> <p>健全な農地を守るために、地元産の農作物を積極的に購入するよう働きかけます。また、環境保全型農業について推進し、安全・安心な農業を進めます。</p>
	<p>③ 里地の維持管理活動の実施・参加</p> <p>市民農園や、1ターンなど新規の就農希望者への農地の貸し出しなど、耕作放棄地を活用できるようなしくみを充実します。また、農業体験などのイベントも開催し、多くの人が里地の環境に関心を持ってもらうよう働きかけます。</p>
	<p>④ 農業の多面的機能に対する支援</p> <p>農業は食糧生産だけでなく、水田による地下水のかん養や生物多様性の維持など多面的な機能をもっています。これらの機能を評価し、維持するための支援を行います。</p>

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①里地・里山の現状の理解	A	里山等で活動する NPO 法人等との連携した取組の数(回/年)	0回	1回	5回	H35	20%	農林課
	①NPO 法人「小山緑志会」と連携し森林保全活動を実施しました。また、山地強靱化総合対策協議会において山地災害防止の活動を町内5地域で実施しています。							
②有機農法・地産地消の推進	A	農産物直売所の販売額(道の駅ふじおやま)	133 百万円	129 百万円	138 百万円	H32	93%	農林課
	②実績が下がったのは、天候不順による水かけ菜の販売額の減が大きな要因と考えられる。なお、地元農産物の消費に関係する、JA フレッシュ市、足柄農産物出荷組合、道の駅すばしり、無人販売、学校給食等の数値については把握しきれていない。							
③里地・里山の維持管理活動の実施・参加	B	環境保全型農業を実施するエコファーマーの認定数(累計)	23人	2人 累計:25人	26人	H28	96%	農林課
	③エコ栽培米出荷組合の組合員数。平成28年度から環境直接支払いを実施し、環境にやさしいエコファーマーの推進を実施している。							
④農業の多面的機能に対する支援	A	中山間直接払交付金や農地・多面的機能支払交付金の活用地区数	11 地区	0地区 累計:11地区	13 地区	H28	85%	農林課
	④11地区で「中山間直接払交付金(小山・足柄他8地区)」や「農地・多面的機能支払交付金(上野地区)」などの補助制度を活用して農地保全を行っています。							

※取組時期 A:可能な限り早期に着手 B:概ね3年を目処に着手 C:概ね5年を目処に着手 D:5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-1-(4) 動植物
(2) 現状	
<ul style="list-style-type: none"> ● 増加しつつある外来種 近年、河川や道路脇、あるいは耕作放棄地などを中心に特定外来生物であるオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリや要注意外来生物であるコカナダモなどの外来種が多くみられるようになってきました。また、動物ではハクビシンやオオクチバス（ブラックバス）などが町内各地で見られるようになりました。これらの外来種の増加により、もともと小山町で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に悪影響を与えつつあります。（平成 22 年度静岡県特定外来植物生息分布調査より） ● 不足している生物情報 小山町では編纂された町史などによる生物の情報はあるものの、調査された年代や調査内容に違いがあるため、基礎的情報として利用するには十分とはいえません。 ● 生物の生育・生息環境の変化 農林業の衰退による山林や農地の荒廃や、宅地化などの開発は、生物の生育・生息環境に大きな変化をもたらしています。このため、ゲンゴロウなど以前は普通に見られた生物でも、生息場所が減少したため、貴重な種となった生物が多くいます。その一方で、外来種のように変化した環境に適応して増加した種もいます。 ● 動物による農林漁業被害の増加 最近、山麓部の農地を中心にニホンザル・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシやハクビシンが出没し、農作物に大きな被害を与えています。特にニホンジカについては、個体数が増加傾向にあり、スギ、ヒノキ等の造林木の枝葉の食害と樹皮被害による枯損の害、果樹やイネの食害など、農林業被害は多岐にわたっています。また、わが国の高山帯の気候的極相林（自然遷移の最終段階）であり、富士箱根伊豆国立公園の主要な植生でもある太平洋側ブナ林に対する食害も深刻な問題となっています。 	

◇課題	◇取り組み
(i) 外来種の増加の抑制	① 外来種の増加の抑制と侵入の防止 外来種については、町内での生育・生息状況を把握し、駆除など適正な対策により増加を抑制し、分布域を縮小させることに取り組みます。また、外来の園芸種などが野外へ広がることのないよう適正な管理を行うよう働きかけます。
(ii) 生物情報の充実化	② 生物情報の収集とデータベース化 生物調査を町民と協働して行うことなどにより、生物情報を充実していくことに取り組みます。既存の情報と新たに得られた情報を基に、生物情報のデータベースや小山町版レッドデータブックを作成するなど、環境に関わる事業に活用できる情報を整備していきます。
(iii) 生物の生育・生息環境の変化の把握	③ 生物の生育・生息環境の保全と創出 貴重種や地域の生態系を代表する種（シンボル種）の生育・生息環境の保全に取り組みます。また、公共施設や水路、住宅地などで地域の生態系に合った環境づくりを進めます。
(iv) 農林漁業被害への対応	④ 農林漁業被害の防止 国や県などの関係機関と連携して、農地や人家周辺に野生鳥獣が侵入したり、誘引されたりしないような防止策を充実させることに取り組みます。

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①外来種の増加の抑制と侵入の防止	B	道路・河川整備に伴う法面緑化材の在来種の採用	0箇所	0箇所	1箇所	H35	0%	建設課
	①平成27年度は法面緑化材を使用する工事箇所がなかったため未実施だが、法面緑化材を使用する場合は在来種を使用していきます。							
②生物情報の収集とデータベース化	D	文献調査及び現地調査の実施による生物情報の発信（地区数）	0地区	0地区	4地区	H35	0%	総務課
	②H26年度に生物情報について文献調査調査を実施しました。現地調査については平成28年度に足柄地区で、水生生物調査を実施する予定です。							
③生物の生育・生息環境の保全と創出	D	自然環境に影響のありそうな開発などに対する土地利用委員会を通じた指導状況	指導実施3件	指導実施6件	指導実施	H35	100%	総務課
	③開発に伴う土地利用承認申請案件（6件）について土地利用指導要領により小山町の水質汚濁等遵守について指導を実施しました。							
④農林漁業被害の防止	A	有害鳥獣捕獲の頭数（頭/年）	177頭	197頭	350頭	H35	56%	農林課
	④小山町猟友会の協力のもと有害鳥獣（シカ・イノシシ等）を197頭捕獲し鳥獣被害の防止に努めました。捕獲頭数が増加しない要因は猟友会員の高齢化や減少によるものです。また、県の管理捕獲事業としてシカ・イノシシを約300頭捕獲しています。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

1-2 快適な空間

(1)施策対象分野	1-2-(1)公園・緑化・花壇
(2)現状	
<p>● 公園の現況</p> <p>現在、町内には豊門公園をはじめとする都市公園、足柄ふれあい公園などの農村公園、須走なかよし公園などの子供の遊び場(児童公園と地区広場)、運動場などの公園・緑地が各所に整備されています。町民一人当たりの公園面積は 7.3 m²です。</p> <p>● 緑化の現況</p> <p>緑化については、小中学校や公共施設で緑化が行われていますが、町民や事業所に対する緑化促進の取り組みは緑化フェアのみとなっています。また、花壇づくりは須走本通りのほか、小中学校や各地のボランティアによって個別に進められています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i)公園に対するニーズの変化への対応	① 既存公園の再生とネットワーク化 既存公園を地域住民の意見などにより再生し、より魅力のある公園づくりを行うとともに、これらの公園をネットワーク化し、町全体の公園利用をより魅力あるものとしします。
(ii)公園の整備・維持管理における住民参加の促進	② 多様な利用者を想定した特色ある公園づくり 子供たちのみではなく、高齢者や観光客などの利用も勘案し、多様な利用者を想定した公園づくりを行います。
(iii)公園の育成	③ 行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成 公園などの整備に当たっては、地域住民の参加が不可欠であり、公園の計画や施工、管理など可能な範囲で、行政と町民などの協働による公園づくりや育成を行います。
(iv)緑化を促すしくみがない	④ 地域性を活かした緑化や花壇づくり 地域の緑化や花壇づくりでは、まちなみの重要な要素であるため、地域の気象や集落のイメージなどに合わせた整備や管理を行います。
(v)花壇づくりの推進	⑤ 公共施設等の緑化推進 地域の緑化の核として公共施設を位置づけ、率先的に緑化を推進します。 ⑥ 普及啓発と緑化指導の強化 公園緑地に関する意識啓発と利用などの促進のため、普及啓発と緑化指導を行います。

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①既存公園の再生とネットワーク化	B	町民参加型の公園づくりの推進（総数：23箇所）	0箇所 累計：14箇所	0箇所 累計：14箇所	23箇所	H35	61%	都市整備課
	①住宅地内の公園は地区と協定を締結し、地区住民による公園管理・公園づくりが出来ているが、工業団地内や商業地内の公園については協定がなく、管理は業者委託となっている。今後は協定による管理以外の方法で町民に参加してもらえる公園づくりを検討し、各関係団体にも協力を仰ぎ事業を進めてまいります。							
②多様な利用者を想定した特色ある公園づくり	B	地域特性を活かした公園づくりの実施「小山、北郷（都市マスタープラン）」	0箇所	0箇所	2箇所	H35	0%	都市整備課
	②都市計画マスタープランにより公園の2箇所について実施する目標としていたが、まずは直近事業として計画している金時公園や豊門公園について地域特性を加味した公園づくりを実施していきたい。							
③行政と住民等の協働による公園づくりや公園の育成	B	地域住民による維持管理の推進（総数：23箇所）	0箇所 累計：14箇所	0箇所 累計：14箇所	23箇所	H35	61%	都市整備課
	③住宅地内の公園は地区と協定を締結し、地区住民による公園管理・公園づくりが出来ているが、工業団地内や商業地内の公園については協定がなく、管理は業者委託となっている。今後は協定による管理以外の方法で町民に参加してもらえる公園づくりを検討し、各関係団体にも協力を仰ぎ事業を進めてまいります。							
④地域性を活かした緑化や花壇づくり	B	公共施設における花壇づくりの実施（本庁、3支所）	4施設	0施設 累計：4施設	4施設	H35	100%	総務課他3
	④本庁及び3支所で花壇づくりを実施しています。今後も引き続きプランターや花壇について管理してまいります。							
⑤公共施設等の緑化推進	C	小中学校の花壇の整備や畑の耕作実施(小中学校8校)	8校	0校 累計：8校	8校	H28	100%	こども育成課
	⑤小山町花の会に入会し、グリーンバンクから配布される花の種や球根を利用して花壇の整備を進めます。今後も継続して花壇整備を実施して参ります。							
⑥普及啓発と緑化指導の強化	B	普及啓発(イベントの開催や小冊子の作成など)と緑化指導の強化	指導無	指導無	緑化指導	H35	0%	都市整備課
	⑥公園緑地における花壇設置の指導はしておらず、具体的な指導要綱や技術基準も無いため何も取組めていない状況となっているが、課題に向けて必要となる仕組みをつくり、指導をしていきます。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-2-(2) まちなみ・まちづくり
(2) 現状	
<ul style="list-style-type: none"> ● 景観の現状 現在、小山町は景観への取り組みとして、富士山の世界遺産登録に合わせ平成 25 年度に景観行政団体へ移行するための準備、平成 27 年度に景観計画の策定と景観条例の施行を目指しています。また、現在適用されている条例としては静岡県屋外広告物条例があります。 ● 交通の現状 町内における自動車保有台数も増加しており、これにより路線バスなどの公共交通は衰退しています。小山町では誰もが利用しやすい公共交通の実現に向け、地域に公共交通総合連携計画の策定を進めています。 	

◇課題	◇取り組み
(i) 水との関わり方の変化	① 水辺を活かしたまちづくり 身近な水辺を活かした、小山町らしいまちづくりを行います。
(ii) 歴史・文化遺産の活用	② 歴史・文化遺産の保全と活用 史跡や石造物など多様な歴史・文化遺産を保全し、まちづくりや観光の視点から持続可能な利用を図ります。
(iii) 統一感のあるまちなみづくり	③ 景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化 景観整備の具体事例として景観重点地区を設定し、景観整備による効果を具体化します。
(iv) 歩行者や自転車利用者の安全の確保	④ 観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり 各種の観光拠点をネットワーク化し、連携して観光やまちづくりを進めることにより、歩いて楽しいまちづくり（歩道整備等）を行います。
(v) 各種利用拠点の連携	⑤ 公共交通の充実 町民や観光客など誰でもが利用しやすい公共交通とするため連携計画を策定し、計画の実現に向けて協働で取り組みます。 また、パーク＆ライドなどの取り組みにより鉄道交通の利用を促進します。
	⑥ 自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備 環境に優しい交通機関として自転車の利用を促進するとともに、自転車道のネットワークを整備します。

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①水辺を活かしたまちづくり	B	ビオトープの整備（累計）	3箇所	0箇所 累計：3箇所	5箇所	H28	60%	農林課
	①中島・湯船・上野地先にホテルのビオトープを設置し管理しています。 また、足柄地区の農村ふれあい公園では、県による鮎沢川親水護岸工事が実施され、親水空間を整備されました。							
②歴史・文化遺産の保全と活用	B	文化財マップの作成	マップ作成	マップ作成済	マップ作成	H28	100%	生涯学習課
	①文化財の分布マップを作成しました。今後は不足分を増刷するとともに新たに指定した文化財についても掲載し、周知活動に努めて参ります。							
③景観重点地区設定によるまちなみへの取り組みの具現化	A	景観重点地区の設定（全3区域）	0区域	3区域	3区域	H28	100%	都市整備課
	③景観重点地区（富士浅間神社区域、国道138号沿道・周辺区域）となる3区域全てが平成27年4月1日より適用済みです。今後は、この地区においては景観形成の基準に適合するよう指導をしていきます。							
④観光地のネットワーク化と歩いて楽しいまちづくり	B	観光振興計画の策定	計画の策定	計画の推進	計画の策定	H26	100%	商工観光課
	④平成26年度に観光振興計画を策定しました。今後は観光振興のアクションプランを作成し、計画の推進に努めて参ります。							
⑤公共交通の充実	A	町が「快適な公共交通の整備に取り組んでいる」と回答する町民の割合	18%	26%	50%	H31	52%	町長戦略課
	⑤小山町地域公共交通網形成計画（改訂版金太郎公共交通計画）の素案を策定しました。 ・既存バス路線等の評価及び検証を行うことにより、毎年度の生活交通確保計画を策定しました。 ・平成26年10月から自主運行バス及び小山地域における実証実験の運行を開始し、利用者の増加や利便性の向上を図るため、ダイヤ改正等を実施しました。 今後も、引き続き公共交通の利便性の向上を目指し、地域公共交通審議会で検討していきます。							
⑥自転車の利用促進と自転車道のネットワーク整備	B	駅や高速バス停の駐輪場整備	0箇所 累計：2箇所	0箇所 累計：2箇所	4箇所	H35	50%	都市整備課 建設課
	⑥現在、駿河小山駅、足柄駅の2箇所に駐輪場を設置しています。 また、東名小山、東名足柄バス停駐車場の利用形態を見ますと、自転車の利用実績が無いように思われます。今後も駐車場の利用状況を確認し、必要があれば駐輪場を整備して参ります。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-2-(3) 眺望と田園景観
(2) 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 眺望と田園景観の現況 <p>現在、計画的な土地利用の推進のため土地利用計画の策定をすすめており、また景観行政団体の指定についても検討をすすめています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) 田園景観を保全するしくみづくり	① 土地利用計画などの策定 景観に大きく影響する土地利用について計画的に実施し保全すべき景観を守ります。
	② 総合的な景観施策の展開 景観法による景観行政団体となり独自の景観施策を展開するなど、町としての総合的な景観を保全・創出するしくみをつくります。
	③ 小山町らしい景観の保全 田園風景や湧水、富士山や金時山の眺望など小山町らしい景観を保全します。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 土地利用計画などの策定	A	景観計画及び景観条例の策定	条例案検討	条例策定	条例策定	H27	100%	都市整備課
	① 景観計画の策定と、小山町景観条例及び小山町景観条例施行規則を平成 27 年に制定しました。今後は、これらの計画及び条例等による指導を実施していきます。							
② 総合的な景観施策の展開	A	景観行政団体への移行	団体移行実施	団体移行済	景観行政団体移行	H26	100%	都市整備課
	② 平成 26 年 7 月 1 日に景観行政団体に移行しました。今後は、制定した景観条例等による指導を実施していきます。							
③ 小山町らしい景観の保全	A	景観条例の制定し景観や環境に配慮するよう誘導	条例案検討	条例制定	条例制定	H27	100%	都市整備課
	③ 小山町景観条例及び小山町景観条例施行規則を平成 27 年に制定しました。制定した景観条例に基づき企業などが景観や環境に配慮するよう誘導します。 平成 28 年 9 月末日現在景観条例に基づき 5 件の審査を実施しています。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね 3 年を目処に着手 C：概ね 5 年を目処に着手 D：5 年を超えるもの

1-3 農業

(1)施策対象分野	1-3-(1)農業をとりまく環境
(2)現状	
<p>● 減少する農家と農地</p> <p>小山町の基幹産業である農業は、稲作を主軸として、豊富な湧水を利用した水かけ菜やわさびなどが栽培されています。農家は、平成 22 年度で町内に 773 戸あり、町内の全戸数の約 1 割を占めています。経営面など農業を取りまく環境は厳しさが増しており、農家数は年々減少する傾向にあります。特に規模の小さい兼業農家が大きく減少しています。</p> <p>農家数の減少に合わせて、農地も減少傾向にあり、担い手不足などから耕作が行われなくなった農地が町内に点在しています。手入れがされなくなった耕作放棄地は雑草が生い茂り、農業にとっての害虫の発生源になるなど、環境上の問題も抱えています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i)農地の荒廃と減少が進んでいる	<p>① 農業を続けられる環境の整備</p> <p>小山町の農業の魅力を高め、農業者が意欲的に農業を続けていくことのできるような環境整備を進めます。具体的には、地産地消のシステムづくりや新たな担い手の確保などです。</p>
	<p>② 耕作放棄地の有効活用</p> <p>基盤整備や作付を推進し、耕作放棄地の有効活用をはかりま</p>
(ii)農業従事者不足や高齢化による農業の継続が困難になっている	<p>③ 情報の蓄積と相談窓口の整備</p> <p>耕作放棄地となっている農地の把握や農業者の斡旋などのしくみづくりを進めます。</p>
	<p>④ 農作業体験や新規就農の支援</p> <p>将来の就農を視野に入れた農作業体験の実施を行います。</p> <p>青年就農給付金など、補助制度の活用を推進し、新規就農支援を進めます。</p>

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①農業を続けられる環境の整備	A	地元産農産物の消費拡大の推進、農産物直売所の販売額（道の駅ふじおやま）	133百万	129百万	138百万	H32	93%	農林課
	①実績が下がったのは、天候不順による水かけ菜の販売額の減が大きな要因と考えられる。なお、地元農産物の消費に関係する、JAフレッシュ市、足柄農産物出荷組合、道の駅すばしり、無人販売、学校給食等の数値については把握しきれていない。							
②耕作放棄地の有効活用	A	効率的で安定した農業経営を目指す認定農業者の数（人）	27人	△1人 累計：26人	28人	H35	93%	農林課
	②病気による1人減でした。地区としては、小山3人、足柄2人、北郷21人（3法人含む）であり、偏りがある。引き続き、地域での担い手を増やし、農地の有効活用を進めます。							
③情報の蓄積と相談窓口の整備	A	担い手の農地集積率（分母農地面積578ha）	24.6%	25.5%	50%	H35	51%	農林課
	③農地中間管理事業の実績は2haで、担い手への集積はやや増加したが、目標の半分である。中山間地域である当町にとって、国の目標とする80%は高すぎる。集積率を上げるには、担い手を増やすことが必要。							
④農業体験や新規就農の支援	B	新規就農者数	0人	4人	1人/年	H35	100%	農林課
	③(株)サンファーム富士小山（アメーラトマト）の稼働による新規就農者の増							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-3-(2) 環境保全型農業・資源循環型農業
(2) 現状	
<p>環境にやさしい農業、農産物への関心が高まりつつあります。また、平成 16 年に道の駅ふじおやまに農産物直売所が開設し、水稲専作農業経営から畑地化・野菜へと移りつつあることから、堆肥の需要が年々増加している状況にあります。そのため、生ごみ、食品廃棄物等バイオマス資源を活用した「環境保全型農業」への関心が高まっています。</p> <p>農薬の取り扱いについては、農業者において流出防止のための措置がとられています。不要となった農薬は JA により回収が行われています。また、マルチなどの農業用廃プラスチックの回収も進められています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) 環境保全と環境への負荷の少ない農業	① 環境保全型農業の推進 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園等を営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。
	② 資源循環型農業の推進 地域で生み出される有機廃棄物の堆肥化を進め、地域内の資源循環型農業を推進します。
	③ 農業用資材の環境負荷低減 農業に用いる資材は、環境負荷の低いものを使用するようにします。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①環境保全型農業の推進	A	環境に配慮し農業に取り組む農業者エコファーマーの認定数(人)	23人	2人 累計:25人	26人	H28	96%	農林課
	①エコ栽培米出荷組合の組合員数。平成 28 年度から環境直接支払いを実施し、環境にやさしいエコファーマーの推進を実施している。							
②資源循環型農業の推進	D	堆肥製造施設件数	1件	0件 累計:1件	2件	H35	50%	農林課
	②鈴木牧場にて堆肥を製造し、販売しています。平成 28 年度からは、(株)サンファーマーズ(アメーラトマト)において堆肥を造成する予定です。							
③農業用資材の環境負荷低減	A	JA で実施する使用済みマルチの回収量(t)	3.72t	4.04t	4.50t	H35	90%	農林課
	③JA が使用済みマルチを回収し農業用資材のリサイクルを推進しています。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	1-3-(3) 地産地消と食育
(2) 現状	
<p>● 注目される地元産農産物</p> <p>「安全・安心・新鮮・おいしい」を旗印に、地元産農産物が注目を集めています。現在、町内の各地区に農産物直売所があり、地元産農産物の消費を拡大する試みが行われています。地元産農産物を地元で消費する地産地消は、食糧の多くを海外からの輸入に頼るわが国にとって食糧の自給率を高めることであり、遠くから運ばれてくる際に消費するエネルギー(フードマイレージ)を下げることにもつながります。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) 地元産農産物の需給拡大	① 地産地消の推進 地産地消をさらに推進します。
	② 農産物の小山町ブランドをつくる 知名度の向上や安定供給の確保のために、地元産農産物のブランド化を進めます。
	③ 農と食育 地元産農産物への理解を深める食育を進めます。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①地産地消の推進	A	農産物直売所の販売額(道の駅ふじおやま)	133 百万	129 百万	138 百万	H32	93%	農林課
		①実績が下がったのは、天候不順による水かけ菜の販売額の減が大きな要因と考えられる。 なお、地元農産物の消費に関係する、JA フレッシュ市、足柄農産物出荷組合、道の駅すばしり、無人販売、学校給食等の数値については把握しきれていない。						
②農産物の小山町ブランドをつくる	D	農産物加工品の小山町ブランド数	3件	0件 累計:3件	5件	H35	60%	農林課
		②ブランド数は3件で農産物は「コシヒカリ、水掛菜、トマト」です。現在、「もち」「干しイモ」についてブランド化を進めています。						
③農と食育	A	町内各園・小学校の農業体験プログラム数	7園 5校	0園・校 累計:7園 累計:5校	7園 5校	H35	100%	農林課 健康増進課
		③各幼・保・こども園(レッツゴーファーム)、小学校(5年生)にて農業体験を実施しています。						

※取組時期 A:可能な限り早期に着手 B:概ね3年を目処に着手 C:概ね5年を目処に着手 D:5年を超えるもの

2. きれいな水と空気、安全な生活環境

2-1 水

(1) 施策対象分野	2-1-(1) 水質・水量
(2) 現状	
<p>小山町の環境の特徴の一つとして「豊かな水」があげられます。河川の水質検査は町内各地で行われていますが、水質や水量を評価し監視する体制は整っていないのが現状です。</p> <p>河川の水の汚れは、須走地区の下水道普及などにより、一時期よりは改善してきていますが、水質の経年的な変化の把握や評価がされていないため、水質が悪化している懸念があります。また、小山町の地下水は豊富といわれています。産業等の発展にともない、地下水汲み上げ量が増える可能性があるため、地下水の経年的な変化の把握や評価、保全のための対策が必要となっています。</p>	

◇課題	◇取り組みの方向性
(i) 水質・水量の監視体制の強化が必要	<p>① 水質・水量の定期検査、監視体制を整える</p> <p>水質調査は町内約34箇所の河川で行われていますが、経年的な比較などを含め水質の状況を把握します。地下水位調査は町内2箇所において実施していますが、いっそうの地下水量の把握に努めます。</p>
	<p>② 情報の公開</p> <p>水質・水量の調査結果の町民への情報提供のあり方について検討していきます。</p>
	<p>③ 水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進</p> <p>水質悪化防止対策として、水質汚染物質の管理(下水道整備や事業所対策、各家庭の排水処理)と普及啓発などを進めます。</p>
(ii) 水質悪化・水量減少の懸念がある	<p>④ 水を利用した産業からの水質維持</p> <p>水を利用した産業(わさび栽培や養殖)も盛んですが、水質確保への協力や流出する水の水質維持に努めます。</p>
	<p>⑤ 河川の清掃と浄化機能の確保</p> <p>堰や河川へのごみ投棄の防止や清掃活動をいっそう推進します。また河川の浄化機能向上を目指し、必要な河川流量の確保や自然型護岸の整備を進めます。</p>
	<p>⑥ 地下水保全のための取り組みを進める</p> <p>地下水を保全する取り組みとして、地下水くみ上げの届出制度や条例など保全のための施策・制度を検討・制定していきます。また、節水や地下水のかん養(雨水浸透、透水性舗装、水田)のための取り組みを進めます。</p>

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①水質・水量の定期検査、監視体制を整える	A	地下水位の定点観測の実施（2箇所）	観測実施（2箇所）	観測実施（2箇所）	観測実施（2箇所）	H28	100%	町長戦略課
	<p>①棚頭・一色地区の2箇所において定点観測を毎月実施して地下水位を監視し、年間データをまとめ異常が無いことを確認しています。</p> <p>また、町内事業所の揚水量調査を実施し、揚水状況を把握しています。</p> <p>湧水量については夏・冬の年2回町内10箇所の調査を行い、異常が無いことを確認しています。今後も上記活動を実施し、地下水の監視を継続していきます。</p>							
②情報の公開	C	町内河川30箇所の水質情報の公開	30箇所	30箇所	30箇所	H29	100%	総務課
	<p>②平成26年3月に作成した「小山町環境基本計画」に町内河川30箇所の水質情報を公開しています。今後は、小山町環境基本計画の年次報告書に水質情報を記載し毎年水質情報を公開していきます。</p>							
③水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進	A	下水道への接続と合併浄化槽設置の促進	58.3%（暫定）	59.6%（暫定）	76.9%	H35	78%	上下水・総務課
	<p>③須走地区において下水道接続促進PRを継続して実施しました。（接続率96%）</p> <p>また、合併浄化槽については、補助金を活用し63基設置しました。今後は、公設浄化槽事業等の検討を行い、合併浄化槽設置促進に努めて参ります。</p> <p>（4,348人（公共下水道）+7,095人（合併浄化槽））/19,197人（町全体）</p>							
④水を利用した産業からの水質維持	A	ニジマス養殖産地に適合した水質確保の為、定期的な水質検査の継続	検査実施4回	検査実施4回	検査実施4回	H26	100%	総務課
	<p>④養殖場取水口で年4回、BOD他15項目の水質検査を実施しており、大腸菌群数が環境基準値（1000MPN/100ml以下）を超えた回数が2回ありましたが、おおむね良好な状況にあります。引き続き水質検査を行い水質確保に努めて参ります。</p>							
⑤河川の清掃と浄化機能の確保	B	堰や河川へのごみ投棄防止の看板設置や地域清掃活動の実施	看板設置・清掃実施	看板設置・清掃実施	看板設置清掃活動	H26	100%	総務課
	<p>⑤不法投棄のパトロール及び回収を実施し、不法投棄箇所には「不法投棄禁止」の看板（40枚）を設置し、廃棄物を回収しましたが、町単独の活動には限界がありますので静岡県のリバーフレンドシップ制度等を活用し地域と連携した清掃活動を実施したいと考えています。</p>							
⑥地下水保全のための取り組みを進める	C	地下水位の定点観測の実施（2箇所）	観測実施（2箇所）	観測実施（2箇所）	観測実施（2箇所）	H35	100%	町長戦略課
	<p>⑥棚頭・一色地区の2箇所において定点観測を毎月実施して地下水位を監視し、年間データをまとめ異常が無いことを確認しています。</p> <p>また、町内事業所の揚水量調査を実施し、揚水状況を把握しています。</p> <p>湧水量については夏・冬の年2回町内10箇所の調査を行い、異常が無いことを確認しています。今後も上記活動を実施し、地下水の監視を継続していきます。</p>							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	2-1-(2) 水資源の有効利用
(2) 現状	
<p>小山町は地下水が豊富なため、これまで資源としての水についてそれほど意識してきませんでした。そのため雨水利用などに対する意識が低くなっています。またニジマス養殖などの水産業も盛んですが、一時期よりも生産量は減少してきています。</p>	

◇課題	◇取り組みの方向性
(i) 水資源利用のあり方を検討する	<p>① 水利用のあり方について検討する 水資源の有効利用のため、流域間や小山町全体を含む広い地域において水資源の実態を把握し、保全と有効活用のあり方を検討していきます。</p>
(ii) 水資源を活用した産業の振興	<p>② 再生水・雨水利用の促進 身近なところで雨水や上水の再利用を進め、水を無駄にしない取り組みを行います。</p>
	<p>③ 水資源を活かした特産品の需要拡大 町内ではニジマスなど水資源を活かした産業が盛んなため、これらの活性化を図っていきます。</p>

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 水利用のあり方について検討する	C	水資源の保全と有効な活用について県内協議会との情報交換	情報交換の実施	情報交換の実施	情報交換の実施	H35	100%	町長戦略課
		① 県の地下水担当者会議や地下水利用対策協議会の活動を通し、情報共有を行っています。今後も協議会活動に参加し、地下水の保全と有効な活用のあり方について、検討していきます。						
② 再生水・雨水利用の促進	A	雨水の利用「本庁又は支所」	0 箇所	0 箇所	4 箇所	H30	0%	総務課
		② 雨水の利用を検討していますが、施設設置に必要な予算措置が難しい為、実施にいたっていません。今後は設置の手段や設置費用縮減の検討を行い実施したいと考えています。						
③ 水資源を活かした特産品の需要拡大	B	ニジマスブランド化、特産品としての確立	無	ふるさと納税の返礼品に登録	特産品としての取組	H35	ふるさと納税の返礼品に登録	商工観光課
		③ 平成 27 年 9 月から、ニジマスの「レッドキャビア (400g)」と「切り身 (3 枚下ろし)」をふるさと納税の返礼品として登録し需要の拡大を図った。平成 27 年度の実績として、レッドキャビアが 56 件、切り身が 3 件の取り扱いがあり、一定の効果は見られた。今後は、商工会優良推奨品等への登録を通じて、須川の清流で育ったニジマスのブランド力を高めると共に、知名度を上げて、更なる販路拡大に努めていきたい。						

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね 3 年を目処に着手 C：概ね 5 年を目処に着手 D：5 年を超えるもの

2-2 大気・土壌

(1) 施策対象分野	2-2-(1) 大気・土壌
(2) 現状	
<p>小山町では、4地区の測定箇所を2年ごとに順次変えながら大気中のダイオキシン類の定量分析調査を行っています。</p> <p>静岡県では、県下の一般環境大気測定局 59 局で大気汚染物質濃度調査を行っています。小山町の近くでは、御殿場市役所に測定局がありますが、いずれの測定局においても、近年ではほぼ横ばい状態で推移しています。</p>	

◇課題	◇取り組みの方向性
(i) 町内の空気の状況は充分には把握されていない	<p>① 大気や土壌の現状を把握する</p> <p>大気や土壌の現状を把握するため、測定地点・項目を検討し、その数を増やします。また併せて取得したデータを評価し、町民に公表する取り組みを進めます。</p>
	<p>② 「空気の澄んだまち」を実現する取り組み</p> <p>小山町の優れたところである「空気の澄んだまち」を実現・維持するため、野焼きへの対策やエコドライブの取り組み、畜産臭気への対策などを行います。</p>

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 大気や土壌の現状を把握する	A	大気や土壌測定情報を HP や広報への情報公開の実施	公開無	HPに掲載	情報公開の実施	H28	100%	総務課
		①HP に大気環境中のダイオキシン類実態調査結果（平成21年度～）を掲載しています。現在、ダイオキシン類実態調査測定結果に問題は有りませんが、開発等により環境の変化が想定される場合、測定地点・項目の検討を行い、その数を増やします。						
② 「空気の澄んだまち」を実現する取り組み	A	野焼き原則禁止の普及啓発活動(無線放送、広報掲載)	無線放送実施	無線放送・個別指導	普及啓発活動の実施	H28	100%	総務課
		②無線放送を通じて野焼き原則禁止の放送を実施しています。また、野焼きの通報等があった時は、事実関係を確認し指導を行っています。農業作業に伴う焼却の苦情も多い為、農林課と連携し対応していきます。						

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

2-3 安全・安心な生活環境

(1)施策対象分野	2-3-(1)公害
(2)現状	
<p>ダイオキシン類については、平成11年7月16日にダイオキシン類特別措置法が公布され、事業所から排出されるダイオキシン類の量や大気中の環境基準について、新たに基準が設けられました。小山町では、平成12年度から公共域における大気中のダイオキシン類の量を毎年測定しています。測定箇所は、小山（役場）、足柄（支所）、北郷（球場）、須走（支所）の各地区の調査箇所を2年ごとに変えながら大気調査を実施しています。大気調査は、年間4回、24時間連続測定を1週間実施しており、これまで環境基準を上回ったことはありません。</p> <p>公害などの苦情として、毎年5件から20件程度が寄せられています。水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物投棄などのうち、悪臭によるものが多く寄せられています。大気汚染、土壌汚染、振動および地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。悪臭の主なもの、堆肥の臭いによるものです。</p> <p>また、不法投棄は、人目につきにくい河川や山間部などに多くみられます。小山町では、毎年10tから20tを超える不法投棄が行われています。不法投棄物件の区分としては、鉄類、粗大性可燃ごみ、自転車、廃タイヤなどが多くなっています。</p> <p>農薬類については、小山町は県下でも有数のゴルフ場所在自治体です。静岡県では、「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」および「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」により、農薬使用管理責任者の選任と届出、毎年の防除計画報告書および農薬使用実績報告書の提出、年2回（6月、9月）の水質測定、更には、農薬の適正な管理や使用方法について、報告義務を求めるとともに、排水について立入検査を実施しています。</p> <p>平成13年度に県が実施した立入検査では、農薬の管理およびゴルフ場の調整池や排水口から採取した水の分析結果からは、異状はなく、適正に管理運営されていました。</p> <p>農業における取り組みとしては、不要農薬の回収がJAにより行われています。この他にJAのラジコンヘリによる農薬の一斉空中散布、トレーサビリティ（生産履歴管理システム）の充実、特別栽培米（ブランド米）の推奨により、結果的に農薬の減量につながっています。</p>	

◇課題	◇取り組み
<p>公害について、現状では重大な問題は起きていませんが、産業等の発展に伴い、いずれかの問題が発生する可能性もあります。特に懸念があるものとして、騒音・光害・振動・化学物質などが挙げられます。またポイ捨て・不法投棄については変わらず各地で目立っており、苦情件数も多くなっています。</p> <p>農薬については、水路などへの流出や土壌へのしみこみが起きないように、防止措置を講じることが必要です。また、より環境への負荷の少ない農業、安全・安心な農産物生産を目指し、環境保全型農業をさらに推進することが求められます。</p>	<p>① 周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する 騒音については、周囲環境に配慮した音量や音の出し方を工夫する取り組みを進めます。</p>
	<p>② 小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する 光害については、農業への影響軽減と不必要な夜間照明への対策を行います。</p>
	<p>③ 自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する 振動については、自動車交通などへの対策を進めます。</p>
	<p>④ 工場などの振動を適正に管理する</p>
	<p>⑤ ポイ捨て・不法投棄をなくす ポイ捨て・不法投棄対策では、条例を制定していますが、更なる意識啓発をしていきます。</p>
	<p>⑥ 有害化学物質の適正管理 農業者は、農薬・除草剤・化学肥料の使用を削減し、目標値を遵守するとともに、環境保全型農業を推進します。また、家庭菜園などを営む町民も、農薬・除草剤・化学肥料などの使用を控えます。</p>

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①周囲環境に配慮した音量・音の出し方を工夫する	A	公共施設から発生する騒音の周辺環境への配慮と適切な対策の実施	苦情無	苦情無	適切な対策の実施	H26	0%	総務課
	①現在、公共施設から発生する騒音による苦情は有りませんが、苦情があった場合は法令に従い周辺環境への配慮と適切な対策を実施します。							
②小山町の景観や植生に配慮した照明を導入する	A	公共施設での夜間照明施設の使用時間の制限の実施	苦情無 午後9時迄	苦情無 午後9時迄	使用時間の制限	H26	100%	総務課
	②小山中学校、北郷中学校、須走小学校にある夜間照明施設の使用時間を午後9時迄に制限し周辺への配慮を行っています。現在、夜間照明について苦情等は有りませんが、苦情があった場合は周辺環境への配慮と適切な対策を実施します。							
③自動車交通を適正に管理し、振動被害を軽減する	B	荒れた舗装道路の修繕・補修の実施「予算内」	修繕実施	修繕実施	修繕実施	H26	100%	建設課
	③建設課職員が町道をパトロールし、随時穴埋めの対応をしています。直営で対応できない箇所は業者に依頼し修繕・補修を実施しています。							
④工場などの振動を適正に管理する	A	住民からの通報へ迅速に対応し原因者への指導	原因者への指導1件	原因者への指導2件	原因者への指導	H26	100%	総務課
	④住民から要望があり「中日本高速道路（東名高速道路）、国交省沼津河川国道事務所（国道246号）」に対応を依頼しました。東名高速道路については路面等を補修しましたが、国道246号については、振動が基準値を超えていないため、未実施の状況です。町では引き続き対応をお願いしています。							
⑤ポイ捨て・不法投棄をなくす	A	不法投棄量の削減	10,917 kg	8,830 kg	10,258 kg	H30	100%	総務課
	⑤不法投棄のパトロール及び回収を週4～5日実施し、不法投棄箇所にはロープ等を設置して再発防止に努めています。廃棄物から排出者の特定ができる場合には指導を実施しています。また、産業廃棄物の投棄や大量投棄の場合は御殿場警察署に通報し対応しています。							
⑥有害化学物質の適正管理	A	有害化学物質の管理と取り扱いについての指導	管理指導	管理指導	管理指導	H30	100%	総務課
	⑥法令に従い「水質汚濁防止法有害物質貯蔵指定施設設置届」が提出されています。（三菱マテリアル㈱6施設、四国化工機㈱1施設、㈱ジーシー1施設）静岡県では計画的に水質汚濁防止法に基づく水質立入検査を実施しています。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

3. 循環型の社会

3-1 モノの循環

(1) 施策対象分野	3-1-(1) 3Rをすすめる
(2) 現状	
<ul style="list-style-type: none">● ごみの収集量が増えている 家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、横ばい状態にあります。ごみは基本的に固形燃料にするRDF方式により処理されており、処理にかかる費用も膨大な金額となっています。現在、平成 27 年度の稼働を目指しストーカ式ごみ焼却施設の建設が進んでおり、町民の利便性の向上と処理経費の節減が期待されています。	

◇課題
<p>(i) ごみの量の増加 町民一人あたりの排出量が多いことが課題です。原因としては、大量生産・大量消費社会となった現在、使い捨ての製品が増えてきていることなどが挙げられます。また、レジ袋や資源物を分別せずに可燃ごみとして出していることもごみを増やす一因です。一部の消費者や事業者の分別に対する意識が低いことが課題となっています。</p> <p>(ii) 制度・社会構造の問題 事業系のごみが増えてきていることは、事業所自体が増加していることもありますが、ごみの減量の意識や分別を徹底するしくみが充分でないことも原因のひとつと考えられます。</p> <p>(iii) リユース(再利用)するしくみ・商品がない ビール瓶などリユースのしくみがすでにできあがっているものもありますが、多くのリユース可能なものは、どのようにリユースすればよいか分からない場合が多くなっています。しくみがないことが、リユースが進まない原因の一つとなっています。また、リユースをしたくても、すぐに壊れたり、別の場面で利用できない製品が多くあります。リユースを進めやすい製品づくりが課題となっています。 なお、小山町では、平成 25 年 10 月 1 日から事業者の協力により古着のリユース事業を始めています。</p> <p>(iv) 資源化・分別の問題 ごみの資源化を進めるためには、分別が必要不可欠です。しかしながら分別には手間がかかるため、取り組みの遅れが見られます。事業者も分別を行うよりは産業廃棄物として処理した方がコストがかからないという場合もあることから、なかなか取り組みが進んでいません。 小山町の燃えるごみのうち、重量的に大きな割合を占めるのは生ごみです。この生ごみ処理を行うことでごみ減量は大きく進みますが、現状では生ごみ処理の取り組みやしくみづくりが遅れています。</p> <p>(v) 制度(取り組み)の遅れ 家電については、家庭で不要となったテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた家電リサイクル法が制定されています。しかし、4 品目のみであるため、他の家電についてはリサイクルが進んでいません。またリサイクルのための知識が広まっていないため、リサイクルされずに捨てられるものも少なくありません。農業用資材についても再利用を進める必要があります。</p> <p>(vi) 固形燃料の処理 RDFセンターで作られる固形燃料の処分については、課題が多いことから、平成 27 年 4 月稼働予定の新ごみ処理施設の建設が進められています。</p>

◇取り組み
① 生ごみを減らす ごみの量を減らすため、まずは身近なところから、生ごみを減らすことに努めます。買い物の工夫や生ごみ処理方法の検討などの取り組みを進めます。
② 販売店は過剰包装を減らす 販売店は過剰包装を減らすとともに、リユース・リサイクルできる商品、リサイクル原料を使った商品などに切り替えます。
③ 買い方・売り方を変える ごみの量にはレジ袋や売り方の問題もあります。マイバック・マイカゴの利用促進、量り売りの導入などを進めます。
④ 家庭からのごみ分別を徹底する 分別することにより量を減らすため、ガイドライン作成など普及啓発を進め、ごみの分別やしやす環境を整えていきます。
⑤ 事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む 事業系ごみを計画的に削減するため、その方法や処理に関する制度を検討します。
⑥ 家庭系ごみ処理の、さらなる有料化を進める 家庭系ごみの減量を目指し、ごみ処理にかかる費用の見直しなどを行います。
⑦ リユース前提の製品作りを進める 事業者間で規格を統一することでリユース可能になる製品は多くあると考えられます。そのような製品を選ぶ立場から開発する立場まで、協力してリユース可能な製品づくりを進めます。
⑧ リユースするためのしくみづくりを進める ビンのような広域的な製品の他にも、身近なところで衣服・自転車・家具などリユース可能なものがあります。リユース可能なものの発掘とフリーマーケットのようなしくみづくりを進めます。またデポジット制度やリフィール化なども検討していきます。
⑨ 生ごみ堆肥化とバイオマスとしての利用を検討する 生ごみの資源化では、堆肥化とバイオマスとしての利用があります。これらの取り組みを検討します。
⑩ 生ごみを生かした堆肥の検討 堆肥化では、堆肥を作るしくみとできた堆肥を利用するしくみが必要です。堆肥化とその利用面から取り組みを検討します。
⑪ エコ商品の利用 リサイクルできる商品やリサイクル原料を用いている商品利用を積極的に進めます。
⑫ 資源化のためのごみ分別を徹底する ごみの資源化を進めるには、分別を進めることが大切です。分別方法をわかりやすくすることや事業系ごみの分別を積極的に進めます。またものを購入する際にリサイクルされた製品を選ぶことも重要です。
⑬ 制度の見直し・普及啓発 家電などのリサイクルを進めるためには、国レベルでの施策推進が必要であり、小山町としても、問題提起をしていきます。またリサイクルのしくみや処理方法を町民に知らせます。

(3)取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①生ごみを減らす	B	家庭用生ごみ処理機等の導入の促進	実施無	実施無	処理機等の導入促進	H30	0%	総務課
	①平成28年度に生ごみの減量に繋がる補助金制度について近隣市町の施策を調査しています。処理機等の導入促進には、補助金制度及び予算措置が必要なことから、関係部局と調整を実施していきます。							
②販売店は過剰包装を減らす	A	過剰包装の削減の啓発活動	活動無	活動無	啓発活動実施	H28	0%	総務課
	②「環境にやさしい買い物キャンペーン」ポスターをポテト、小山・北郷農協スーパー2店舗に掲示し、包装の簡素化を啓発しましたが、具体的な啓発活動を実施していないため、今後は販売店と連携し過剰包装の削減対策を検討します。							
③買い方・売り方を変える	A	年間に使用するレジ袋の使用量と処理費用の調査「ポテト、農協2店舗」	0店舗	0店舗	3店舗	H28	0%	総務課
	③平成28年度にレジ袋使用枚数を調査します。また、年間に使用するレジ袋枚数と処理費用を公開しマイバック持参を促します。							
④家庭からのごみ分別を徹底する	A	ごみ出し・分別の現況把握し、家庭ごみガイドブックの見直し	見直し実施	見直し済	ガイドブック見直し	H26	100%	総務課
	④平成27年4月に「指定ごみ袋制度」が導入され、ごみ出し・分別方法が変更されてことから、広報にごみの出し・分別方法等を掲載し分別の徹底をお願いしました。また、平成29年10月に稼働予定の「ごみ再資源化施設」に合わせてガイドブックの見直しを行う予定です。							
⑤事業系ごみの実態を把握し減量・分別に取り組む	B	監視体制の構築（ごみ検査を実施）	ごみ検査の実施	ごみ検査の実施	ごみ検査の実施	H28	100%	総務課
	⑤富士山エコパーク焼却センターにおいて可燃物の「ごみ質検査」を毎月複数事業者を実施し、不適物が見つかった場合には（不燃物・資源物）収集業者に持ち帰らせ、事業系ごみの減量・分別に取り組んでいます。							
⑥家庭系ごみ処理の、さらなる有料化を進める	A	ごみ処理のしくみ、経費、将来見通しを情報公開	家庭ごみガイドブック記載	情報公開済	情報公開実施	H28	100%	総務課
	⑥新ガイドブックP2にてごみ処理の情報を公開しています。今後は、環境基本計画年次報告書にて最新の情報を公開していきます。							

⑦リユース前提の製品作りを進める	A	リユースのしくみについて、新ガイドブックや広報での情報公開	ガイドブック記載	情報公開済	情報公開実施	H28	100%	総務課
	⑦新ガイドブックにてごみ古着リユースのしくみを掲載しています。古着の回収ボックスは6箇所（本庁、3支所他2施設）あり、平成27年度は63.6tの古着を回収しました。今後は古着の回収ボックスの増設を検討し、リユースの促進に努めます。							
⑧リユースするためのしくみづくりを進める	A	一人一日当たりのごみ量の削減	1.130 Kg (暫定)	0.971 Kg (暫定)	0.890 kg	H32	92%	総務課
	⑧平成27年4月から指定ごみ袋制度が導入され、平成26年度と比較すると一人一日当たりのごみ量が159g削減（削減率は14.1%）されましたが、目標達成に至っておりませんので資源物の分別徹底を啓発しごみ量の削減に努めます。							
⑨生ごみ堆肥化を進める	B	生ごみ処理機などの購入助成金の検討	実施無	実施無	助成検討	H30	0%	総務課
	⑨平成28年度に生ごみの減量に繋がる補助金制度について近隣市町の施策を調査しています。購入助成金の導入には、助成金制度及び予算措置が必要なことから、関係部局と調整を実施していきます。							
⑩生ごみを生かした堆肥の検討	B	堆肥製造施設件数	1件	0件 累計:1件	2件	H35	50%	農林課
	⑩鈴木牧場にて堆肥を製造し、販売しています。平成28年度からは、(株)サンファーマーズ（アメーラトマト）において堆肥を製造する予定です。							
⑪エコ商品の利用	A	グリーン購入法に基づく製品の購入推進	製品の購入	製品の購入	グリーン購入法推進	H26	100%	総務課
	⑪消耗品を購入する際には、グリーン購入法に基づく製品を原則購入しています。							
⑫資源化のためのごみ分別を徹底する	A	分別方法を分かりやすく新ガイドブックや広報での啓発	ガイドブック記載	広報記載・個別訪問	啓発の実施	H28	100%	総務課
	⑫新ガイドブックや「広報おやま」に分別方法を記載し啓発しています。また、分別が徹底されていない場合は、個別訪問を行い指導を実施しました。							
⑬制度の見直し・普及啓発	A	どのようにリサイクルされているか新ガイドブックや広報などで情報公開	ガイドブック記載	情報公開済	情報公開の実施	H28	100%	総務課
	⑬新ガイドブックP4～5にどのようにリサイクルされているか記載しています。また、平成29年10月に稼働予定の「ごみ再資源化施設」に合わせてガイドブックの見直しを行い、情報を公開します。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

3-2 エネルギーの有効利用

(1) 施策対象分野	3-2-(1) 省エネルギー
(2) 現状	
<p>私たちが普段使っている電気・ガスなどのエネルギー源は、その大半が石油・石炭・天然ガスなどの化石であり、ほとんどを外国からの輸入に頼っています。</p> <p>石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は、地球が長い年月をかけて作り出したものであり、その量には限りがあります。また、化石燃料の燃焼より、地球温暖化の原因である二酸化炭素が発生します。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) 省エネルギーの対策や取り組みの遅れ	① 省エネの対策を進める 省エネルギーの取り組みを、よりいっそう進めます。
	② 省エネ生活の工夫を集める、広める 具体的にどのような取り組みを進めたらよいのかを分かりやすくするため、省エネルギー生活の工夫、効果を集め、広めます。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 省エネの対策を進める	A	公共施設から排出されるCO2の削減	2,197 t (参考値)	1,942 t (参考値)	2,913 t	H27	100%	総務課
	<p>① 二酸化炭素排出量の削減の主な理由は、道の駅「ふじおやま」「すばしり」及び生涯学習課が管理していた生涯学習施設（運動施設、文化会館、図書館）に指定管理者制度が導入され町の管理施設から外れたことによる電気使用量等の減少によると推測されます。</p> <p>平成28年度は新たな削減計画（5年間（H28～32））を策定し、引き続き二酸化炭素排出量の削減に努めて参ります。</p>							
② 省エネ生活の工夫を集める、広める	A	省エネモデルとして、学校などの公共施設に省エネ機器・設備・建築の率先導入（小中学校8校）	1校	0校 計:1校	8校	H35	13%	総務課
	<p>② 須走中学校に太陽光発電システムが導入されています。今後、公共施設で設備改修が実施される際には率先して省エネ機器の導入に努めて参ります。</p>							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

※公共施設から排出される二酸化炭素は、同じ条件で調査していないため、参考値になります。

(1) 施策対象分野	3-2-(2) エネルギーの地産地消
(2) 現状	
<p>私たちが普段使っているエネルギー源は、そのほとんどを外国からの輸入に頼っています。しかし、私たちの地域にエネルギー源がない、というわけではありません。河川や水路を流れる水、太陽、風など、利用できるエネルギー源はいくつもあります。大規模な利用には至っていません。</p> <p>なお、小山町では住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置に対する助成を行っています。制度は平成 22 年度からはじまり、平成 24 年度までに太陽光発電は 80 件、太陽熱利用は 25 件の助成を行っています。また、公共施設では、須走小学校が太陽光発電システムを導入しています。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) エネルギーの自給率の低さ (ii) 地域のエネルギー資源の活用と取り組みの遅れ	① エネルギーについて知る 私たちが暮らしの中でどのくらいのエネルギーを使っているのか、そのエネルギーはどこから来るのかを知る必要があります。
	② エネルギーの地産地消を進める エネルギーを地域で生産するための取り組みとして、太陽光（メガソーラー）、小水力発電などの導入可能性を探り、小山町で得られるエネルギーの開発と利用を進めます。
	③ 地域のエネルギー資源の導入を推進 町民・事業者が自宅・事業所で太陽光などの地域のエネルギー利用できるよう、導入への支援を行います。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① エネルギーについて知る	A	エネルギーの地産地消の取組紹介	無	紹介 3 件	地産地消の取組紹介	H32	100%	未来拠点課
	①「内陸フロンティアを拓く取組推進協議会」「小山町商工会」「小山町企業懇話会」へ取組み紹介を行いました。							
② エネルギーの地産地消を進める	A	メガソーラーと小水力発電導入支援	メガソーラー事業調整	メガソーラー事業着手	新エネルギー導入支援	H32	メガソーラー事業着手	未来拠点課
	②湯船原で面積 27ha、出力 16,320kW のメガソーラー事業の造成工事に着手しました。事業期間は平成 29 年 6 月から 20 年間です。							
③ 地域のエネルギー資源の導入を推進	A	太陽光発電・太陽熱利用システム設置補助金制度の拡充	33 件	33 件	35 件	H30	94%	おやまで暮らし課
	③太陽光発電システム 27 基（1 基当り 50,000 円）・太陽熱利用システム 6 基（1 基当り 25,000 円）の設置補助金申請 33 件に対し補助金を交付し、再生可能エネルギー利用の支援を行いました。今後も引き続き予算を確保し再生可能エネルギー利用の促進に努めて参ります。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね 3 年を目処に着手 C：概ね 5 年を目処に着手 D：5 年を超えるもの

4. 自ら学び・考え・行動する町民

4-1 環境学習の推進

(1) 施策対象分野	4-1-1(1)さまざまな世代の環境学習のしくみづくり
(2) 現状	
<p>学校や地域などで環境について学ぶさまざまな取り組みが行われています。しかしながら、取り組みへの参加は一部の方々に限られているのが現状です。このため、より多くの人たちの参加が得られるよう取り組んでいく必要があります。</p> <p>幼稚園・保育園・学校などにおける子供たちの学習への支援に加え、大人も対象とした生涯学習を支援することで、環境について学ぶ機会を広げていく必要があります。</p>	

◇課題	◇取り組み
(i) 環境について学ぶ機会や、環境についての情報の不足	① 幼稚園・保育園・学校での環境学習 自然体験や環境保全活動などを通じた環境学習を推進します。
	② 生涯学習としての環境学習 大人世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、環境学習をすすめる人材の育成をはかります。
	③ 環境情報の収集と提供 身近な暮らしの中での環境をより良くするための知恵を収集するなど、環境に関わるさまざまな情報を収集し、広く提供します。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 幼稚園・保育園・学校での環境学習	A	野外教育・保育のできる施設整備、グラウンドの芝生化	4校	0校 計：4校	7校	H29	57%	こども育成課
		① 4校の幼稚園・保育園のグラウンドの芝生化を実施しています。						
② 生涯学習としての環境学習	A	町内の企業の環境に対する取り組みを集め、情報を公開	無	無	情報公開実施	H30	0%	総務課
		② 商工会と連携し町内の企業の環境に対する取り組みを集め、情報公開を行います。						
③ 環境情報の収集と提供	A	HP や広報などでの環境情報の提供	情報提供 無	大気情報提供	環境情報の提供	H28	100%	総務課
		③ 町の大気情報として「大気中のダイオキシン類実態調査結果」、水質情報として町内3河川の30箇所の水質測定結果（小山町環境基本計画に記載）及び主要箇所のBOD・大腸菌群数の経年変化値（小山町環境基本計画〈資料編〉に記載）の環境情報を提供しています。 今後は、環境基本計画年次報告書に最新の環境情報を掲載して参ります。						

*取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	4-1-(2) 自然にふれる・体験する・学ぶ
(2) 現状	
都市型の生活が浸透するとともに、自然とふれあう機会が減っています。特に子供たちは、昔は自然の中で育まれてきましたが、現在では意識して自然にふれあう機会をつくらなければ、自然のすばらしさを知らずに大人になります。自然とふれあう体験の中から、環境に対する配慮の心も芽生えてきます。	

◇課題	◇取り組み
(i) 自然とふれあう機会の不足	① 自然とのふれあい 町民が自然とふれあう機会を創出します。
(ii) 自然に対する知識の不足	② イベント・プログラムの実施と参加 行政はイベントなどの企画により、自然とふれあうための機会を提供します。また、そのための場の整備、指導者などの人材の育成も促進します。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
①自然とのふれあい	A	地域の自然環境をわかりやすく解説した水辺の生物調査パンフレット作成	生物文献調査の実施	実施無	調査パンフレット作製	H30	0%	総務課
	①平成27年度は、事業実施時期が遅れ効果的に生物調査ができなかった為、事業を実施しませんでした。平成28年度は、夏休み期間を利用し足柄地区で、小学生参加の水辺の生物調査を実施しました。今後も、小学校区単位で調査を実施して参ります。							
②イベント・プログラムの実施と参加	A	年間を通じて、普及啓発・環境学習に貢献するイベント・プログラムの開催(回/年)	1回	1回	1回	H30	100%	総務課
	②平成26年度から町の産業祭において地球温暖化防止のPRブースを設け「ふじのくにエコチャレンジチェック事業」を実施しています。町の環境部門単独でのイベント開催は難しいと思いますので、今後も地区のイベント等に参加する形で、環境学習に貢献したいと考えています。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

(1) 施策対象分野	4-2-(1) 地域主体の環境保全活動
(2) 現状と課題	
町内の各地域においては、さまざまな組織や団体により環境保全のための取り組みが進められています。生活に密着した基盤での活動は、地域の環境(自然環境や生活環境)をより良くする取り組みの基本的な単位ともいえます。	

◇課題	◇取り組み
(i) 各地域の多種多様な組織や団体の連携不足	① 団体活動・地域活動での環境保全活動 町民が地域の活動へより積極的に参加していく雰囲気をつくれます。また、未来を担う子供たちを健全に育成する環境を整えていきます。
	② 環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり 環境保全に係わる団体、事業者が連携して活動できるよう、各組織・団体などのネットワークを構築し、連携と協働のしくみを構築します。

(3) 取り組み内容								
取り組み	取組時期	具体目標	H26実績	H27実績	目標値	目標年次	進捗率	担当課
① 団体活動・地域活動での環境保全活動	A	活動支援 「春・秋の環境美化清掃、富士山一斉清掃」	環境美化清掃等支援	環境美化清掃等支援	環境活動支援	H30	100%	総務課
	①「春・秋の環境美化清掃」においてはごみ指定袋の配布及び、粗大ごみ等の回収処理を実施し、富士山一斉清掃では、ごみの回収処理を実施しています。また、企業、ボランティア団体が実施する清掃活動で収集したごみについても回収処理し活動を支援しています。							
② 環境保全に係わる活動を推進するためのしくみづくり	A	環境保全活動に対する表彰、表彰内容の広報や補助制度の創出	無	無	表彰・補助制度創設	H30	0%	総務課
	②町単独での表彰制度や補助制度の創設は、予算措置等を伴うことから難しいと考えますが、静岡県環境衛生自治推進協会連合会の表彰制度や補助制度の利用及び、民間の環境活動に対する表彰や補助制度の活用を進めて参ります。							

※取組時期 A：可能な限り早期に着手 B：概ね3年を目処に着手 C：概ね5年を目処に着手 D：5年を超えるもの

付属 環境用語解説

ア行

■アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法（1993）により、「大気汚染」や「水質汚濁」などと並んで典型七公害のひとつになっている。しかし、同法および悪臭防止法（1971）では、「悪臭」の定義がされていない。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせるなどの原因となる程度の影響があれば「悪臭」としているものと理解され、悪臭防止法で規制がなされている。

■悪臭防止法

典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として1971年に制定され、その後数回にわたり改正されてきた。悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法、及び、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで『臭気指数』を規制する方法の2通りの方法がある。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫

の原因になることが明らかになり、平成元年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■アダプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

■アメニティ

「心地良さ」を表すラテン語に由来する英語。清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並み、歴史的雰囲気など、身の回りの環境の快適さのこと。

■アルキル水銀（R-Hg）

アルキル基と水銀とが結合した有機水銀化合物で、この中には、水俣病の原因物質ともなったメチル水銀、エチル水銀なども含まれる。有機水銀化合物による中毒症状は、水銀と結合している有機物によって大きく異なり、低級アルキル水銀は、体内での分解・排泄がされにくく、特に強い中枢神経障害を起こす。

■一酸化炭素（CO）

炭素やその化合物が不十分な酸素供給の中で燃焼する時に生じる、無色無臭の非常に有毒な気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

■一般項目（生活環境項目）

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目をさし、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群の項目の指定がされている。これらの項目は水質の良否を判断する際に用いられている。

■硫黄酸化物（SOX）

硫黄と酸素の化合物をいい、石油・石炭などの硫黄分を含む燃料が燃焼して生成する。大気汚染では、とくに亜硫酸ガス（SO₂：二酸化硫黄）に注目して測定が行われている。浮遊粉じんと共存して作用することが多く、四日市ぜんそく、川崎ぜんそく等の主要な原因物質といわれている。

■一般廃棄物

住民の日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物という。

■雨水利用施設

雨水を貯留すると日常的に散水などで使用することができるほか、雨水の集中的な流出を抑えることができる。また、雨水を地下に浸透させると、環境保全や改善効果が期待できる。雨水利用施設には、屋根に降った雨水を大地に浸透させる「雨水浸透マス」、屋根に降った雨水を雨どいから貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する「雨水貯留施設」などがある。

■エコアクション21（EA21）

環境庁（現環境省）が策定した、中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、

ISO14001 をベースとしつつ、中小事業者等でも容易に取り組めるようにした環境経営（環境マネジメント）システム。財団法人地球環境戦略研究持続センターが平成16年10月より「エコアクション21 認証・登録制度」を実施している。

■エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転方法を行うと、燃料消費を最大10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

■エコマーク商品

環境保全に役立つと認められている商品につけられるマークで、平成元（1989）年から（財）日本環境協会で実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚等を図ることを目的としている。

■エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

■エコライフ

日常生活で、環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うことを「エコラ

ライフ」という。「エコライフ」を進めるためには、生活様式を省資源・省エネルギー型に変えていくことが必要であり、具体的には、節電・節水・リサイクル・エコクッキングの促進、ごみの減量などに取り組むことを意味している。

■エネルギー原単位

エネルギー使用量を、「生産数量又は建物床面積その他エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」で除したものでエネルギー管理の指標となるもの。

■オキシダント

酸化作用のある物質の総称である。大気中で、炭化水素や窒素酸化物などの汚染物質が紫外線の作用で光化学反応を起こすことによって生成される。その中で酸素より生成するオゾン（ O_3 ）のしめる割合が高い。オキシダント濃度は光化学スモッグ発生の指標とされている。

■屋上（壁面）緑化

都市におけるヒートアイランド現象の緩和を主な目的として、ビル等の屋上（壁面）に草木を植えること。屋上（壁面）緑化は、この他にも大気汚染物質を浄化する、植物や土壌の保水作用により急激な雨水流出を抑制し、都市型水害を防ぐなどの効果がある。

■オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏の高度 20km～40km 付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏の

オゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害等を引き起こすことが懸念されている。

■汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量をさし、濃度と排出量の積で算出する。たとえ濃度が低くても排出量が大きければ環境への影響は大きいので、環境への影響を推定する際に用いられる。

■温室効果ガス

二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、フロン等は「温室効果ガス」と呼ばれ、地表から放射される赤外線を吸収し、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

力行

■化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。化石燃料の燃焼にともなって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

■家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。平成 10(1998)年 5 月に成立し、平成

13(2001)年4月より施行されている。廃家電製品のリサイクルを推進するため、メーカー、輸入事業者、販売店、自治体、消費者の役割分担等を定めている。当面は、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を対象に回収・再利用を図る。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■カレット

ガラスくず全般のことをいう。資源ごみとして回収されたワンウェイびんその他の使用済みガラス製品、割れたり傷ついたりして再利用不能となったリターナブルびんなどは、色別に分類され、小さく破砕されてカレットになる。カラー舗装用材料、路盤材その他の骨材、断熱用ガラス繊維などにも使われる。

■環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響を事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じるようにするもの。我が国においては、「環境影響評価法」が平成9(1997)年6月に制定され、平成11(1999)年6月から施行されている。

■環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の(1)環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2)環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環、共生、参加、国際的取組を長期的目標に据付け、平成24(2012)年4月から第四次環境基本計画として定められている。

■環境基本法

平成5(1993)年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民等の社会を構成する全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全する

ための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会等を通じて行う教育をいう。

■環境権

誰もが、より良い環境を、同等に享受できる権利のことで、1972年の国連人間環境会議で採択された人間環境宣言の中でも、「良好な環境の享受は、市民の権利である」とされている。日本においても環境権は、憲法第25条（生存権）や憲法第13条（幸福追求権）として認められるものであり、法的保護下に置かれるべきであるという主張もある。近年、日照権、静穏権を求めた訴訟がみられるが、こうした環境権を具体的権利として要求する市民訴訟が増えている。

■環境騒音

ある地点において、音として聞くことができるすべてが混ざっている騒音をいう。たとえば、住宅地の遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒に混ざっている騒音などである。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガスなどのほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施によ

り、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌をかく乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物など、およそ70種類が疑われる化学物質としてあげられている。

■環境マネジメントシステム（EMS）

企業等の事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。

①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取組を高めていこうとするもの。

■間伐

主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で木を伐採すること。

■規制基準

これ以上は超えてはならないという、行政上の取り締まり基準であり、事業者等がこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

■貴重種

一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指す（ecologically

valuable species)。希少種と同義語、または希少種・重要種などを総合的に表す語として使用されることが多い。

■近隣騒音

飲食店でのカラオケなどの営業騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、一般家庭のピアノ・クーラーからの音、ペットの鳴き声などの生活騒音の総称である。単に音の大きさだけでなく、日頃のつきあいなどが関係するため、主観的・心理的要素がからむ傾向が強い。

■クリーンエネルギー

炭素を含まず、地球環境への影響が少ないエネルギーで、太陽エネルギー、地熱、風力などの自然エネルギー、及び水素エネルギーがある。

■グリーン購入／グリーンコンシューマー
製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

■健康項目

環境基本法の人々の健康の保護に関する環境基準に定められている項目をさし、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素等の26項目が指定されている。これらの物質は慢性毒性もあり、また急性毒性も強く、人の健康を阻害する物質である。

■建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、平成14年5月に完全施行された。建築物の分別解体と特定資材のリサイクル(困難な場合は縮減)を、一定規模以上の新築工事などの受注者に義務付ける法律。建設発生木材、コンクリート塊、アスファルトなどが対象。また、これまで無届けでも可能だった解体業者の都道府県知事への登録、技術管理者の選任を義務付け、技術力のない者や不良業者の参入を防止している。

■建築基準法

昭和25年に制定された建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低基準を定めた法律。平成15年7月からはシックハウス対策の規制が盛り込まれた。具体的には、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制するもので、住宅、学校、事務所、病院などすべての建築物の居室を対象としている。

■原因者負担の原則 (Polluter pays Principle)

経済開発協力機構が1972年に採択した「公害防止費用は公害発生の原因者が負担する」という決議が基となり、公害対策の基本理念となっている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN等の総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を

刺激する等の健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

■光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた『光化学オキシダント』や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいう。

■公害

環境基本法第2条では、公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康または生境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。最近では、環境全体の調和や秩序をみだすものとして「環境汚染」、あるいは「環境破壊」という言葉と同じ意味で「公害」を幅広くとらえようとする傾向がある。

■公害防止協定

行政庁や住民等が、公害発生企業等と「協定」を結びこれを公表することによって、公害を防止するものである。公害防止協定の法的解釈は紳士協定説と契約説があり、内容の法的拘束力の解釈について対立がある。

■公共用水域

水質汚濁防止法の定義では、「公共用水域と

は、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路」をいう。

■交通需要管理施策（TDM）

1 人乗りマイカー通勤の削減、公共交通機関への転換、時差通勤など、交通需要側への規制、誘導、啓発などの需要調整によって交通渋滞などを解決しようとする施策。

■コージェネレーションシステム

1つのエネルギーから電気・熱など複数の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのこと。一般的にはガスタービン、ガスタービン等により発電を行うと同時に、その廃熱を利用するシステム（熱電供給）のみを指す場合と、それらの動力を発電以外に利用するシステム（熱動力供給）等を含める場合とがある。通常発電による熱効率が40%以下であるのに対し、コージェネレーションでは、70~80%と極めて高い熱効率が期待できる。

■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

■コンポスト

バクテリアが落ち葉やふん尿など有機物を分解することにより、生成される堆肥のこと。

サ行

■最終処分場

リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分（埋め立て）するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。また、処分する廃棄物の種類により、構造上、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場がある。最終処分場の残余年数の引き伸ばしが大きな問題となっている。

■再生可能エネルギー

再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。特にバイオマス、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）など。

■里山

人里に近い集落周辺の低山地帯を総称し、雑木林や竹林、ため池、棚田、畑などを含めた生活エリアを指す。林産物、肥料、薪炭の生産などに利用されてきた。近年、住民に身近な自然として評価されるようになり、生物の生息空間のつながりとしても大きな役割を担う。

■砂漠化

気象的要因に過放牧・過耕作や薪炭材採取等の人為的要因も加わり、乾燥地の生物生産力が減退する「砂漠化」が進んでおり、地球温暖化によりさらに進行することが心配されている。現在、砂漠化の進行をくいとめるために植林活動、農業技術援助等の砂漠緑化の試みが行われている。

■産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック、がれき類など廃棄物処理法で定めた19種類に該当するもの。一般廃棄物に比べて量、多様性、含有物質の有害性などの面で環境に与える影響が大きい。

■酸性雨

雨水に工場や自動車から出された硫酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて、強い酸性（pH5.6以下）を示すようになった雨のことをいう。

■シアン（CN）

青酸カリウムや青酸ソーダなどに含まれる物質で、体に入ると呼吸困難を起こし、死にいたらしめる猛毒であり、経口致死量は、0.06g/人といわれている。メッキ、金属精錬、写真工芸、医薬、農薬の製造、有機合成などに広く用いられている。

■資源循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとするもの。このような循環型社会づくりは環境保全型の社会づくりの重要な柱のひとつである。

■静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例（平成8（1996）年3月制定）の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を

図るため、平成9（1997）年3月に策定された。現在は、平成23年3月に策定された第3次計画を推進している。

■次世代省エネルギー基準

省エネ法第73条に基づいて規定された省エネ住宅の基準。平成11年に公布され、現在のものは「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主など及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」として平成18年3月に公布された。上記の告示に定めるものと同等以上の性能を有する工法かどうかの評価を行い、適合すると判断されたものに対して「次世代省エネ基準適合住宅」の評定書が交付される。

■自動車騒音面的評価

自動車騒音面的評価は、自動車騒音常時監視として実施するものであり、評価対象路線の道路端から50m以内に位置する個々の住宅について、1件ずつ環境基準に適合しているかを判断する評価方法であり、評価対象住宅の総数を分母とし、環境基準適合住宅数を分子として、評価対象路線の環境基準適合率をパーセントで表示したもの。

■臭気指数

人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指数化したもの。全ての臭いが規制の対象となり、また住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすくなる。

■重金属

比重が4以上の金属で、金、銀、鉄などのほか、水銀、鉛、カドミウム、銅、マンガンなどがある。体内に蓄積されると急性、慢性の中毒症状を示すものが多い。

■循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律で、平成12（2000）年5月に制定された。廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るもの。

■省エネ法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で昭和54年に制定された。工業・事業所などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃料基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。

■食育

心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指す。平成17（2005）年6月に食育基本法制定、平成18（2006）年3月末には家庭や学校、地域などで取り組むべき課題を列挙し、数値目標も掲げた食育基本計画が策定されている。

る。三島市でも、食育基本計画を平成 20 年 3 月に策定した。

■振動

公害として問題にされる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

■振動規制法

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として昭和 51（1976）年に制定された法律。

■振動レベル

振動レベル計を用いて振動感覚補正を通して測った鉛直振動加速度レベルのことである。一般に振動の大きさを表わし、その単位としては「デシベル」(db)が用いられる。

■新エネルギー

従来使っていた石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、今後研究開発・導入が図られる石炭液化・ガス化、太陽エネルギー、深部地熱、水素エネルギー、風力、バイオマスなどの新規開発エネルギーをいう。

■水源（地下水）かん養機能

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川

や地下水等の水源が枯渇しないようにする機能をいう。

■水質汚濁防止法

昭和 45(1970)年にそれまでにあった「水質保全法」と「工場排水規制法」を統合してできた法律。国民の健康保護と生活環境の保全を目的として、工場・事業場からの河川への排水の規制や有害物質の地下浸透の禁止が規定されている。全国一律の排水基準のほか、都道府県による上乘せ排水基準を設けることができる。

■水生生物

海洋・湖沼・河川・地下水等の水中で生活している生物をいう。水生生物の分類は様々で、例えば生活様式により、底生生物、漂泳生物、固着生物等に分けられる。環境省では、水生生物を生物指標とした水質調査を呼びかけている。当該調査は、サワガニ、トビケラ、ヒル、エラミミズ等 29 種類の水生生物を対象とする生息調査を実施し、その結果によって、その地点の水質階級の評価をするものである。この 29 種類の水生生物は、「きれいな水」、「ややきれいな水」、「きたない水」、「とてもきたない水」の四つの水質階級の指標生物として分類されている。

■ストップ温暖化推進員

「ストップ温暖化推進員養成講座」の修了生で、地球温暖化問題に関心を持ち、地球温暖化防止に関する普及啓発活動を行う方。個人としての活動だけでなく、組織的な活動の充実を図るため、三島市ストップ温暖化推進協議会を設立して様々な啓発活動を

行っている。

■スマートウェルネス

「ウェルネス(健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること)」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルのこと。

■生活雑排水

一般の家庭から排出される汚水のうち、し尿及び水洗便所からの排水を除いたすべての排水で、主に炊事、風呂、洗たくなどから出される排水をいう。近年、都市部への人口集中により、都市部の河川・湖沼での水質悪化の重大な要因として問題になっている。

■生物の多様性

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

■節水コマ

給水栓のハンドル開度による水圧変化を少なくし、栓を開いたときの無駄な水を削減するもの。水道の蛇口からは1分間流しっぱなしで11~13ℓの水が流れているが、節水コマを取り付けることによって1分間に最大約6ℓの節水になる。

■絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスであるが、今日の絶滅は自然のプロセスとは

まったく異なり、さまざまな人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。環境省のレッドデータブックでは、絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種)、同Ⅱ類(絶滅の危機が増大している種)に位置づけられたものが“絶滅危惧=絶滅のおそれのある種”とされているが、一般的には、環境省や都道府県発行のレッドデータブックに記載されている動植物種(準絶滅危惧種なども含む)全般に対して使われている。

■ゼロ・エミッション

廃棄物や排熱の自然界への排出(エミッション)をゼロにすること。具体的には、産業・社会部門における廃棄物・排熱を極力再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすこと。

■騒音

「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。したがって騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音などがあげられる。

■騒音規制法

「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等

により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的として、昭和 43（1968）年に制定された法律。

■騒音レベル

騒音計による測定値を騒音レベルという。周波数特定によりA特性とC特性があるが、聴覚に最もよく対応するといわれるA特性が用いられる。単位は「デシベル」（dB）が用いられる。

■総水銀（T-Hg）

水銀化合物には、有機水銀化合物と無機水銀化合物があるが、これらを合わせたものをいう。一般に水銀化合物は毒性をもち、中枢神経障害などを引き起こす。その中でも、メチル水銀は水俣病の原因となった物質であり、毒性が強い。

■総量規制

地域内の汚染物質の排出総量を許容量以下に押さえることによって、環境を良好な状況に維持しようとする規制方式をいう。「総量規制」は、環境基準等の目標を維持達成するための条件として許容負荷量を定め、各企業等からの汚染物質の排出総量がそれ以下になるように規制するものである。

タ行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■大気汚染防止法

昭和 43（1968）年に、それまであった「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を大幅改訂する形で制定された、大気汚染を防止するための規則を定めた法律。ばい煙及び自動車の排気ガスの定義を拡大し、都道府県による上乘せ基準の設定を可能にした。

■炭化水素（HC）

炭素と水素からなる化合物の総称である。炭素原子の連なり方により鎖式炭化水素と、環式炭化水素とに大別される。すべて完全に酸化すれば水と二酸化炭素になる。自動車の排ガス中や、石油タンク等から大量に放出される。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

■炭素税

二酸化炭素の排出に対する課徴金制度のこと。環境税は、二酸化炭素排出も含めて、もう少し広義な意味で環境に負荷を与えるもの（環境の利用者）に対する課徴金制度を指す。温室効果ガスの一つで地球温暖化の主原因物質とされている二酸化炭素排出（環境に負荷を与える営み等）に課税・課徴金制度を導入するもので、その財源を環境保護や新エネルギー開発等に活用する場合もある。二酸化炭素排出量削減（環境問題解決）のために経済的手段の導入を図るものである。オランダやスウェーデンなど EU 諸国を中心に多くの先進国で既に導入されている。

■地球温暖化

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）の濃度が人間活動により上昇

し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が1.1～6.4℃上昇し、これに伴い海面が約18cm～59cm上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。国際的には、平成4(1992)年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(UNCED:環境と開発に関する国連会議)において署名され、平成6(1994)年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組み条約」を中心に地球温暖化防止対策が展開されている。平成9(1997)年に京都で開催された第3回締約国会議(COP3)では二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減目標が設定された(京都議定書。平成17(2005)年2月発効)。日本は、京都議定書第一約束期間(2008年から2012年)については参加したが、平成23年11月に、『京都議定書第二約束期間:COP17(ダーバン会議)』からは離脱することを宣言した。平成25年11月に開催された『COP19(ルシャワ会議)』では、平成32年までの温室効果ガス削減目標を「平成17年比3.8%削減」と公表している。

■地球環境問題

国境を越えた地球規模の環境問題を指し、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、森林破壊、野性生物種の減少、砂漠化、有害廃棄物の越境移動、及び開発途上国等の公害があげられる。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合って引き起こされている。先進国での大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会活動、さら

には人類のこれまでの技術文明の責任を問う内容を含んでいるといえる。

■地産地消

地域生産地域消費(ちいきせいさん・ちいきしょうひ)の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する地域発の動きとして注目されている。国は、地産地消が食料自給率の向上に必要であると位置づけ、推進体制の整備や地域計画の策定などを支援している。また、食育や地域活性化につながるなど、生産、消費の両者から大きな期待が寄せられている。

■窒素酸化物(NO_x)

窒素と酸素の化合物をいい、公害用語としては、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、NOが生成する。これは、空気中で徐々にNO₂に変化する。発生源としてはボイラー等を表として広範囲に存在し、排出口の小さい自動車とくに都市部では問題になっている。NO₂はNOより呼吸器に対する影響が大きく、また吸入されたNO₂の大部分は呼吸器に摂取され、呼吸器以外の組織や反応にも影響を及ぼすといわれる。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

■中央値

累計度数曲線の50%の度数レベルでのレベル値のことである。指示値が不規則に変動する騒音レベルの表し方の一つである。一般に、中央値を「L50」で表す。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、エタノール自動車、水素自動車、ソーラーカーの他、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス認定車などが含まれる。

■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

■低周波音

低い周波数の音で、周波数がおおむね百ヘルツ以下の音をいう。近年高架橋を走るトラック、ボイラーの燃料音などによって発生する低周波音による苦情が出てきている。

■定量下限

一定量の試料に含まれる特定の物質の量を特定の方法で分析するとき、その分析において、はかることができると公に認められている最小の濃度をいう。

■デポジット制度

デポジットとは「預り金」を意味する。製品を販売するに当たって、一定金額を預り金として上乗せして販売し、消費者が容器等を返却すると預り金が払い戻される制度。容器等の再利用と資源の回収率を高めるために効果的である。

■等価騒音レベル

変動する騒音レベルのエネルギー的な平均

値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的指標である。睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的うるささ）との対応に優れており、「騒音に係る環境基準」では、測定結果の評価に等価騒音レベルを採用している。一般には、等価騒音レベルを「Leq」で表す。

■透視度

水の濁りや着色の状態を知る方法の一つで、内径 32～35mm のガラス管の底に5号活字を書いた板を沈め、液層を何 cm までにすれば活字の確認ができるかにより、水の汚れを調べる方法である。透視度が大きいほど水の濁りは小さいことを示している。

■透水性舗装

雨水浸透施設の一つとして主に公園や道路、駐車場等で導入されている。空隙率の高いアスファルト等を採用することにより、雨水を表面流出させることなく地下に浸透させる舗装。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出が禁止される。植物では、アレチウリ、オオキンケイギク、動物ではアライグマ、カミツキガメ、ブルーギルなどがある。

■特定化学物質

PCBによる環境汚染問題を契機として、PCB類似の性状（難分解性、高蓄積性及び

慢性毒性)を有する化学物質の規制を目的として、昭和48年10月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が公布された。同法により、新規の化学物質については、難分解性、高蓄積性及び慢性毒性等があるかどうか、その製造又は輸入前に審査(新規化学物質の事前審査)され、それらの性状をすべて有する化学物質を「特定化学物質」として指定し、製造、輸入、使用等の規制を行ってきた。その後、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンによる地下水汚染問題等を契機に61年5月の同法の改正により、従来の特定化学物質が第一種特定化学物質とされ、新たに高蓄積性はないものの難分解性であり、かつ慢性毒性等の疑いがある化学物質が指定化学物質として指定されることとなった。指定化学物質については、製造量等の監視を行い、当該指定化学物質により相当広範な地域の環境汚染により健康被害を生ずるおそれがあると見込まれる場合には有毒性の調査がなされる。その結果、慢性毒性等があることが判明した場合には、「第二種特定化学物質」として指定される。第二種特定化学物質については、取扱いに係る技術上の指針の遵守、環境汚染の防止に関する表示が義務づけられるとともに、必要に応じ、製造、輸入量等の規制が行われることとなった。

■特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている作業の総称である。

■特定工場

特定施設を設置している工場・事業場をいう。

■特定施設

工場や、事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称である。

■都市生活型公害

都市地域における経済活動の拡大と人口の集中が結びついて生ずる交通公害、水質汚濁、近隣騒音などによる生活環境の悪化のことをいう。都市生活型公害は発生源が個々に小さく、移動したり、広く分散したりしていて、発生源対策のみで十分対応しきれない場合が多く、土地利用の適正化、交通体系、物流システム、生活排出物の処理システムなどの都市構造対策の推進が必要であるといわれている。

ナ行

■二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■二次林

伐採後再生した森林など、過去に人為が加えられ、その影響を受けている森林、または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。

■熱帯雨林の破壊

世界の熱帯雨林は、かつて陸地面積の16%を占めていたが、現在では6%にすぎず、集団的な焼畑移動耕作や、商業材の不適切な伐採により年々減少している。熱帯雨林の破壊にともなって貴重な生物資源や、そこに住む住民の生活基盤が失われたり、陸上の水循環に影響を与え、気候変動、砂漠化、地球温暖化が心配される。熱帯雨林は、炭酸ガスを吸収し酸素を供給するなど人類全体に多大な恵みをもたらすかけがいのない財産であるといえる。

■濃度規制

工場・事業場などから排出されるばい煙等の中に含まれる汚染物質の割合を一定量以下にするために、排出濃度を法等で規制することであり、規制方法を論ずる際、総量規制（前記参照）に相対するものとして用いられる。

■ノーカーデー

自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の改善のため、自動車の利用を自粛し、公共交通機関などを利用して通勤する日を設けること。

■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行

為、すべてをいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、屋外で木くず・紙くず・廃プラスチック等のごみを燃やすことは野焼きになる。例外規定は以下のとおり。①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの②災害の予防、応急対策・復旧のために必要なもの③風俗習慣上又は宗教上の行事（どんど焼き・塔婆の供養焼却等）④農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑・畔草や下枝の焼却等）⑤焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの（落ち葉焚き・焚き火・キャンプファイヤー等）また、焼却炉でゴミを燃やす場合も構造基準（ダイオキシン対策特別措置法）を満たしていない焼却炉については使用が禁止されている。

八行

■ばい煙

燃焼、加熱及び化学反応などに伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなどをいう。

■バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食用油を原料として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの一つ。

■バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー

ギー源となる。木炭や薪（まき）などはこのバイオマス的一种。現在、代替エネルギーとして注目を浴びている。

■廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

■排出権取引制度

予め各工場や国ごとに排出できる汚染物質の量を権利として割り当てておき、その割当を超えて排出しようとする工場や国は、余裕のある工場や国から排出権を買って生産し、社会全体として最も安い費用で汚染物質の排出を減らしていくという仕組みである。この制度は、理論的には最も効率のよい制度として早くから注目され、米国では1976年頃から硫酸化物や粒子状物質の削減対策の手法として導入されてきた。最近では、米国の酸性雨対策の一環として利用されているほか、地球温暖化防止対策の一環として二酸化炭素排出権の売買制度はEU内では2005年1月から実施されており、国内でも検討が行われている。

■ばいじん

燃焼、加熱及び化学反応などにより発生する排出ガス中に含まれる固体の粒子状物質をいう。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■パークアンドライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。都心部への自動車の乗り入れ規制や、有料化等の施策を抱き合わせて実施すれば、その促進がより効果的となる。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。

■ヒートアイランド

首都圏などの大都市圏においては、典型7公害とは全く異なったヒートアイランド現象と名付けられた現象が現れている。都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。このような現象は東京などの大都市ですでに日常生活の中で実感できる程までになっている。例えば東京の年平均気温を見る

と、1870年代の約14℃からこの120年の間に2℃も上昇し、年平均湿度も約77%から約63%に下がっており、ヒートアイランド現象がその一因と考えられている。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエネルギー需要をさらに増大させるという悪循環を生み出す。これに対し、緑地は、植物が葉面から水が蒸発する際に周りの熱を奪うため気温を調節する機能を持ち、都市内河川や海域などの水辺もヒートアイランド現象を緩和する効果を持っているといわれており、都市における自然地域の重要性が増している。

■ビオトープ

ドイツ語のB i o (生物)とT o p e (空間、場所)を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を、保全・復元した場所としてとらえられるようになった。

■光害 (ひかりがい)

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、野球場の照明など原因はさまざまで、都市上空では夜空が明るすぎて天体観測に支障が出ることもある。また、農作物の生育不良や動物の生体リズム・代謝機能異常なども報告されている。

■微小粒子状物質 (PM2.5)

直径 2.5 μ m以下の小さな粒子のことを言

い、ディーゼル車の排気ガスが主な排出源とされている。直径が小さく肺の奥深くまで入りやすいことから、肺がんや呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。平成21年に環境基準が設定された。

■非メタン炭化水素

大気中に存在するメタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダント発生の原因となるため、自動車や事業所などの発生源についての排出規制が実施されている。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行などのほか、海塩粒子など自然現象によるものもある。

■プレサイクル

消費の段階で、ごみにならないもの、リサイクルしやすいものを選ぶこと。たとえば、ワンウェイびんや缶、PETボトルなどの使い捨て容器ではなく、リターナブルびんを選ぶことがあげられる。また、過剰包装を避けることもプレサイクルである。

■フロン (フルオロカーボン)

ふっ素を含む炭化水素化合物の総称。洗剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられていたが、クロロフルオロカーボン(CFC)をはじめとするいくつかのフロンは、オゾン層を破壊する物質であることが指摘され、世界的に全廃の方向に向かっている。我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の

保護に関する法律」により、回収・再利用・破壊の促進を図っている。フロンは、温室効果ガス的一种として地球温暖化にも寄与していることから、地球温暖化防止対策と併せた対策が必要となっている。

■粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、公害用語としては、物の破碎、選別などの機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

■放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主としてアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種を指しているが、これらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

■ぼかし

米ぬか、もみがら、糖蜜にEM菌（有効微生物群）混ぜて発酵乾燥させたもの。生ごみにぼかし（発酵合成型有機堆肥）を使用して発酵させると良質な有機肥料となる。

■ホルムアルデヒド

合成樹脂や接着剤、塗料などに幅広く使われている化学物質。水溶液のホルマリンは防腐剤や消毒薬などに使われる。気化したものを長期間吸った場合に発がん性があると指摘され、厚生労働省などが様々な規制を定めている。吸い込むと目や鼻の粘膜を刺激するため、シックハウス症候群の原因物質の一つとされる。

マ行

■マニフェスト

排出業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを「管理票（マニフェスト）」に記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する方法。制度としては、平成10（1998）年12月から実施されている。

■緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和するもの。省エネルギーだけではなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

■緑の基本計画

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称で、そのまちの緑の将来のあるべき姿とそれを実現させる方法を示すもの。平成6（1994）年6月の都市緑地保全法改正に伴って創設され、市町村に策定することが義務づけられた。

ヤ行

■有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では、工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

■有機塩素系化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素系化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農

薬として使用された。しかし、化合物により差はあるが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化した。

■有機塩素系溶剤

公害用語としては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等の総称である。強い脱脂作用を持つため、金属、機械部品などの脱脂洗浄剤、ドライクリーニング用の洗浄剤などに使われている。使用当初は毒性が不明であったが、発ガン性や肝毒性などが指摘され、地下水がこれらの物質で汚染されていることが判明したため、新たな環境汚染として問題になっている。

■有機物

炭素の酸化物や金属の炭酸塩など、少数の簡単なもの以外のすべての炭素化合物の総称である。元来は有機体を構成する化合物及び有機体によって生産される化合物という意味で名付けられたものであって、生物の生活力によらなければ生成されないものと考えられていたが、現在では有機物の合成が可能になったため、言葉と概念だけが今でもそのまま使われている。

■ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。ユニバーサルデザインの領域は製品、施設、都市などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたる。

■容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。平成9(1997)年4月に施行された。循環型社会をつくるため、商品の容器や包装の廃棄物を、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器の製造事業者や容器を利用する事業者は収集されたものを再商品化することを促進する法律である。

■要請限度

自動車騒音・振動により、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度値。この限度を越えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に交通規制等の措置を執るよう要請することができる。環境基準同様、地域の区分別、時間帯別に定められている。

ラ行

■リサイクル

廃棄物として処分される物を改修し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リデュース

ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

■リフューズ

ごみになるものを買わないこと。「ごみの発生回避」ともいわれる。リデュースとの区別

が難しく、リフューズを含めないで3Rと呼ばれることもある。

■リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

■レアメタル

埋蔵量が少なかったり、採取が難しいなどの理由で、生産量や流通量が非常に少ない非鉄金属。コバルトやバナジウムなど全部で31 鉱種ある。わずかな量を加えるだけで製品の機能を上げることができるなど優れた特長があり、自動車、環境保全、鉄鋼など幅広い分野で利用されている。

■レッドデータブック

環境省などが、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等を取りまとめたもの。全世界レベルのレッドデータブックを編纂している IUCN（国際自然保護連合）で、より定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーが平成 6（1994）年に採択されたことを受け、我が国においても平成 7（1995）年からレッドデータブックの見直し作業を開始している。新しいレッドデータブックは、レッドリストの公表後に作成しており、平成 18 年 8 月までに全てを刊行済みである。

■レッドリスト

レッドデータブックに掲げるべき日本の絶滅の恐れのある野生生物の種のリストのこと。環境省では、平成 12（2000）年 4 月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成、公表している。平成 14 年度からレッドリストの見直し作業に着手し、生息状況や生息環境の変化等最新の知見に基づいて検討を行い、平成 18 年 12 月には、鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物の 4 分類群の新たなレッドリストを取りまとめて公表、また、平成 19 年 8 月には、残りの哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱの 6 分類群について、新たなレッドリストを公表した。

■ロハス（LOHAS）

Lifestyles of health and sustainability の略。健康で持続的なライフスタイルのこと。また、それを志向する市場のこと。英数

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位は mg/L で表され、数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

■Bq（ベクレル）

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。国際単位系（SI）の放射能の単位で、1 個の放射性核種が 1 秒間に 1 回崩壊して放射線を放出する場合、1 ベクレルとなる。その量は放射線のエネルギーや人体への危険度とは異なる。名称は放射能の発見者であるフランスの物理学者アンリ・ベクレル

に由来する。放射線被曝の人体への影響を表す単位シーベルトに換算するには、放射性核種の種類、または経口や吸入などの摂取の違いに対応する実効線量係数を、ベクレルの値に乗じて求める。一般に、放射性物質が混入した食品や土壌の放射能の強さは、単位重量当たりの値で表され、具体的には、放射性セシウムによる放射能の基準値は、一般食品 1kg 当たり 100 ベクレルなどと定められている。

■CASBEE 静岡

静岡県建築物環境配慮制度では、建築物の環境性能を総合的に評価し、また分かりやすく環境配慮の取り組みに関する情報を提供するため、「CASBEE 静岡」という評価ツールを用いている。建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) は、平成 15 年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムである。CASBEE はいくつかの評価ツールで構成されており、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取り組みを考慮して「CASBEE 新築 (簡易版)」を一部編集し直したシステムが「CASBEE 静岡」である。

■COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸化剤の量を、それに相当する酸素の量として mg/L で表したものである。水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられ、その数字が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

■DO (溶存酸素)

水中に溶けている酸素の量を mg/L で表わしたもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が定まっている。しかし、水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物によって酸素が消費されるため、溶存酸素は減少する。通常溶存酸素の補給は、大気からの溶け込みや藻類等の光合成によるが、水中での消費とのバランスでその水域の溶存酸素量が定まり、汚濁が進めば溶存酸素量は低くなる。なお、溶存酸素量が一定値以下になると魚類等の生息も制約され、さらに減少すると生息しなくなる。また 1.0mg/L 以下になると、水底に蓄積した泥から硫化物、メタンガス等が発生するようになる。

■g/m³N

工場の煙突の煙や炭坑などの塵埃 (じんあい) の中に含まれるすすなどの微粒子の濃度を表す単位、0°C 1 気圧の空気中に含まれる g 量を示す。

■ISO14000 (環境 ISO)

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントなど、広範囲にわたっている。このなかで中心となるのは ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様について定めている。

■K 値

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準としてとりいれられている定数であり、施設ごとに、煙突の高さに応じた硫黄酸化

物の許容排出量を求める際に使用される。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく、低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、蛍光灯や電球に置き換わる光源として普及しつつある。

■n-ノルマル

ヘキサン抽出物質(油分)水中に含まれる比較的発揮しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称で、通常油分と言っている。工場排水の場合は、鉱物油及び動植物油とに分けて基準を定めている。

■NPO (Non-profit Organization)

民間非営利団体の略称。広義には公益・学校・宗教・医療・福祉などの各法人や共同組織、ボランティアグループも含まれる。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

■pg (ピコグラム)

1兆分の1グラムを表す重さの単位。ナノグラム(ng)の1000分の1、マイクログラム(μ g)の100万分の1、ミリグラム(mg)の10億分の1。ダイオキシン類などの有害化学物質について、生涯摂取しても健康に影響がないと判断される1日あたりの摂取量である「耐容1日摂取量」(T

D1)などの単位として用いられる。

■ppb

1ppmの1000分の1を1ppbという。

■ppm

微量の割合を表す単位で、濃度や含有率を示すのに用い、100万分の1を1ppmという。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1ppmとは、1m³の大気中に1cm³の汚染物質が含まれていることを表す。

■ppt

1ppbの1000分の1を1pptという。

■PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

平成11(1999)年7月に制定された法律。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。

■pH

溶液中の水素イオンの濃度を意味し、一般的には水素イオンのモル濃度の逆数の常用対数で定義されている数である。(pH=-log[H⁺])。溶液の酸性・アルカリ性の度合を表わし、pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性である。

■SDS(Safety Data Sheet:安全データシート)制度とは、事業者による化学物質の

適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」（以下、「化学品」）を他の事業者に譲渡又は提供する際に、化管法 SDS(安全データシート)により、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めていただく制度です。

取引先の事業者から化管法 SDS の提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学品について必要な情報を入手し、化学品の適切な管理に役立てることをねらいとしています。

■SS（浮遊物質）

Suspended Solid の略で、流径 2mm～1 ミクロンの水に溶けない懸濁物の総称である。重要な汚濁指標のひとつで、SSが多くなると、水はにごって光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害したり魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の正常な生活活動を維持するには、25mg/l 以下が望ましいとされている。

■Sv（シーベルト）

放射線被曝による人体への影響の度合いを表す単位。国際単位系 (SI) の放射線の線量当量。名称は放射線防護の研究で知られるスウェーデンの物理学者ロルフ＝シーベルトに由来する。放射線が人体に及ぼす影響は放射線の種類（ α 線、 β 線、 γ 線など）によって異なる。そのため、人体が吸収する放射線のエネルギー（吸収線量、単位はグレイ）に放射線の種類別に定められた修正係数を乗じた値で表される。具体的には、人が普通の生活で浴びる放射線は世界平均で年

間 2.4 ミリシーベルト、1 回の胸部 X 線撮影で 0.1～1 ミリシーベルト程度であり、放射線業務従事者が 1 年間に浴びてもよい線量限度は 50 ミリシーベルトと定められている。

■TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い 2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾダイオキシン）に換算した量として表す符合。

■VOC（揮発性有機化合物）

揮発性有機化合物の総称で、沸点が 50℃から 240～260℃までの有機性物質。住宅室内の空気を汚染する化学物質と考えられており、建材・施工材に使われる溶剤のトルエン、キシレンはその代表的な物質である。人体に有害な物質だけでなく、無害な物質もある。

■2%除外値（98%値）

日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価する時に用いる。年間の有効な日平均値を大きい順に並べた場合、上位の値は変動幅が大きく、異常値や突発的な不確定な要素が多いといわれる。そのため測定値数の 2%に相当する高濃度測定値を除外した残りの値のうち、最高値を 2%除外値と称する。

■90%レンジ

蓄積度数曲線の上端及び下端でそれぞれ 5%の度数を除いたレベル幅のことである。指示値が不規則かつ大幅に変動する場合の騒音レベルの表わし方の一つで、騒音規制法では、工場騒音、建設作業騒音など大きさ

の決定方法として、90%レンジの上端値が採用されている。一般に、90%レンジの上端値を「L5」、90%レンジの下端値を「L95」で表わす。